

甘楽町立地適正化計画 (案)

令和8年1月版
甘楽町

目 次

第1章 計画の概要	1
1-1. 策定の背景と目的	1
1-2. 計画で定める事項	2
1-3. 計画の位置付け	3
1-4. 計画の対象区域	4
1-5. 計画の期間	5
第2章 立地適正化に関わる本町の現況と課題	6
2-1. 位置・地勢	6
2-2. 人口に関する現状と将来推計	7
2-3. 土地利用・都市施設に関する現状	15
2-4. 交通に関する現状	26
2-5. 災害に関する現状	32
2-6. 財政・地価に関する現状	34
2-7. 上位関連計画の概要	38
2-8. 課題	42
第3章 立地の適正化に関する基本的な方針	44
3-1. まちの将来像・まちづくりの理念	44
3-2. 立地の適正化に関する基本的な方針	45
3-3. 目指すべき都市の骨格構造	46
3-4. 計画人口	48
第4章 居住誘導区域等の設定	49
4-1. 居住誘導区域等の設定方針	49
4-2. 居住誘導区域等の設定	52
第5章 都市機能誘導区域・誘導施設の設定	60
5-1. 都市機能誘導区域の設定方針	60
5-2. 都市機能誘導区域の設定	62
5-3. 誘導施設の設定	71
第6章 誘導施策	79
6-1. 基本的な考え方	79
6-2. 届出制度の運用	80

6-3. 誘導施策.....	82
6-4. 低未利用土地の利用と管理のための指針.....	84
第7章 防災指針.....	86
7-1. 防災指針とは.....	86
7-2. 災害リスクの分析.....	87
7-3. 防災・減災まちづくりに向けた課題と方針.....	95
7-4. 具体的な取組、スケジュール.....	97
第8章 定量的な目標値.....	98
8-1. 評価指標と目標値.....	98
8-2. 計画の評価と進行管理.....	101

第1章 計画の概要

1-1. 策定の背景と目的

本町では、人口減少と少子高齢化の進行により、今後、医療・商業等の生活サービス機能や公共交通の維持が困難になることが懸念されます。さらに、税収入の減少、医療費の増大等が見込まれるとともに、公共施設の老朽化も進むことから、将来的に財政面で都市経営を持続することが困難になる可能性があります。

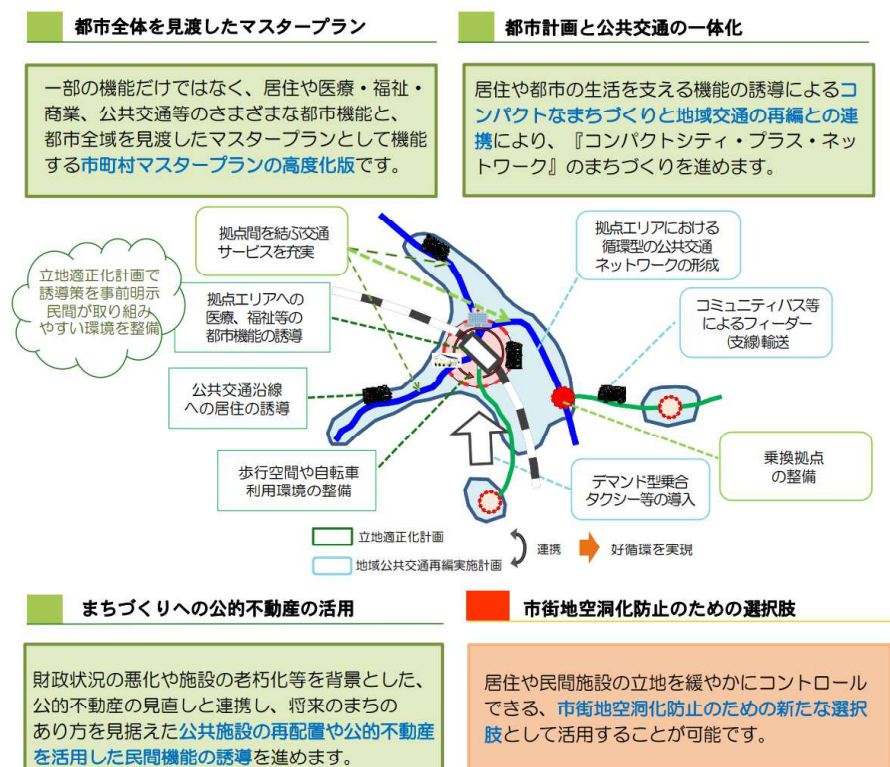
国では、平成26年（2014年）に都市再生特別措置法を改正し、行政と住民や民間事業者が一体となったコンパクトなまちづくりを促進するため、立地適正化計画制度を創設しました。

本町においても、同制度の「コンパクト・プラス・ネットワーク※」の考え方に基づいた持続可能なまちづくりを推進するため、居住の誘導や医療・商業等の生活サービス機能の充実、公共交通の改善等により、都市構造を見直していくことが重要となります。

そのため、都市再生特別措置法第81条第1項の規定に基づき、本町の特性を踏まえた「甘楽町立地適正化計画」（以下、本計画）を策定するものです。

※コンパクト・プラス・ネットワーク：人口減少や少子高齢化に対応するため、居住機能や医療・商業等の都市機能を集約・誘導するとともに、まちづくりと連携した持続可能な地域公共交通ネットワークを形成する考え方のことをいいます。

図 1.1 立地適正化制度の意義と役割



出典：立地適正化計画概要パンフレット（国土交通省 平成26年）

1-2. 計画で定める事項

立地適正化計画には、以下の事項を定めることとされています。

表 1.1 立地適正化計画の概要

記載事項	考え方等
(1) 住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針	都市の現状を分析・把握し、課題を整理します。その上で、中長期的に都市の生活を支えることが可能となるようなまちづくりの理念や目標、目指すべき都市像を設定します。
(2) 居住誘導区域（町が講じる施策を含む）	居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティを維持するため居住を誘導すべき区域です。また、併せて、居住を誘導するために必要な施策に関する事項を定めます。
(3) 都市機能誘導区域及び誘導施設（町が講じる施策を含む）	都市機能誘導区域は、居住誘導区域内に設定され、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供が図られるよう定める区域です。 また、都市の居住者の共同の福祉や利便の向上を図るため必要な施設を誘導施設として都市機能誘導区域ごとに定めるとともに、各都市機能誘導区域内に誘導施設の立地を誘導するために必要な施策に関する事項を定めます。
(4) 防災指針	居住や誘導施設の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針です。当該指針に基づく取組と併せて定めます。
(5) その他	その他、立地の適正化を図るために必要な事項を定めます。

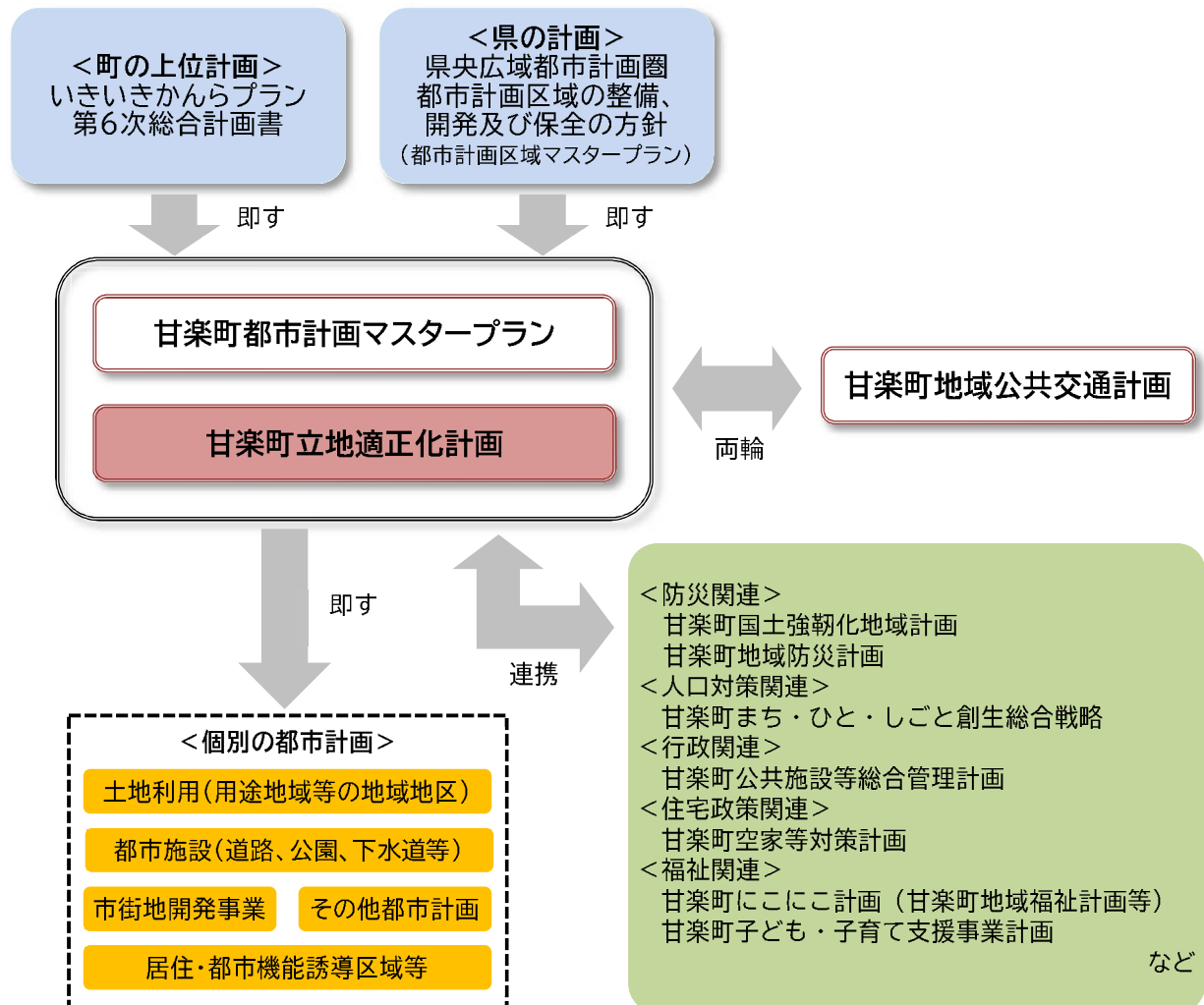
参考：立地適正化計画の手引き【基本編】（国土交通省 令和6年4月改訂）

1-3. 計画の位置付け

本計画は、都市計画マスタープランの高度化版として、本町の都市構造上の課題を踏まえて、関連する様々な計画や施策と連携しながら、将来にわたって持続可能なまちづくりを図るための計画です。

本計画の位置付けは、以下のとおりです。

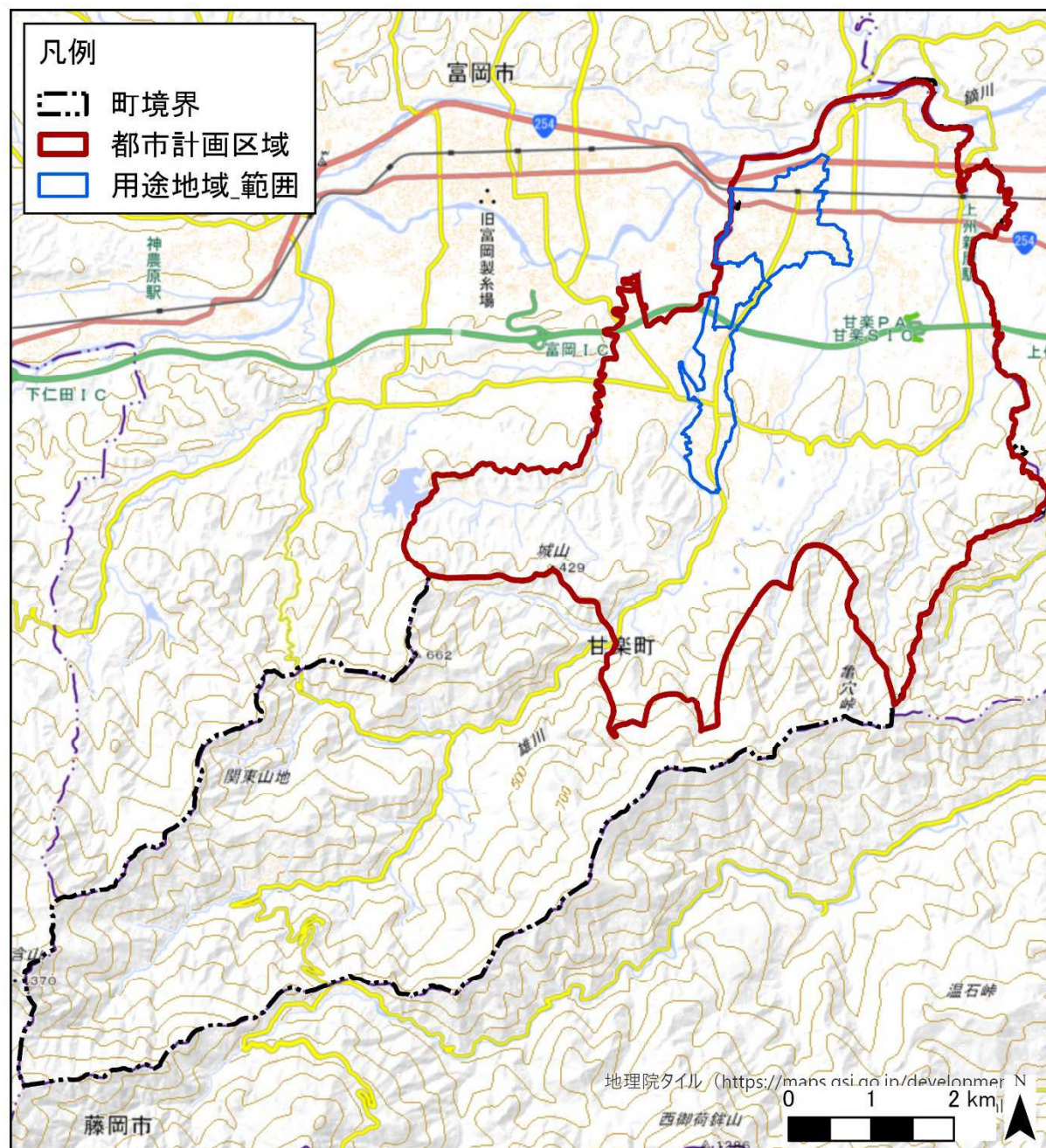
図 1.2 立地適正化計画の位置付け



1-4. 計画の対象区域

本計画の対象区域は、都市計画区域（甘楽都市計画区域の全域）を対象とします。

図 1.3 甘楽都市計画図

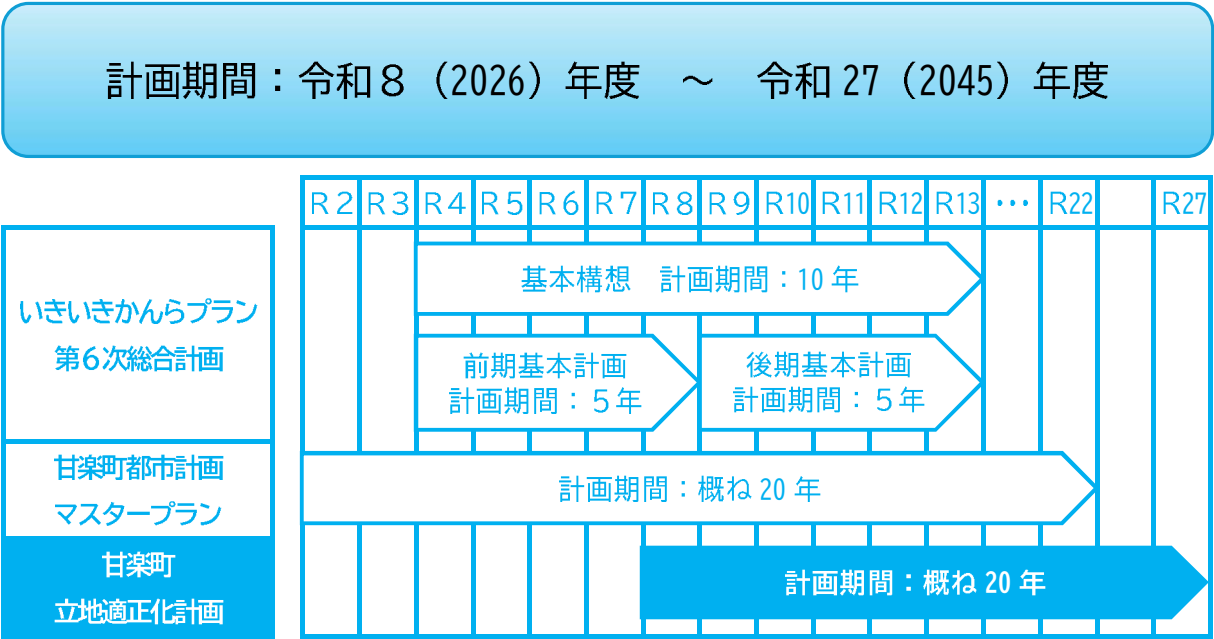


1-5. 計画の期間

本計画の期間は、人口減少・高齢化社会に対応した「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市構造の実現に向け、長期的な取組が必要なことから、令和 8（2026）年度から令和 27（2045）年度までの概ね 20 年とします。

なお、昨今の急速な社会の変化を踏まえ、概ね 5 年ごとに計画の評価・見直しを行うこととします。

図 1.4 計画期間



第2章 立地適正化に関わる本町の現況と課題

2-1. 位置・地勢

- 本町は、群馬県の南西部に位置し、東は高崎市、西と北は富岡市、南は藤岡市と下仁田町に接しており、町の総面積は 58.61 km²です。
- 町中央部を上信越自動車道が、町北部を国道 254 号及び国道 254 号バイパスが東西に横断するとともに、南北の主要道路として県道 3 路線が縦断し、住民の生活基盤となっています。
- 鉄道は、私鉄の上信電鉄が高崎市から下仁田町まで通じ、町内には上州新屋駅と上州福島駅の 2 駅が設置されています。
- 地形は、南部が高く標高 1,370m の稲含山から北に傾斜し、南部の山間地、中央部の丘陵地、そして北部の平坦地と変化に富んでいます。
- 河川は、南から北に雄川・白倉川・天引川を主体に複数の中小河川が流れ、町北部を流れる鐺川に注いでいます。

図 2.1 甘楽町の位置



出典：甘楽町第6次総合計画－いきいきかんらプラン－

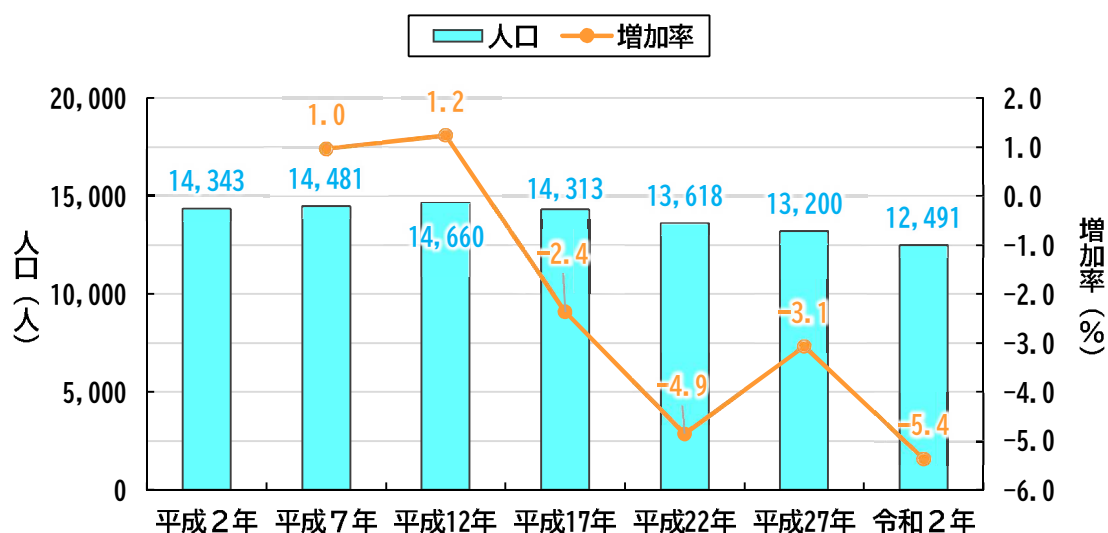
2-2. 人口に関する現状と将来推計

2-2-1. これまでの人口・世帯の状況

(1) 人口推移

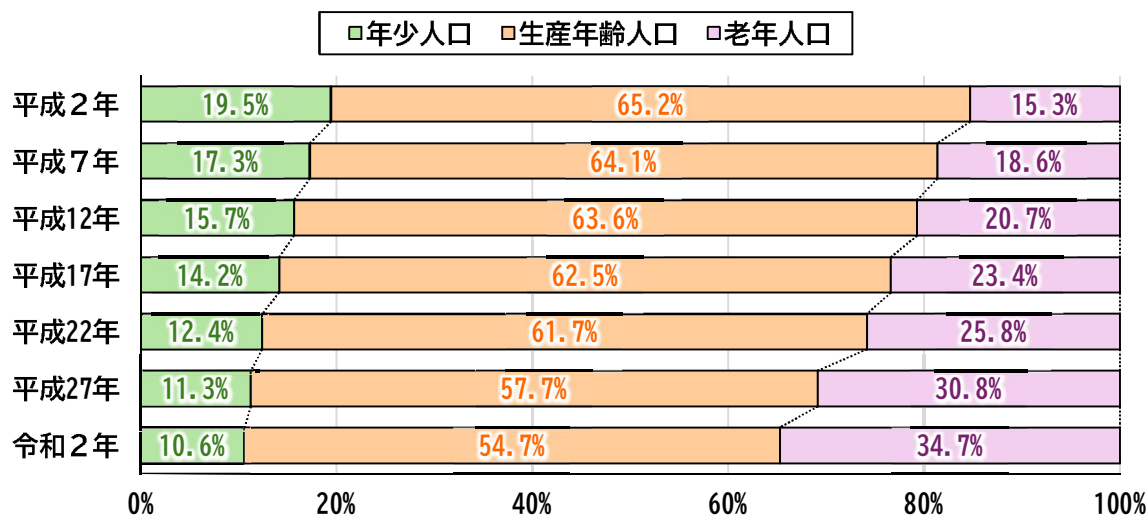
- 本町の人口は、平成12(2000)年の14,660人をピークに減少が続き、令和2(2020)年では12,491人となっています。平成27(2015)年から令和2(2020)年の人口増減率が5.4%の減少となっており、徐々に減少率が高くなっています。
- 平成2(1990)年以降の年齢別人口割合の推移をみると、年少人口、生産年齢人口ともに低下する一方で、老年人口のみが上昇し続けており、一貫して少子高齢化が進んでいます。

図 2.2 総人口の推移



出典：国勢調査

図 2.3 年齢別人口割合の推移

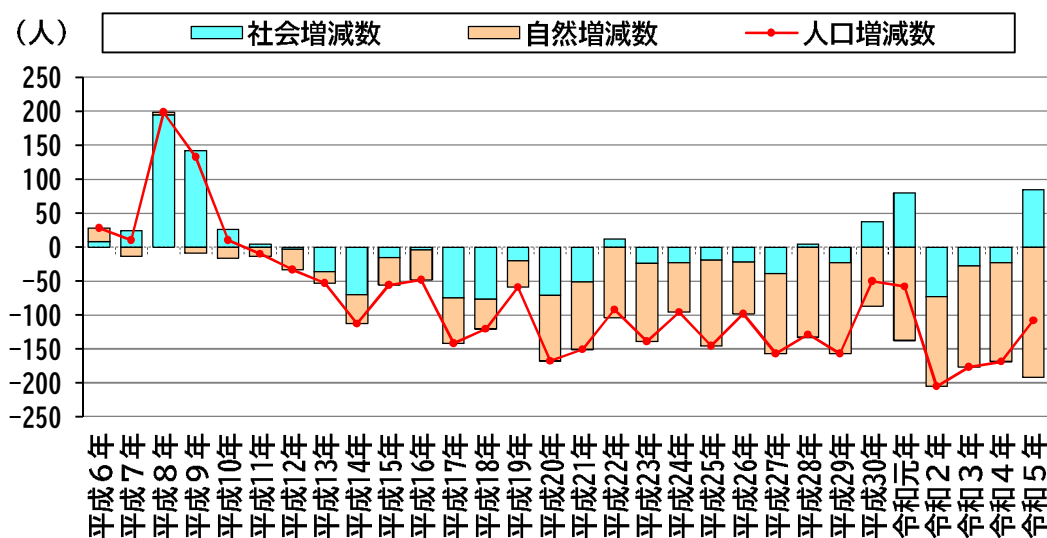


出典：国勢調査

(2) 人口動態

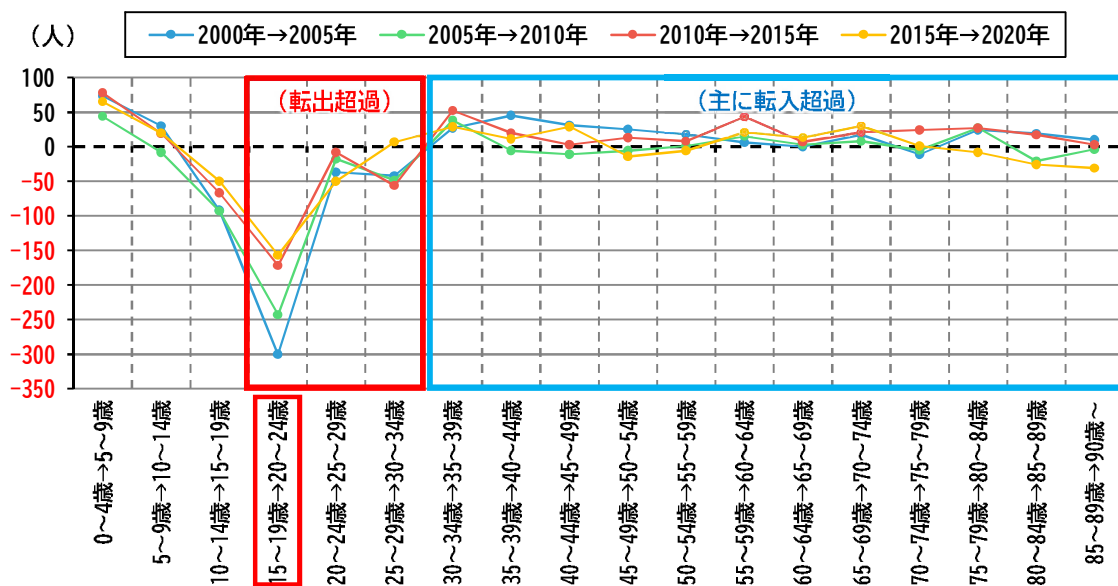
- 平成6（2024）年以降の自然増減（死亡数と出生数の差）及び社会増減（転入数と転出数の差）をみると、自然増減は、平成7年（2025）以降、一貫して自然減の傾向となっています。一方で、社会増減は、平成12（2000）年以降、社会減の傾向でしたが、令和5（2023）年では、84人の社会増となっています。
- 5歳階級別人口の純移動数（5年間）をみると、「15～19歳⇒20～24歳」を中心に、若い年代で転出超過となっています。一方で、「30～34歳⇒35～39歳」の子育て世代以降の年代では、転入超過が多くなっています。

図 2.4 人口動態の推移



出典：RESAS - 地域経済分析システム（内閣府）※2012年までは年度データ、2013年以降は年次データ。2011年までは日本人のみ、2012年以降は外国人を含む数字。

図 2.5 年齢階級別純移動数の時系列推移



出典：RESAS - 地域経済分析システム（内閣府）

(3) 地域別人口

- 小地域別（大字）の人口をみると、福島地域の人口が最も多くなっています。
- 地区別の年齢階級別人口比率をみると、小幡地区では他の地区と比較し、15歳未満人口の比率が低く、65歳以上人口の比率が高くなっています。
- 都市計画区域内の人口は、用途地域内が約3割となっています。

表 2.1 小地域別の年齢階級別人口（令和2年）

都市計画 区域	地区	小地域	人口					年齢階級別人口比率			
			総数 (小地域)	15歳 未満	15～ 64歳	65歳 以上	不詳	15歳 未満	15～ 64歳	65歳 以上	不詳
内	福島	福島	2,788	294	1,564	848	82	10.5%	56.1%	30.4%	2.9%
		小川	564	68	326	162	8	12.1%	57.8%	28.7%	1.4%
		白倉	351	40	182	123	6	11.4%	51.9%	35.0%	1.7%
		小計	3,703	402	2,072	1,133	96	10.9%	56.0%	30.6%	2.6%
	小幡	小幡	1,551	143	831	535	42	9.2%	53.6%	34.5%	2.7%
		上野	643	63	338	208	34	9.8%	52.6%	32.3%	5.3%
		善慶寺	1,237	131	653	425	28	10.6%	52.8%	34.4%	2.3%
		国峰	274	18	149	107	0	6.6%	54.4%	39.1%	0.0%
		轟	111	4	48	58	1	3.6%	43.2%	52.3%	0.9%
		小計	3,816	359	2,019	1,333	105	9.4%	52.9%	34.9%	2.8%
	新屋	庭谷	415	31	259	121	4	7.5%	62.4%	29.2%	1.0%
		造石	650	86	367	186	11	13.2%	56.5%	28.6%	1.7%
		金井	1,136	132	541	429	34	11.6%	47.6%	37.8%	3.0%
		白倉	1,227	141	642	423	21	11.5%	52.3%	34.5%	1.7%
		天引	956	117	529	284	26	12.2%	55.3%	29.7%	2.7%
		小計	4,384	507	2,338	1,443	96	11.6%	53.3%	32.9%	2.2%
	計		11,903	1,268	6,429	3,909	297	10.7%	54.0%	32.8%	2.5%
外	秋畑		588	8	214	365	1	1.4%	36.4%	62.1%	0.2%
合計（町全域）			12,491	1,276	6,643	4,274	298	10.2%	53.2%	34.2%	2.4%

※同一小地域内比率の着色は、町全域平均より大きいもの。

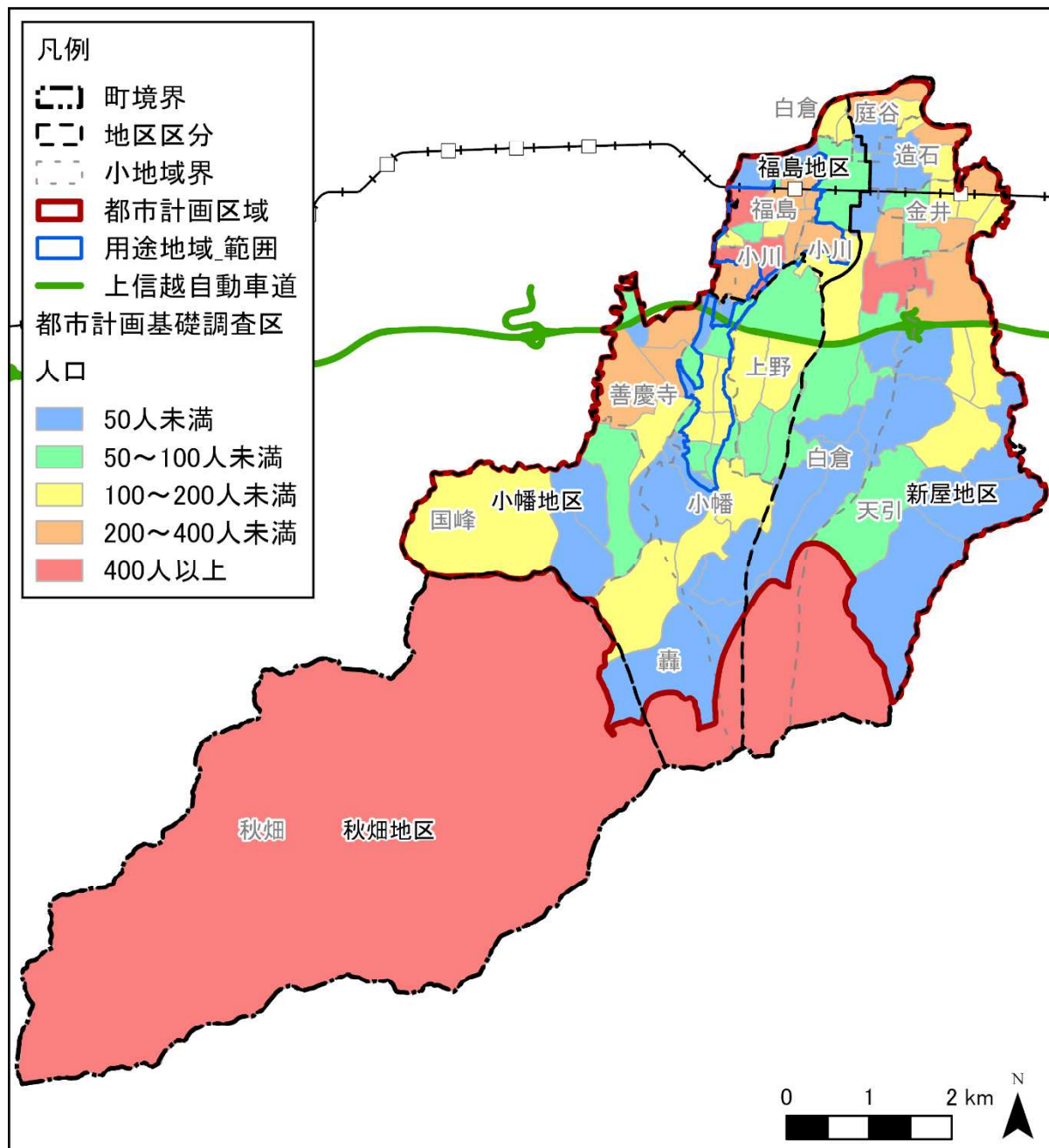
出典：甘楽町都市計画基礎調査（令和4年）

表 2.2 都市計画区域別人口（令和2年）

地域		人口	割合
都市計画区域	用途地域	3,880 人	31.1%
	白地地域 (用途地域外)	8,023 人	64.2%
	小計	11,903 人	95.3%
都市計画区域外		588 人	4.7%
合計		12,491 人	100.0%

出典：甘楽町都市計画基礎調査（令和4年）

図 2.6 都市計画基礎調査区別人口分布（令和2年）

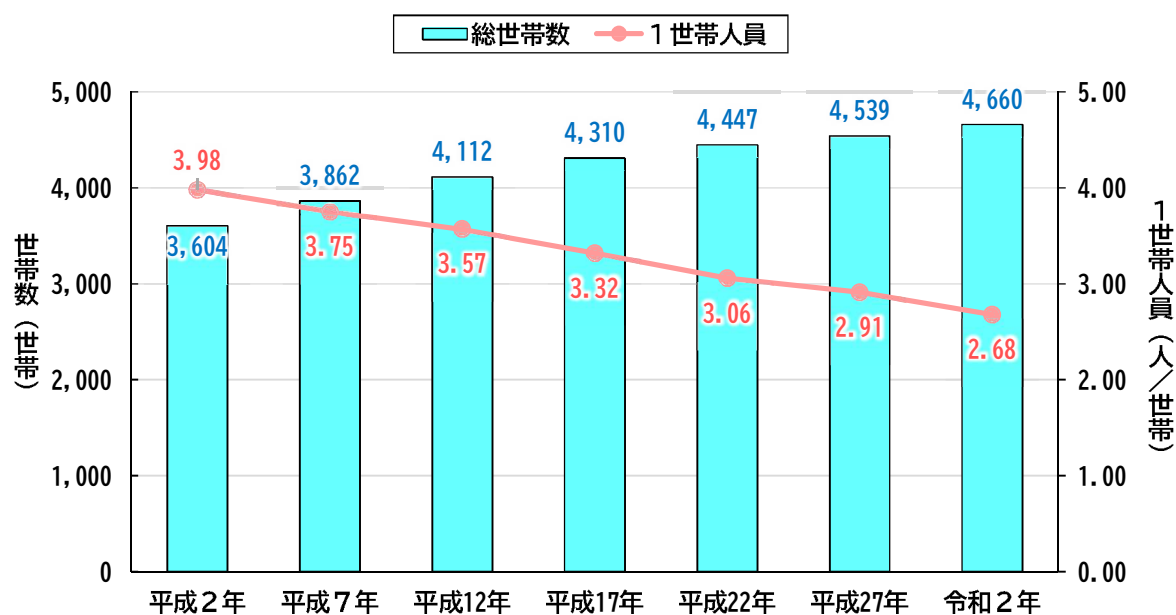


出典：甘楽町都市計画基礎調査（令和4年）

(4) 世帯の状況

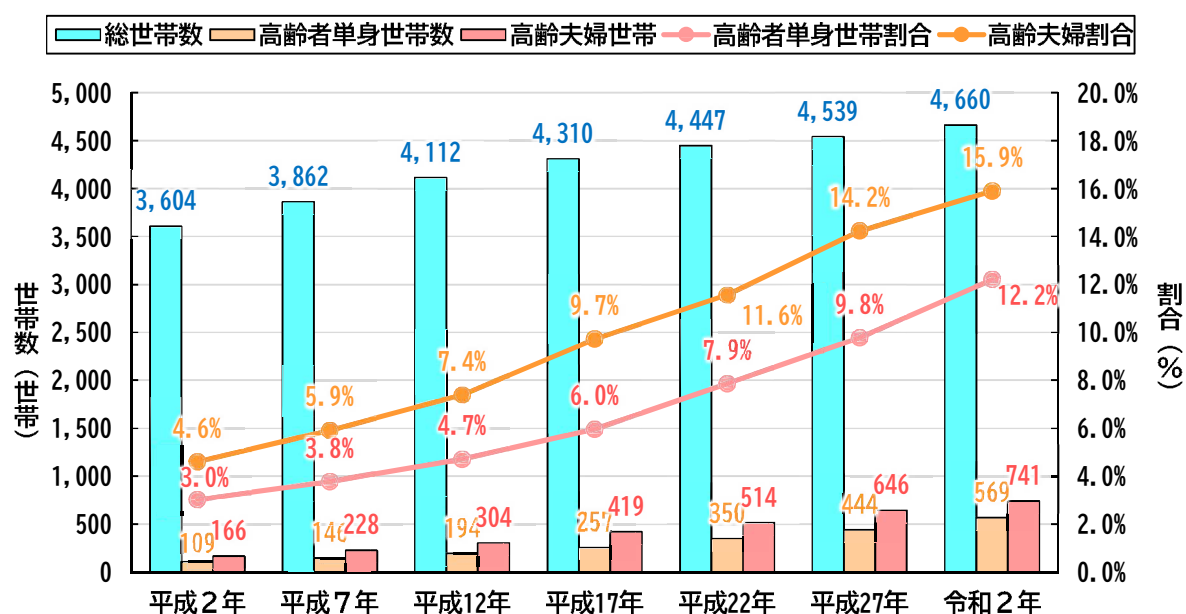
- 令和2（2020）年における世帯数は4,660世帯となっています。
- 平成2（1990）年以降の推移をみると、人口減少が進むなか一貫して増加傾向となっており、1世帯当たりの人数は4.0人から2.7人に減少しています。
- 高齢者単身世帯（世帯主が65歳以上の単身世帯）と高齢者夫婦世帯（夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組の一般世帯で他の世帯員がいないもの）の割合の推移をみると、ともに上昇傾向で、令和2（2020）年では合計28.1%となっています。

図 2.7 世帯数の推移



出典：国勢調査

図 2.8 高齢者単身世帯・高齢夫婦世帯割合の推移



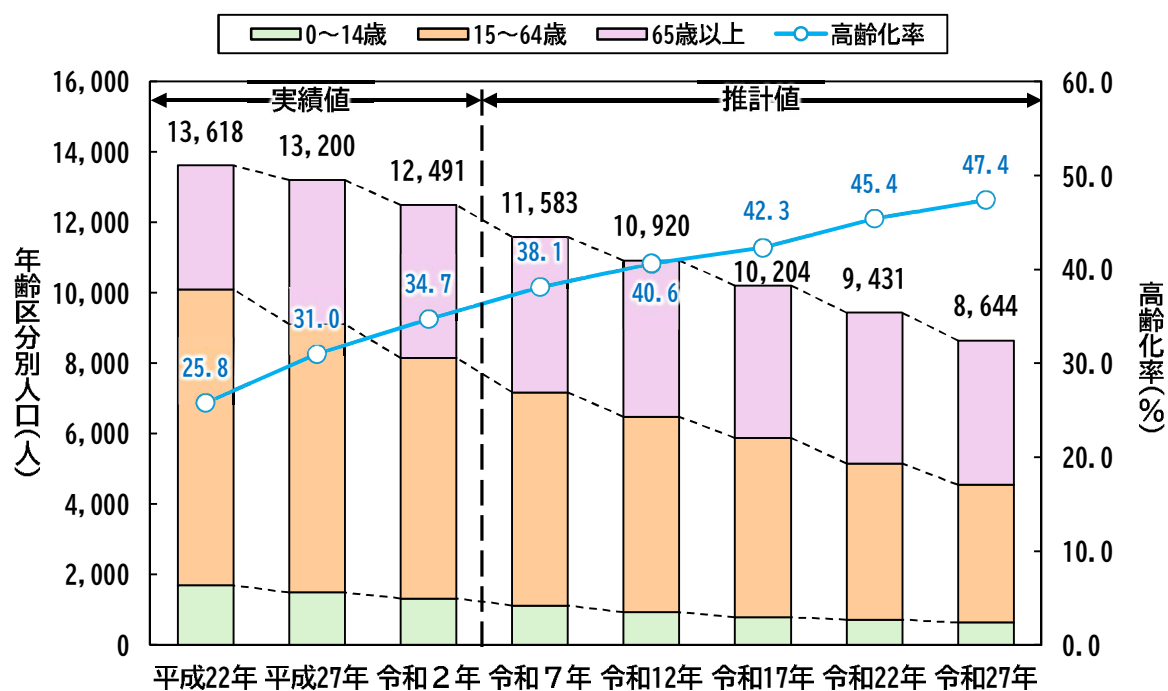
出典：国勢調査

2-2-2. 将来人口推計

(1) 将来推計人口

- 国立社会保障人口問題研究所の推計による本町の将来推計人口をみると、概ね20年後の令和27(2045)年には、8,644人(令和2(2020)年を100としたとき69.2%)にまで減少し、老年人口の比率も47.4%にまで高まると予測されています。

図 2.9 年齢3区分別人口の実績・推計結果



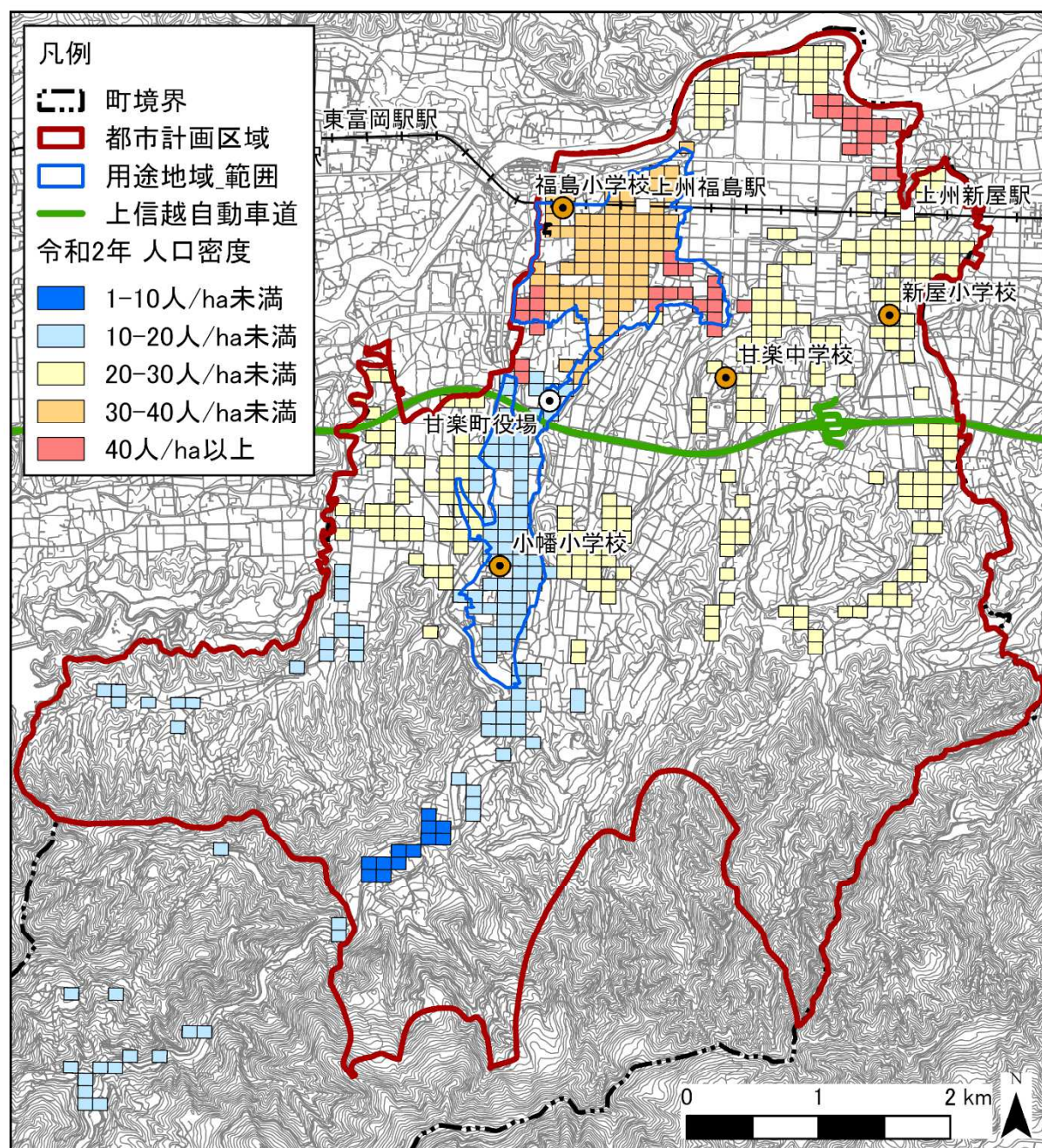
資料：実績値は国勢調査、推計値は「日本の地域別将来推計人口 令和5(2023)年推計」(国立社会保障人口問題研究所)

(2) 地域別人口密度

1) 令和2年実績

- 令和2(2020)年実績では、上州福島駅を中心とした福島地域で30～40人/ha程度、小幡地域で10～20人/ha程度の人口密度となっています。

図 2.10 参考：地域別人口分布（令和2年）



出典：将来人口・世帯予測ツール ver3.0 [国土技術政策総合研究所]

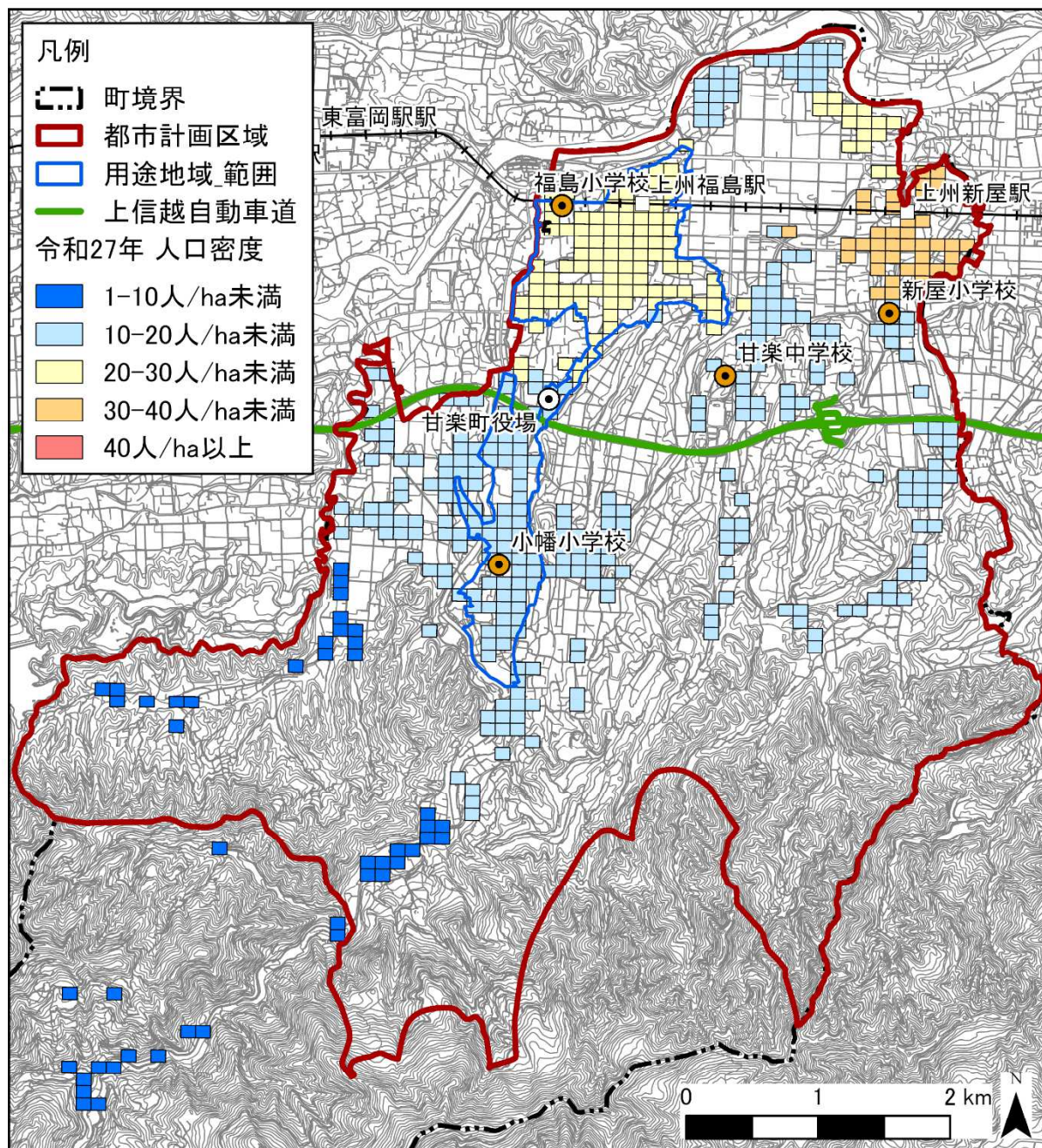
参考：地域別将来推計人口分布について

地域別将来推計人口分布は、「将来人口・世帯予測ツール V3 (R2 国調対応版)」(国土交通省 国土技術政策総合研究所)を用いて作成しました。国立社会・人口問題研究所の地域別将来推計人口における小地域(町丁・字)の人口を、国土交通省国土数値情報の『土地利用細分メッシュデータ』の「建物用地」に分類される100mメッシュに等配分したものです。

2) 令和27年将来推計

- 令和27(2045)年の将来推計では、町全体で人口減少が進む中、上州福島駅を中心とした福島地域では20～30人/ha程度、上州新屋駅周辺地域においては30～40人/ha程度の人口密度となることが想定されています。

図 2.11 地域別人口分布・将来推計（令和27年）



出典：将来人口・世帯予測ツール ver3.0 [国土技術政策総合研究所]

参考：地域別将来推計人口分布について

地域別将来推計人口分布は、「将来人口・世帯予測ツール V3 (R2 国調対応版)」(国土交通省 国土技術政策総合研究所)を用いて作成しました。国立社会・人口問題研究所の地域別将来推計人口における小地域(町丁・字)の人口を、国土交通省国土数値情報の『土地利用細分メッシュデータ』の「建物用地」に分類される100mメッシュに等配分したものです。

2-3.土地利用・都市施設に関する現状

2-3-1.都市計画法に基づく指定状況

- 都市計画区域の面積は2,958haであり、その内224.7ha（7.6％）に用途地域が指定されています。
- 用途地域の内訳は、住居系が約7割で最も多く、工業系が約3割を占めています。
- 地区計画は、「甘楽第一産業団地地区（約6.4ha）」で策定されています。

表 2.3 都市計画区域別面積と割合

	都市計画		
	区域	用途地域	白地地域
面積（ha）	2,958	224.7	2,733.3
都市計画区域に対する割合（％）	-	7.6	92.4

表 2.4 用途種別における面積

区分	用途種別	面積（ha）	割合（％）
住宅系	第一種低層住居専用地域	7.5	3.3
	第一種中高層住居専用地域	73.0	32.5
	第一種住居地域	73.0	32.5
	計	153.5	68.3
商業系	近隣商業地域	4.8	2.1
工業系	準工業地域	49.0	21.8
	工業地域	4.4	2.0
	工業専用地域	13.0	5.8
	計	66.4	29.6
合計		224.7	100.0

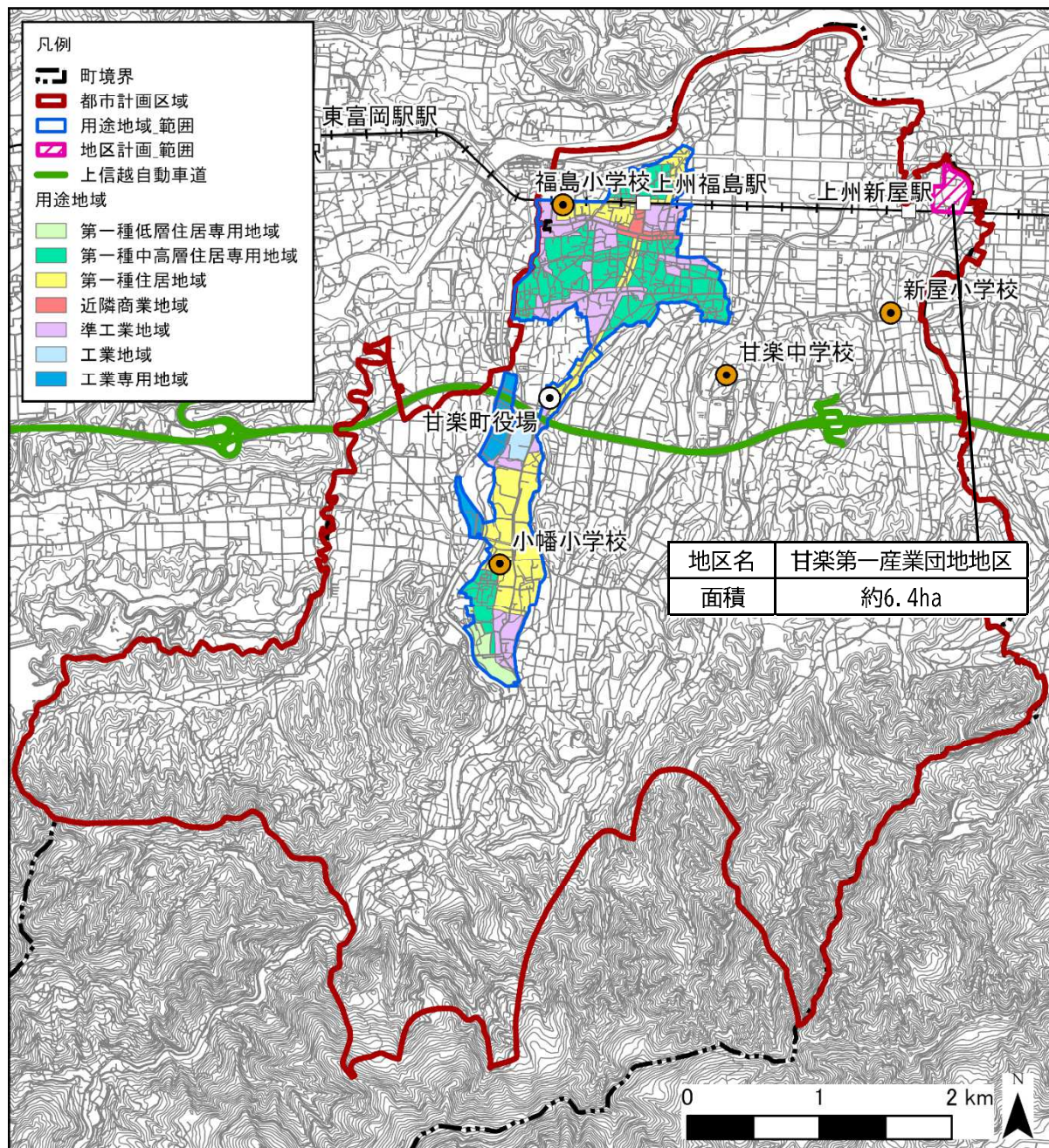
表 2.5 地区計画（甘楽第一産業団地地区）の概要

地区名	甘楽第一産業団地地区
面積	約6.4ha
用途地域	無指定
位置	甘楽町大字金井の一部
地区計画の目標	本地区は、群馬県企業局により新規産業団地として造成された地区である。建築物の用途規則・誘導及び緑化の推進等により、将来にわたり良好な周辺環境を維持・増進し、新たな産業の集積地として、周辺環境と調和した工業地を適切に形成・保全することを目標としている。

第2章 立地適正化に関わる本町の現況と課題

2-3. 土地利用・都市施設に関する現状

図 2.12 用途地域、地区計画

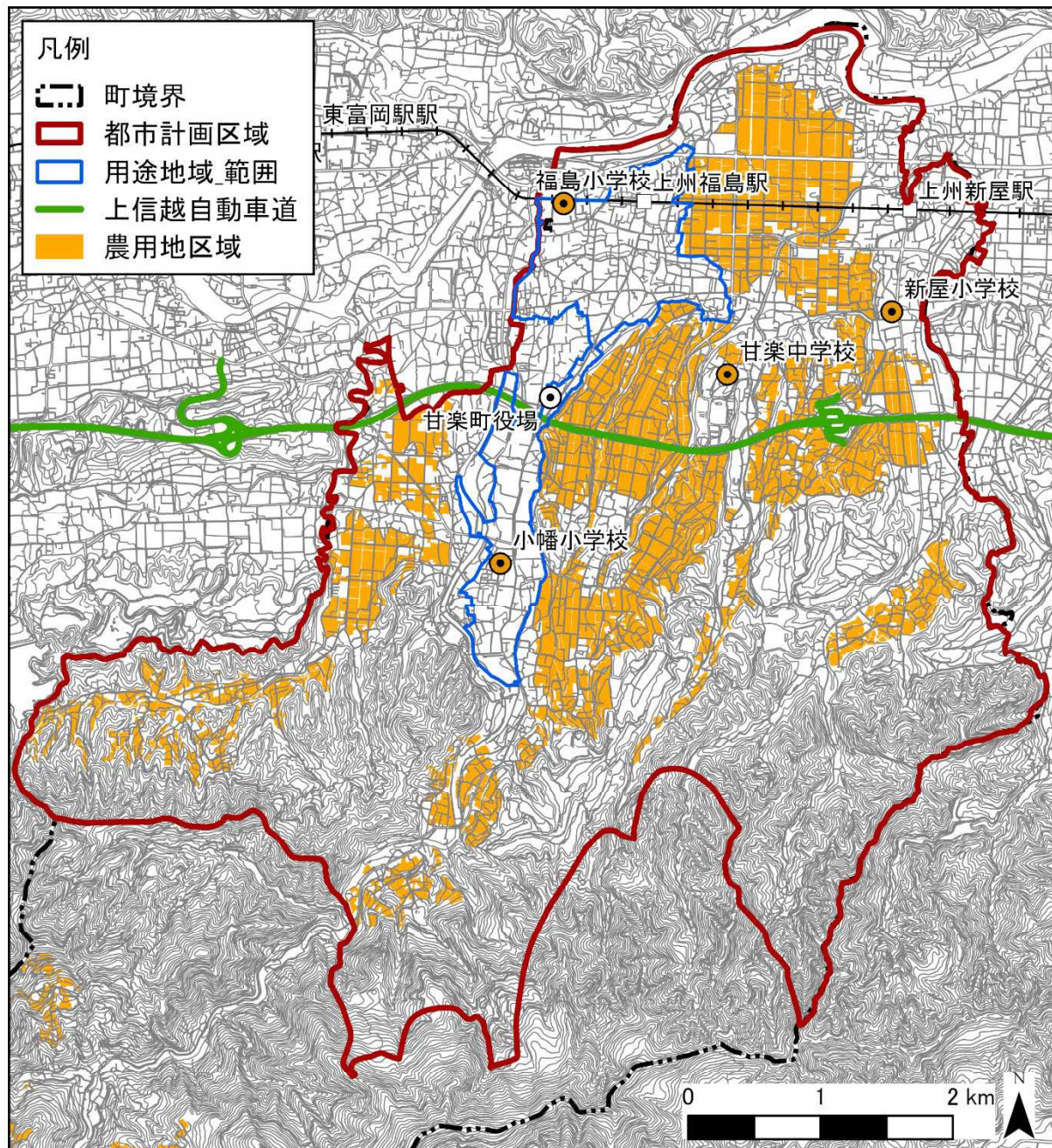


2-3-2. その他法規制区域

(1) 農用地区域

- 農業振興地域の整備に関する法律に基づく「農業振興地域」として、町域から国有林と用途地域を除いた4,856haが指定されています。
- 農業振興地域内にある農用地等においては、原則として農業以外への利用が禁止される「農用地区域」が設定されています。

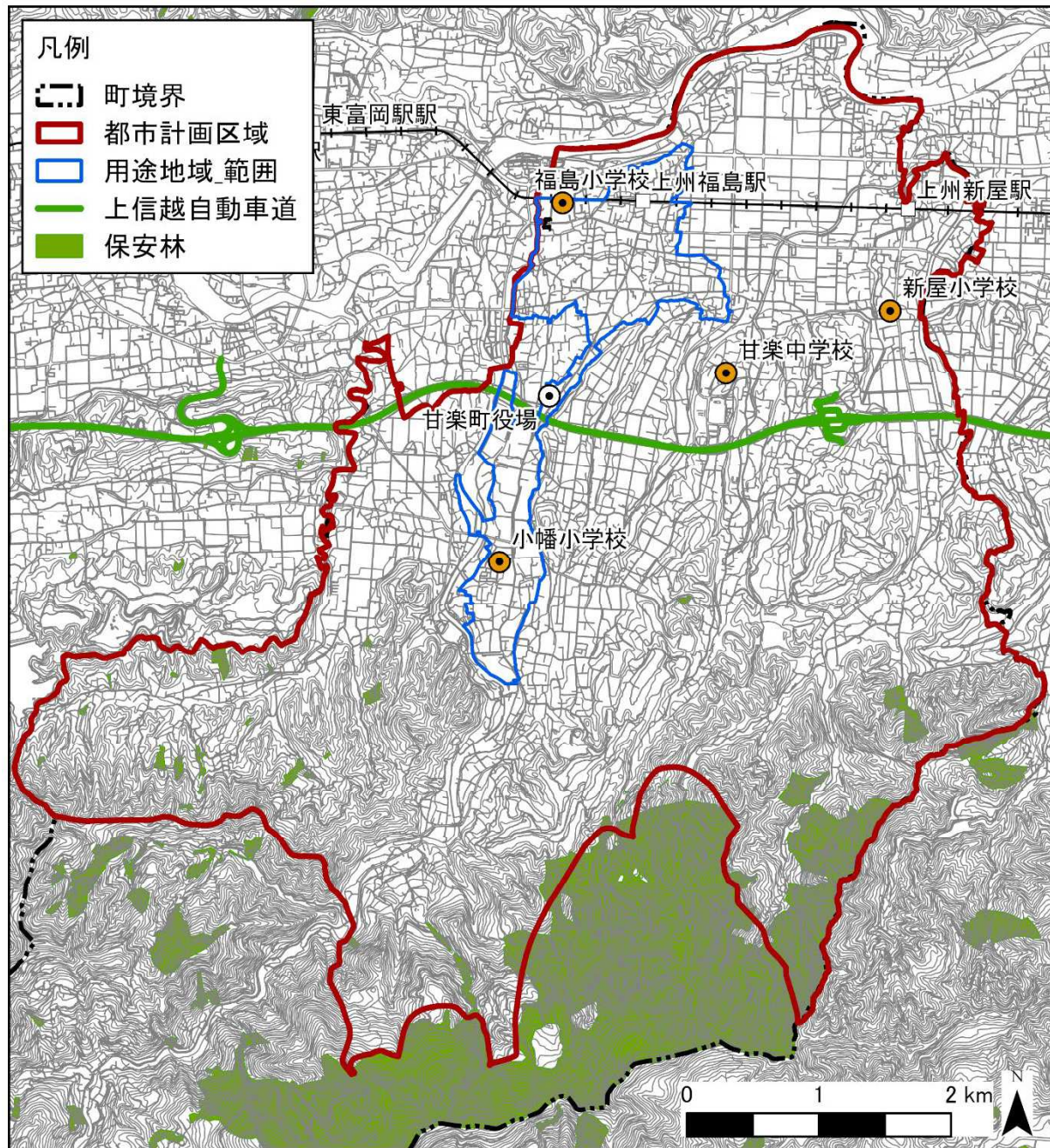
図 2.13 農用地区域の状況



(2) 保安林

- 森林法に基づく保安林は、町域の南部を中心に指定されています。

図 2.14 保安林の状況

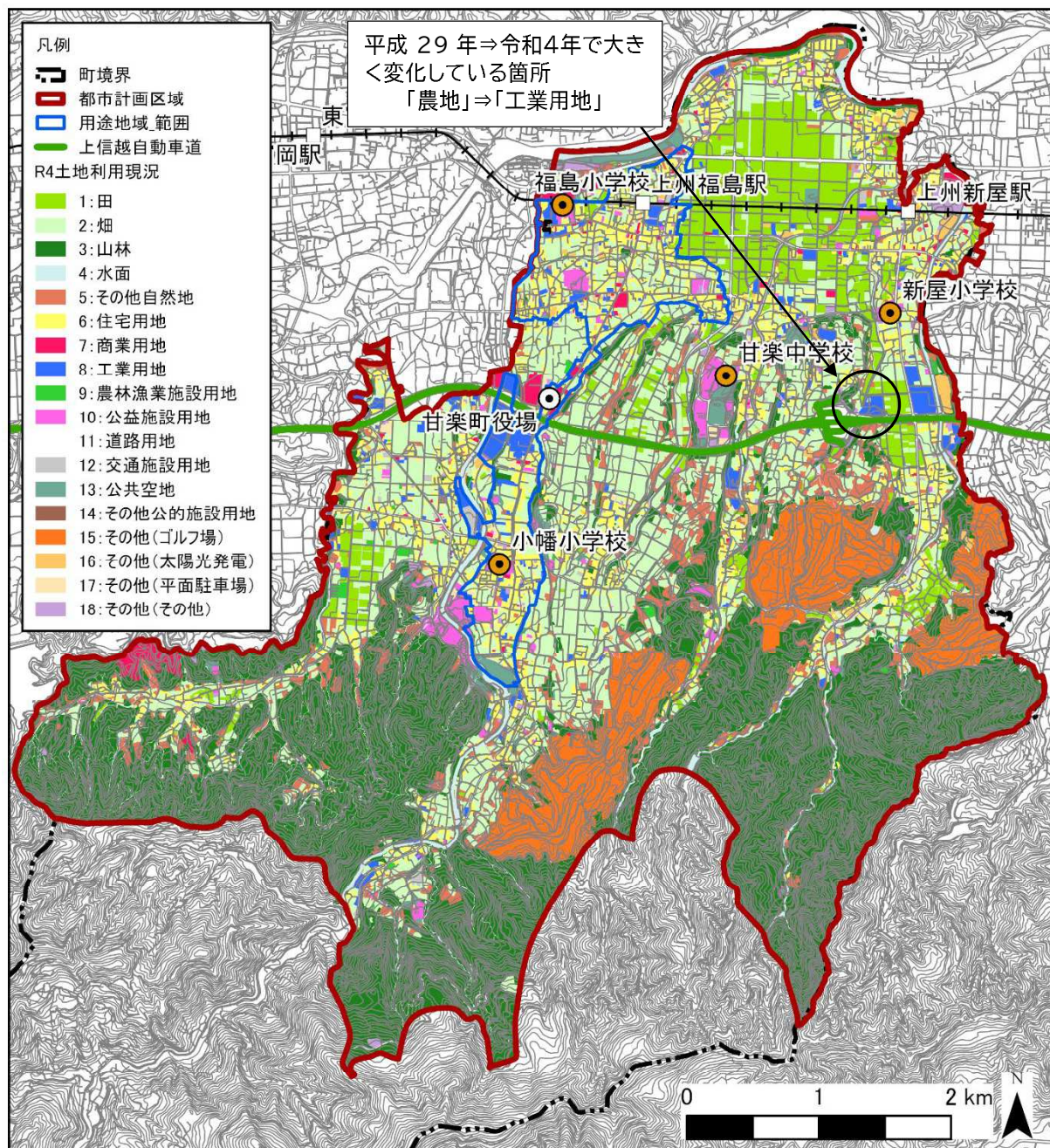


出典：国土数値情報

2-3-3.土地利用現況

- 土地利用における都市的土地利用（住宅用地等）の占める割合は、都市計画区域内全体では約3割、用途地域内では約7割となっています。
- 平成29（2017）年から令和4（2022）年の土地利用の変化をみると、白地地域の一部（上信越自動車道・甘楽スマートインターチェンジ付近等）において、農地から工業用地等への土地利用転換が行われています。

図 2.15 土地利用現況図（令和4年）



出典：甘楽町都市計画基礎調査（令和4年）

2-3-4.開発及び新築動向

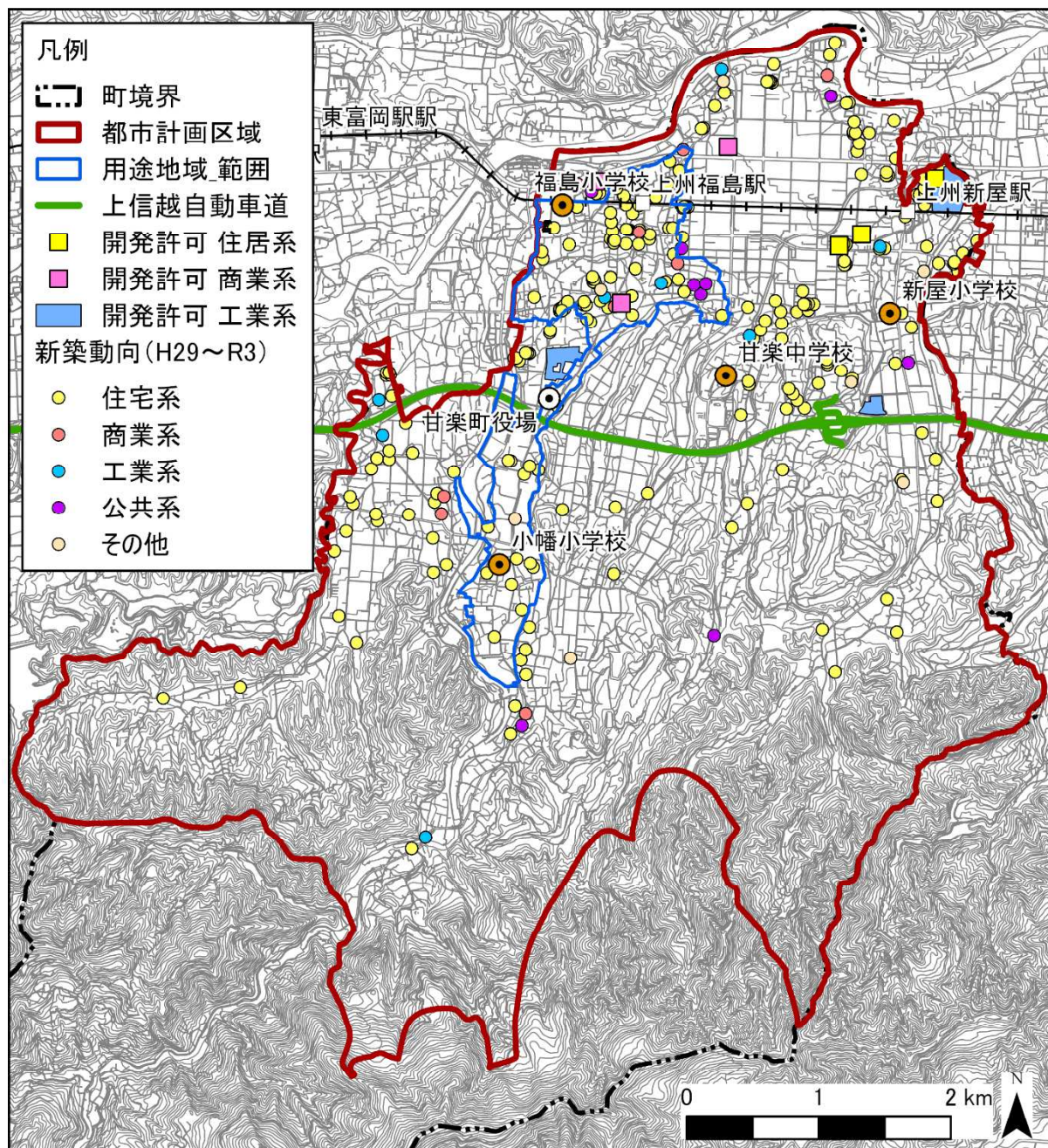
- 開発及び新築動向では、白地地域における割合が高い状況となっています。

表 2.6 都市的未利用地面積の割合の推移

年	用途地域（割合）	白地地域（割合）	備考
開発許可	1件0.7ha（5.7%）	8件約18.5ha（96.3%）	平成30年以降（面積比）
新築動向	93件（30.8%）	209件（69.2%）	平成29年から令和3年累計

出典：甘楽町都市計画基礎調査（令和4年）

図 2.16 開発許可及び新築動向



出典：甘楽町都市計画基礎調査（令和4年）

2-3-5. 都市的未利用地の状況

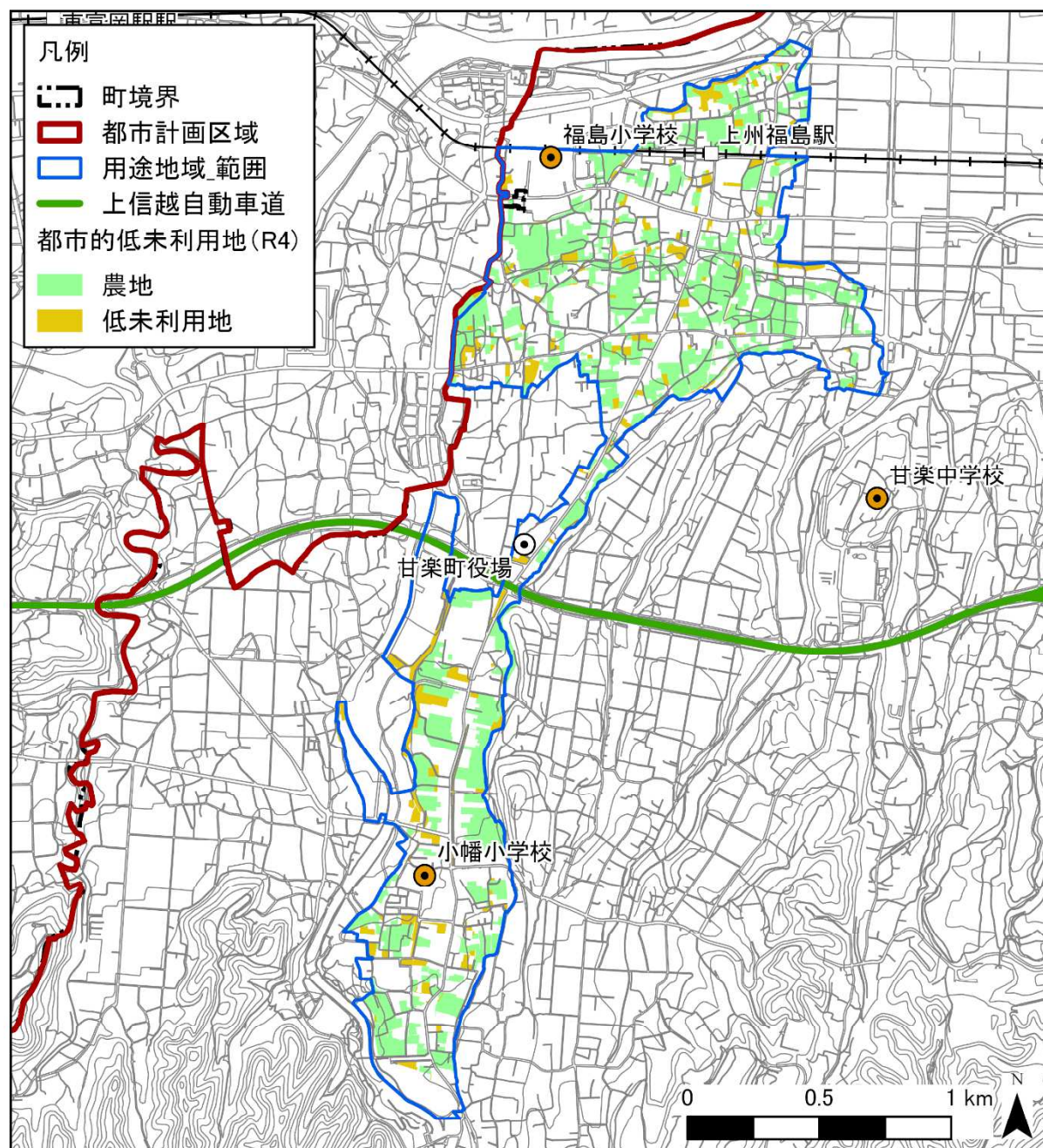
- 用途地域内の都市的未利用地は 63.3ha で、用途地域の 28.1% を占めています。

表 2.7 都市的未利用地面積の割合の推移

年	用途地域 面積 (ha)	都市的未利用地 面積 (ha)	割合 (%)
令和4年	225.0	63.3	28.1

出典：甘楽町都市計画基礎調査（令和4年）

図 2.17 都市的未利用地状況図（令和4年）



出典：甘楽町都市計画基礎調査（令和4年）

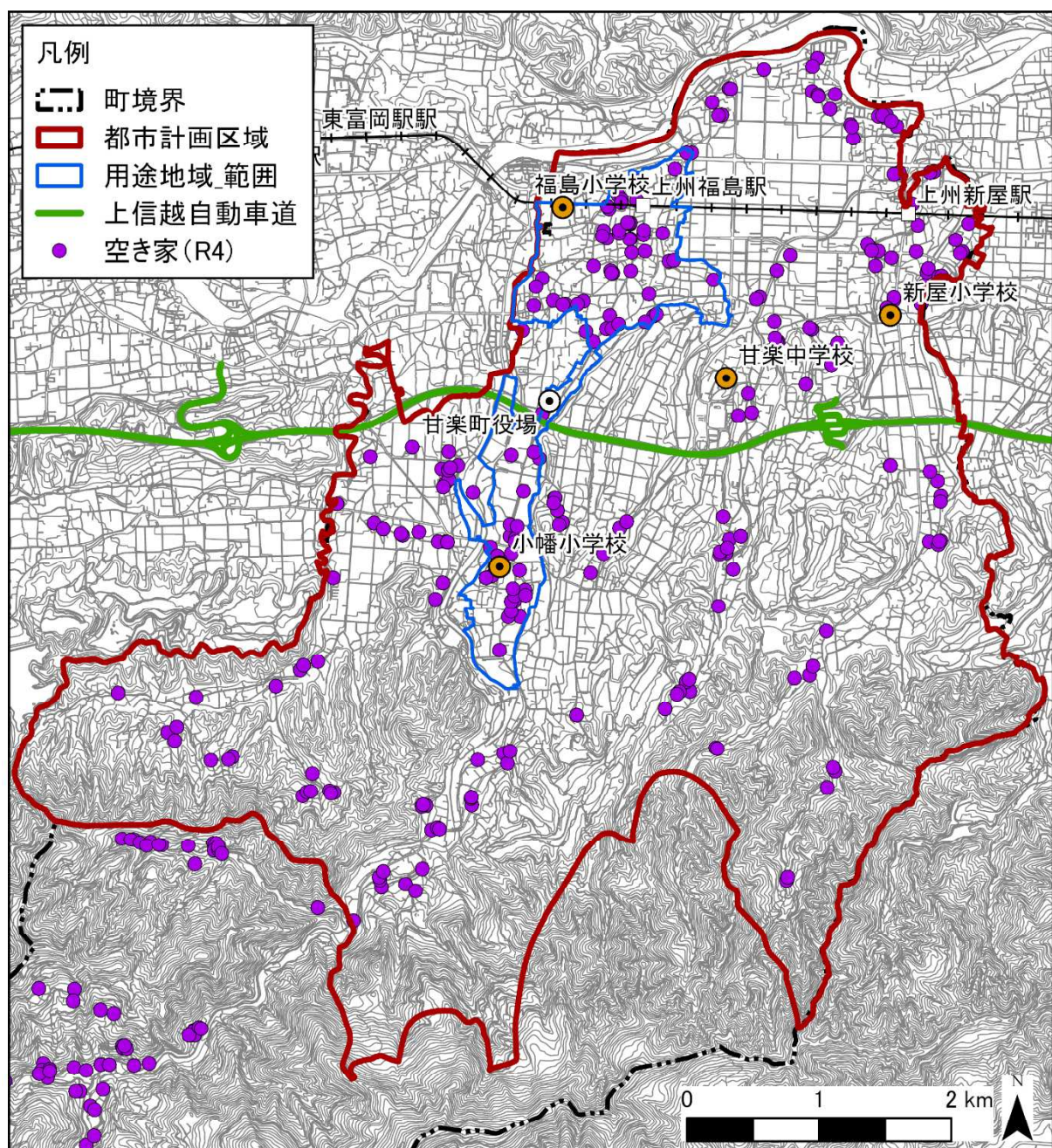
2-3-6. 空き家の状況

- 空き家は402件で、総住宅件数に対する空き家率は6.3%となっています。
- 区域別にみると、都市計画区域内の用途地域内で81件（20.2%）、白地地域内で177件（44.0%）、都市計画区域外で144件（35.8%）となっています。

表 2.8 区域別空き家の分布件数（令和4年度調査）

区域別	都市計画区域内 用途地域	都市計画区域内 白地地域	都市計画区域外	合計
空き家件数	81件	177件	144件	402件
割合	20.2%	44.0%	35.8%	100.0%

図 2.18 空き家の分布状況（令和4年度調査）

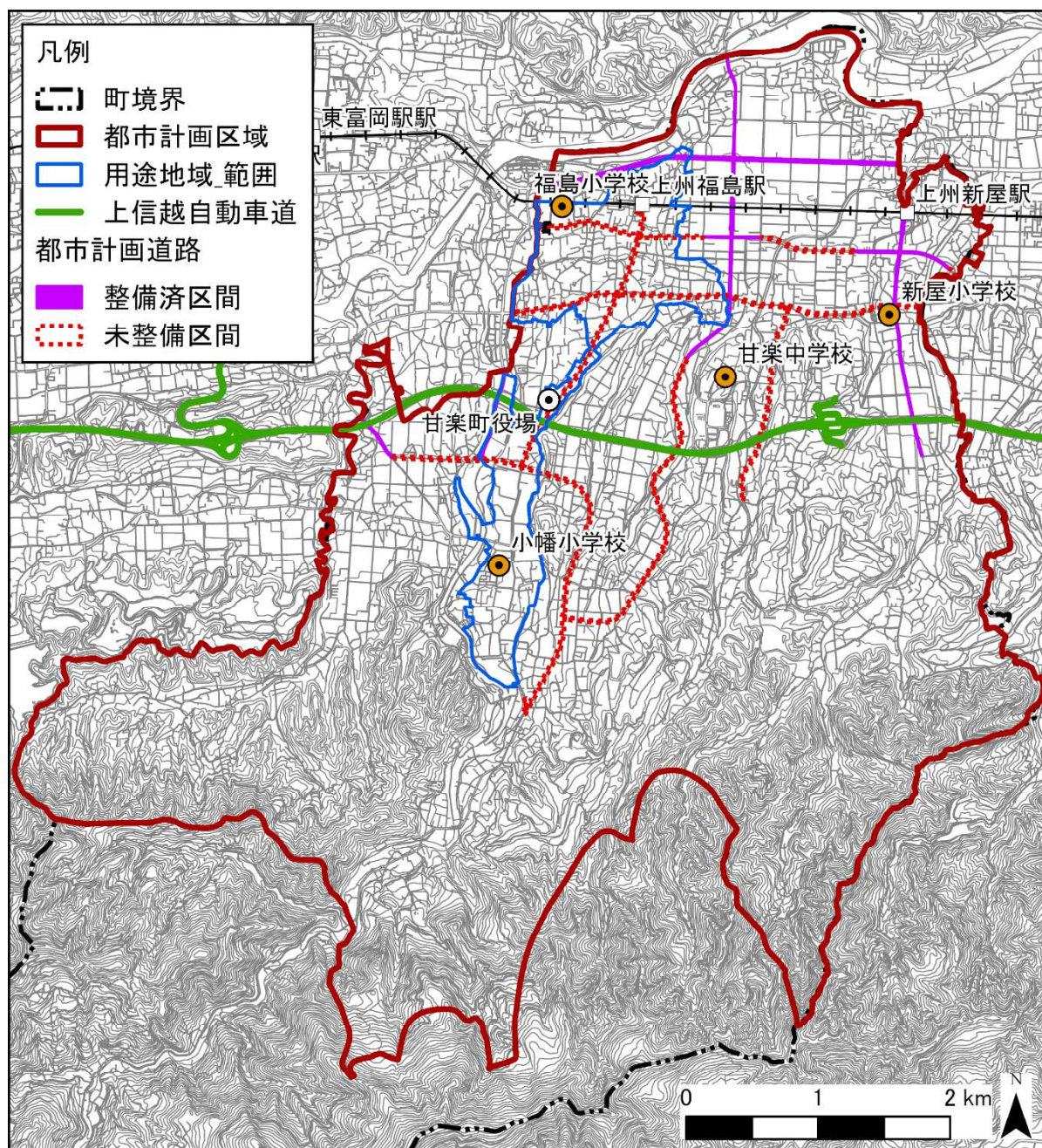


2-3-7. 都市施設

(1) 都市計画道路

- 都市計画道路は24,260mが計画されています。そのうち、国道254号バイパスや甘楽スマートICを結ぶ道路は整備が進んでおり、全体の整備率は約3割(8,200m)となっています。

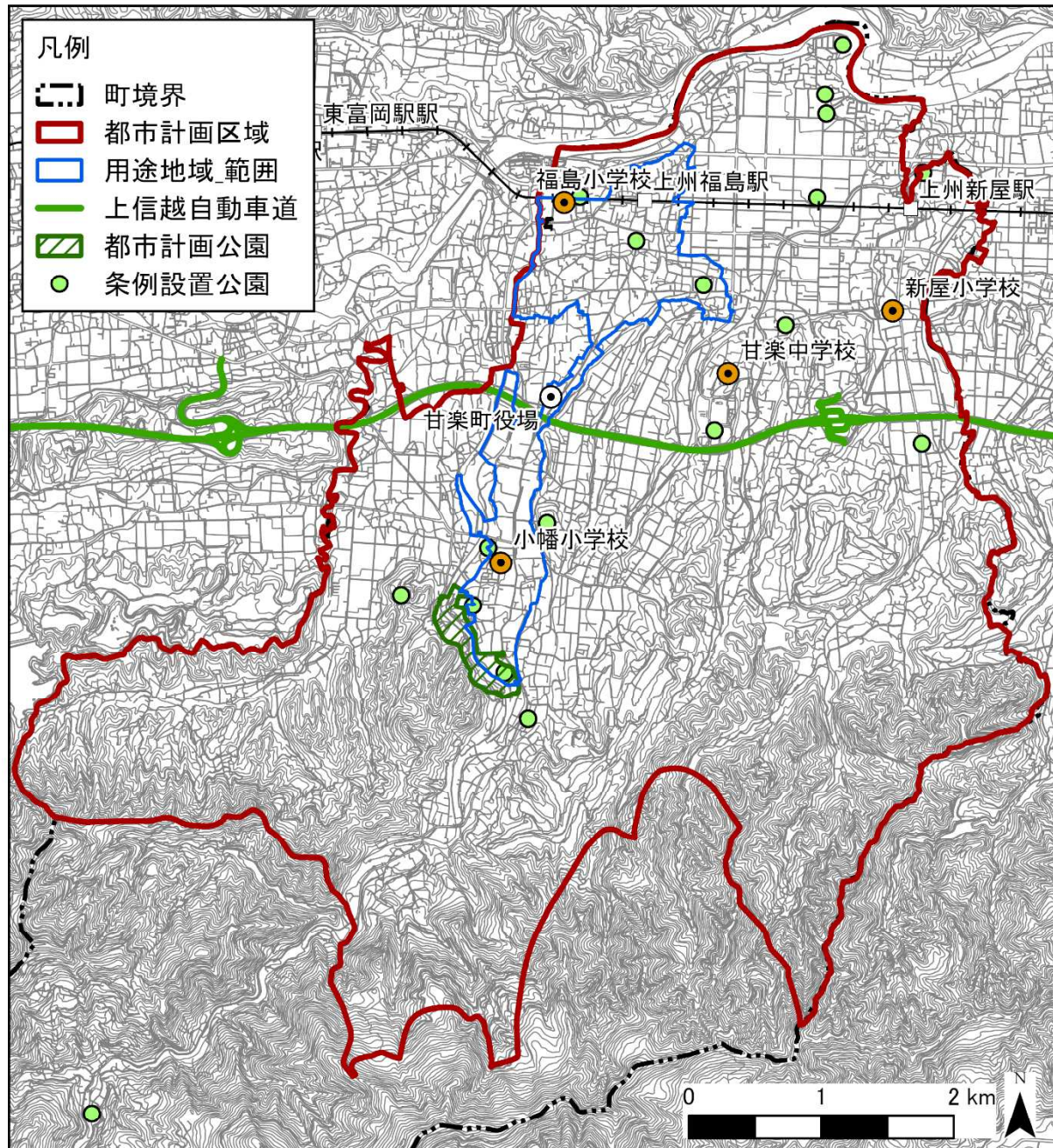
図 2.19 都市計画道路網図



(2) 公園・緑地

- 都市計画公園が1か所、条例設置公園が18か所（都市計画区域外2か所含む）整備されています。

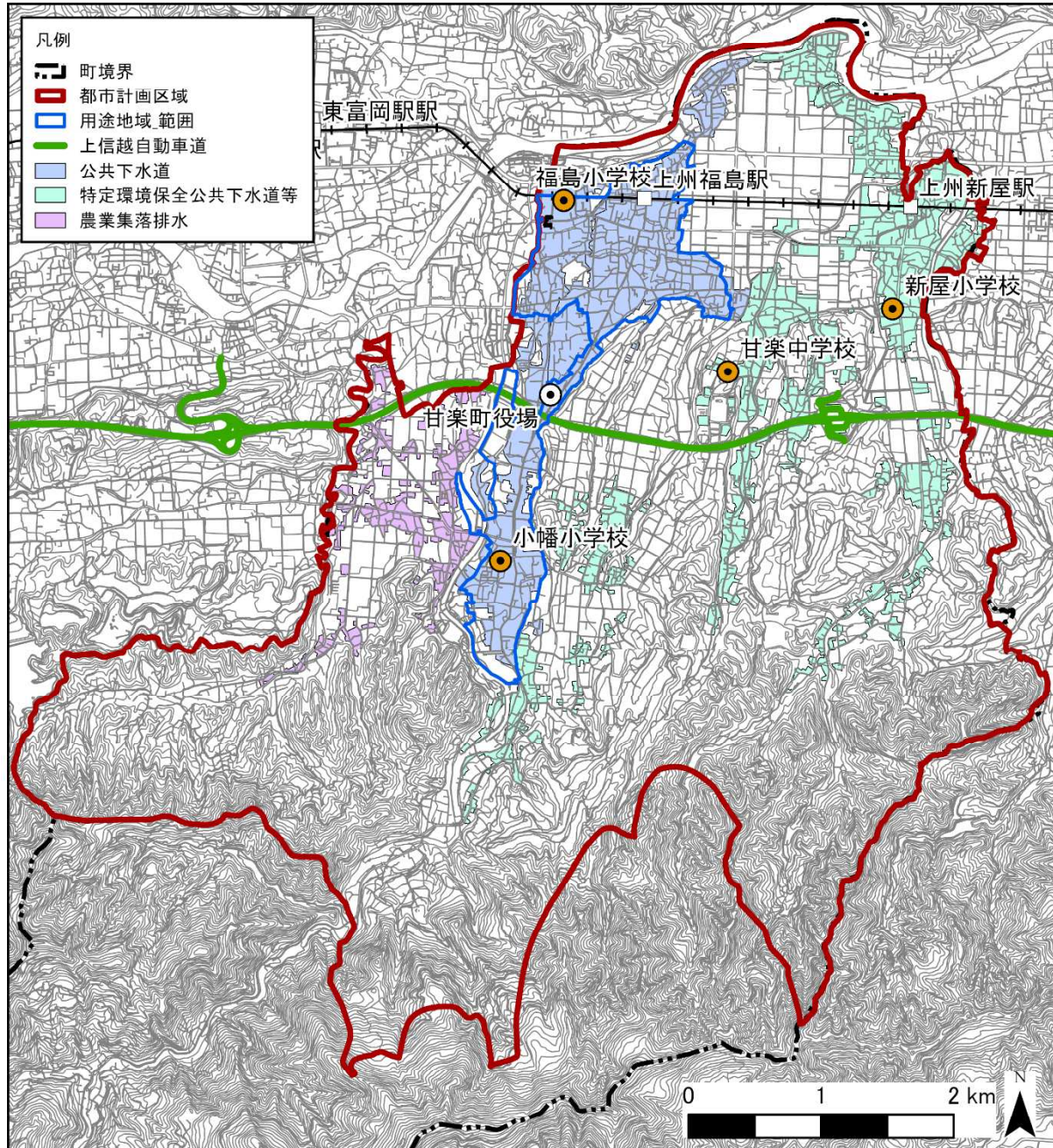
図 2.20 公園の分布状況



(3) 公共下水道等

- 用地地域内では、公共下水道が概ね全域で整備されています。
- 白地地域内においては、一部の区域で特定環境保全公共下水道や農業集落排水が整備されています。

図 2.21 公共下水道処理施設分布図



※公共下水道：主に市街地における下水を排除し処理するために、地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するか、流域下水道に接続するもの。（下水道法）

※特定環境保全公共下水道：公共下水道のうち市街化区域以外の区域に設置されるもの。（下水道法）

※農業集落排水：し尿や生活雑排水等の汚水を処理し、農村の水循環や生活環境を向上させる施設。（浄化槽法）

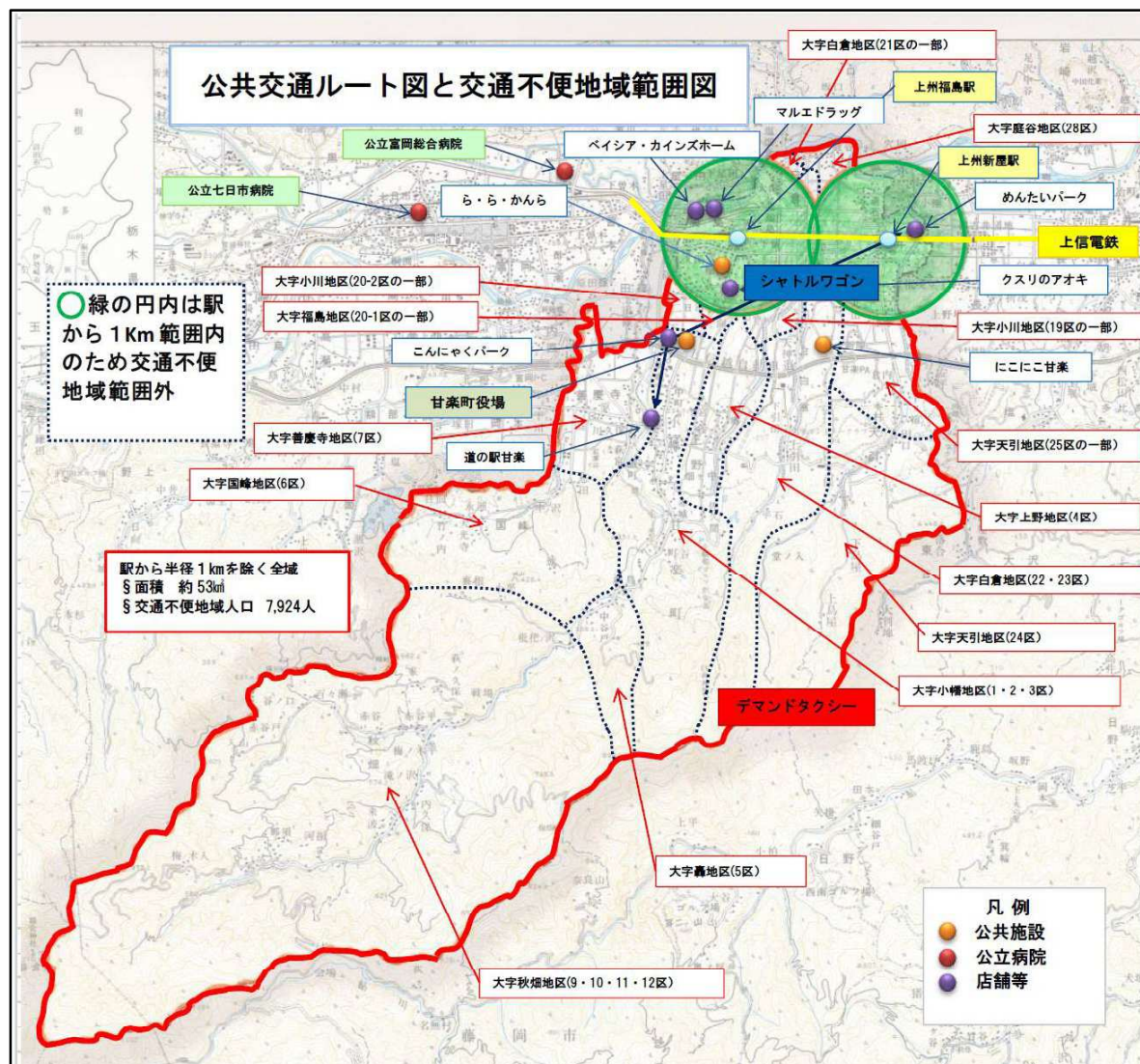
2-4. 交通に関する現状

2-4-1. 公共交通の状況

(1) 公共交通ルート図と交通利便地域

- 本町には、上州電鉄の2駅が設置されていますが、路線バスの運行はなく、これに代わる交通手段としてデマンドタクシー「愛のりくん」が運行されています。

図 2.22 公共交通の概況

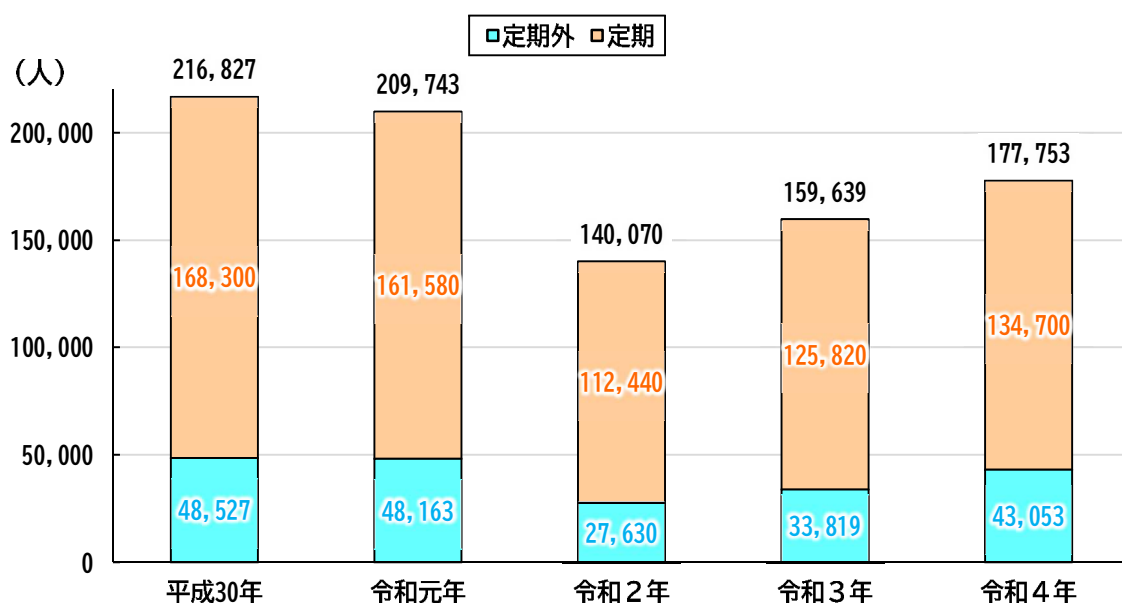


出典：甘楽町地域公共交通計画（令和6年4月）

(2) 鉄道の利用者数

- 鉄道駅利用者数は、上州福島駅、上州新屋駅ともに令和2（2020）年に、コロナ禍の影響で大きく減少し、その後は回復、増加傾向となっています。
- 利用者の内訳は定期利用の割合が高く、住民の通勤・通学手段となっています。
- 1日当たりの乗車人員は、平成30（2018）年では上州福島駅296人、上州新屋駅では136人の規模となっています。（「広報かんら（2020.3.1）」より）
- 上州福島駅、上州新屋駅利用者の目的別訪問先では、通勤・通学ともに高崎市への移動が多数を占めています。

図 2.23 上信電鉄利用者数
【上州福島駅】



【上州新屋駅】

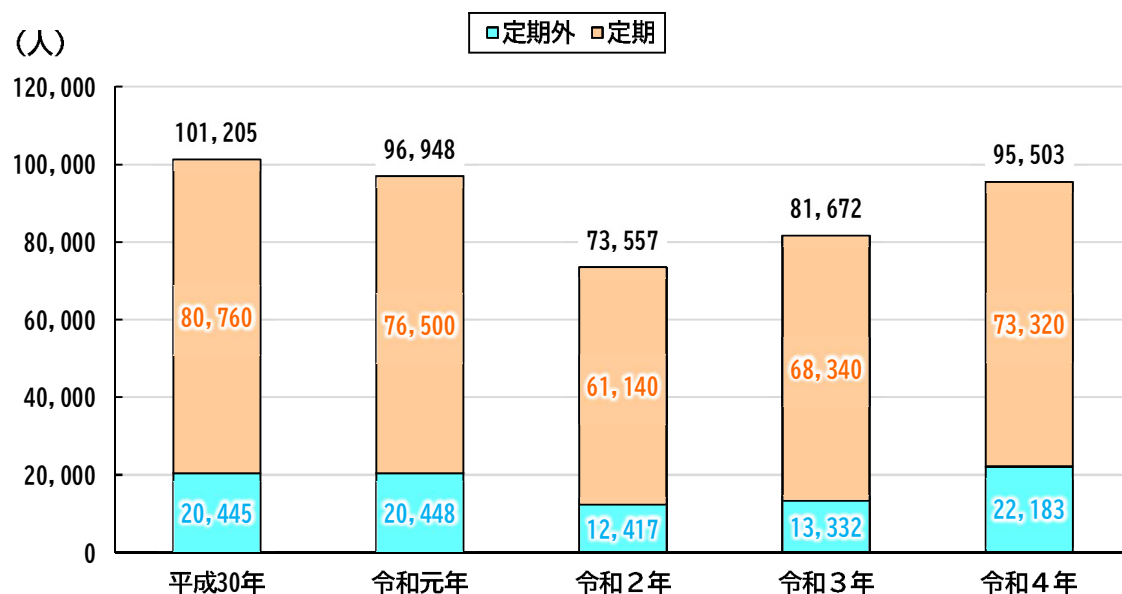
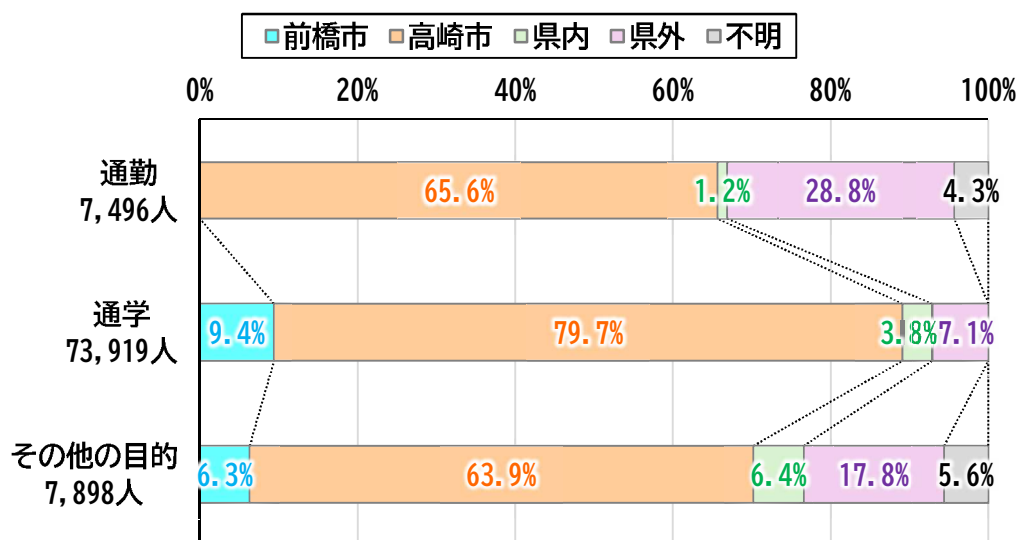


図 2.24 上信電鉄利用者の乗車駅所在地別・目的別訪問先の割合
(乗車駅：上州福島駅～上州新屋駅 平成30年)

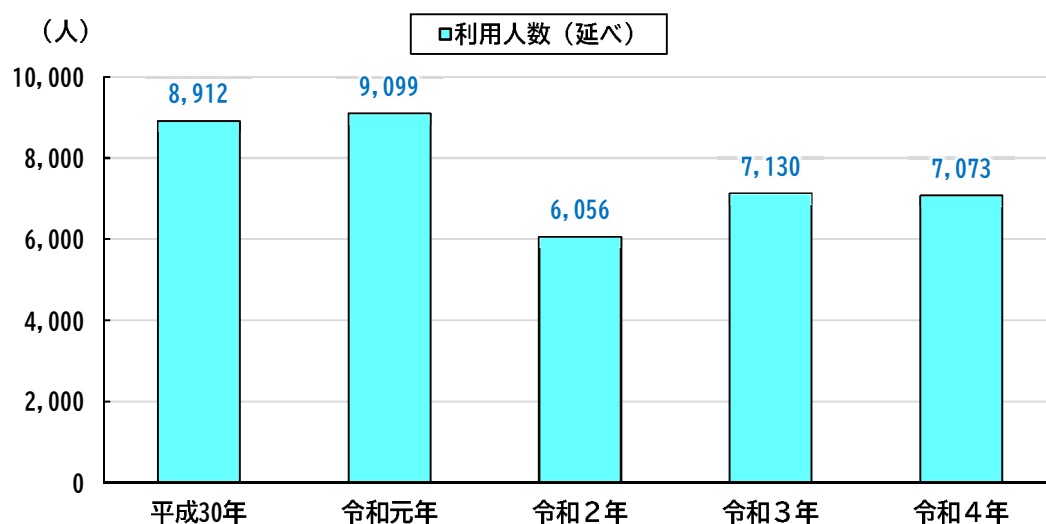


出典：「広報かんら（2020.3.1）」

(3) デマンドタクシーの利用者数

- 町内のデマンドタクシー年間利用者数は、令和2（2020）年にコロナ禍の影響で大きく減少しましたが、その後は7,000人台まで回復しています。

図 2.25 デマンドタクシーの利用者数



出典：甘楽町地域公共交通計画（令和6年4月）

2-4-2. 自動車の利用状況

(1) 自動車の保有台数

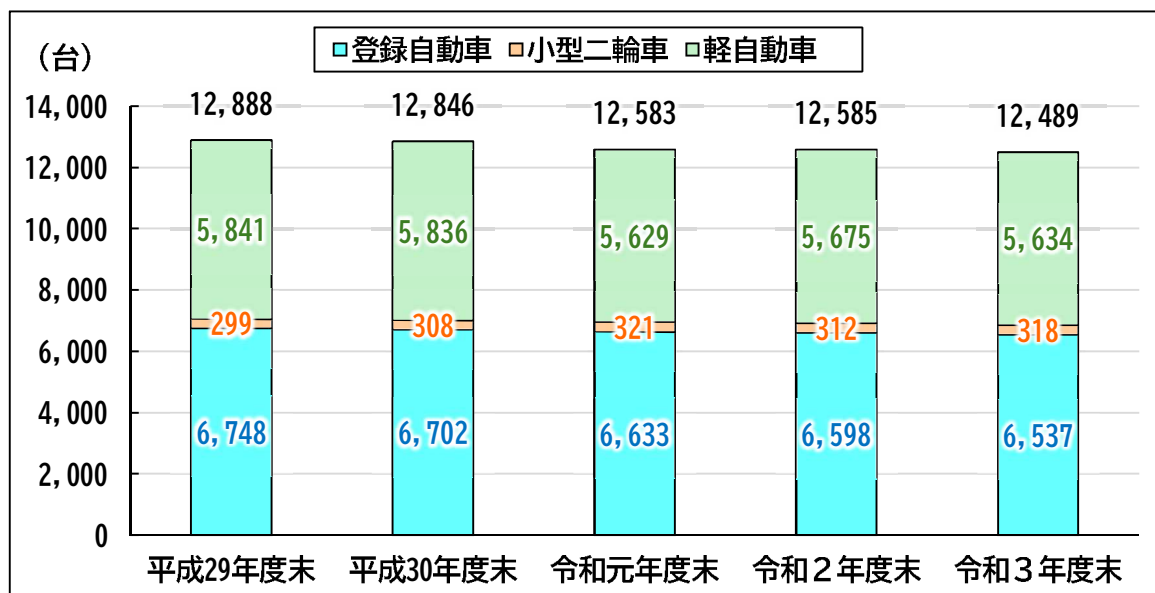
- 令和3（2021）年における自動車保有台数は12,489台で、微減傾向となっています。
- 1世帯当たりの自動車台数は2台以上あり、自動車が主たる移動手段となっています。

表 2.9 自動車保有台数の推移

年	甘楽町		群馬県
	自動車 保有台数 (台)	世帯当たり 自動車数 (台/世帯)	世帯当たり 自動車数 (台/世帯)
平成29年度末	12,888	2.63	2.13
平成30年度末	12,846	2.56	2.12
令和元年度末	12,583	2.47	2.07
令和2年度末	12,585	2.48	2.05
令和3年度末	12,489	2.46	2.05

出典：群馬県統計年鑑（国土交通省関東運輸局）

図 2.26 自動車の保有台数

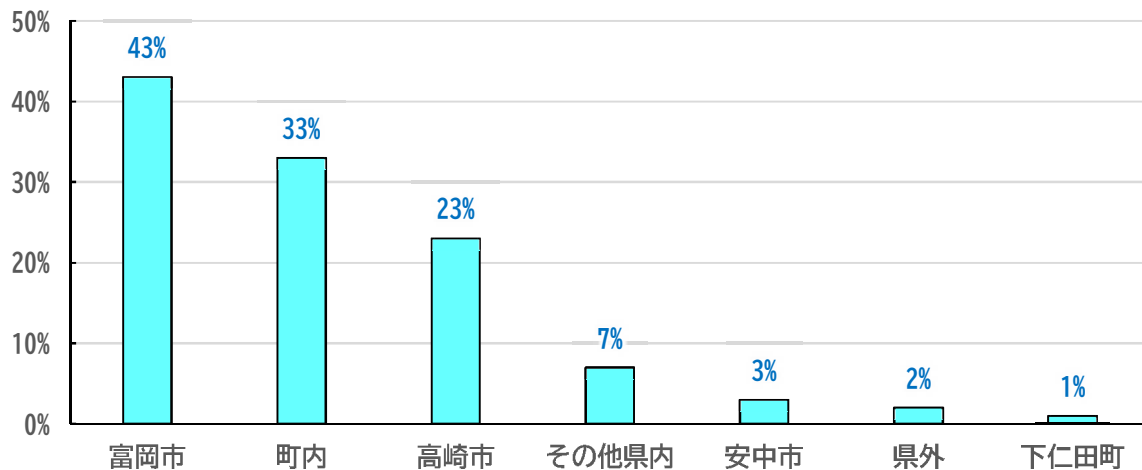


出典：群馬県統計年鑑（国土交通省関東運輸局）

(2) 人の動き

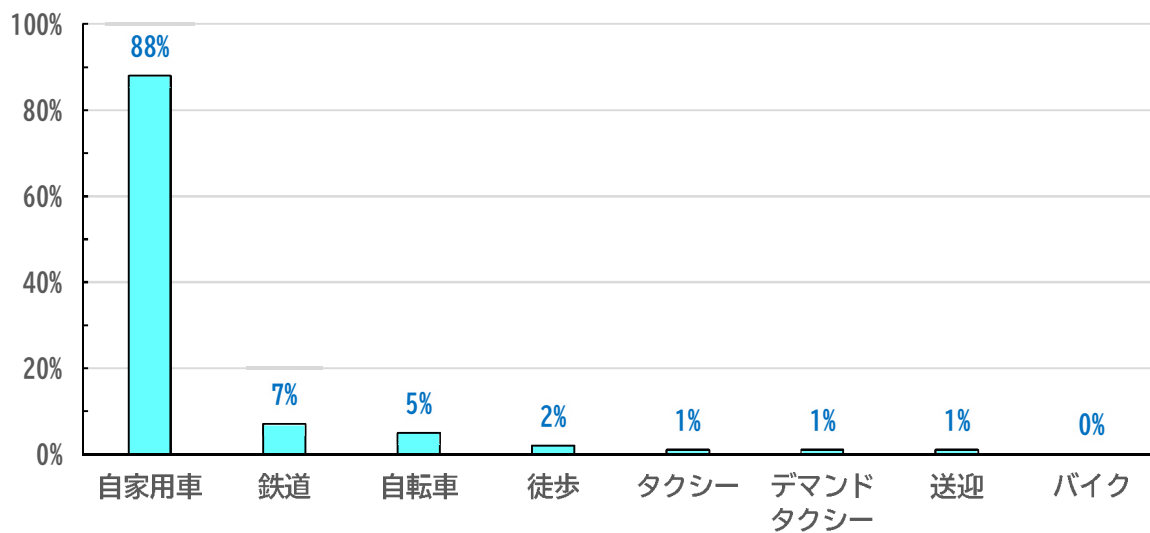
- 本町からの通勤・通学割合については、富岡市が最も多く43%、町内が33%、高崎市が23%となっています。
- 通勤・通学での主な交通手段は、自家用車が88%あり、大多数の人が自家用車を利用しています。

図 2.27 「通勤・通学」での外出割合



出典：甘楽町地域公共交通アンケート

図 2.28 「通勤・通学」での主な交通手段

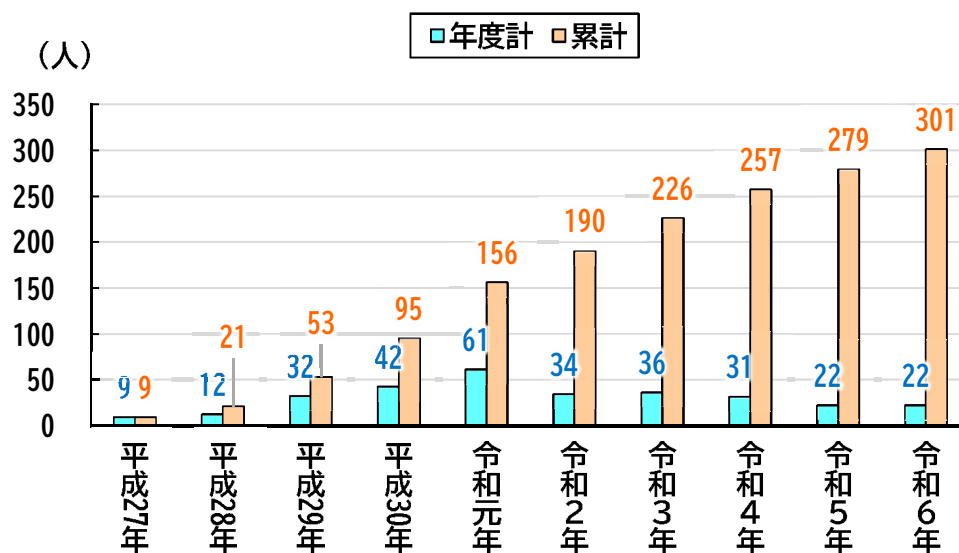


出典：甘楽町地域公共交通アンケート

(3) 自動車運転免許の返納状況

- 町では、高齢者運転免許証自主返納支援補助金交付要綱を設定し、町内に住所を有する高齢者で、自主返納後に運転経歴証明書を交付された者には、運転経歴証明書交付手数料を1回に限り、補助金として交付するほか、記念品として甘楽町デマンドタクシー（愛のりくん）回数券を贈呈しています。

図 2.29 高齢者運転免許証自主返納支援補助金申請数



2-5. 災害に関する現状

2-5-1. 災害履歴

- 災害は、昭和 60（1985）年以降、17 件の災害（主に台風被害）が発生しています。

表 2.10 主な災害の状況

年月	種別	被害状況	備考
S60. 7	台風 6号被害	公共施設（道路等含む）10 か所	被害金額 16,020 千円におよぶ
S61. 9	台風 15号被害	公共施設（道路等含む）8 か所	被害金額 17,410 千円におよぶ
H2. 7	降ひょう	水稻、コンニャク、キウイフルーツ、リンゴ等被害面積 258.4ha	被害金額 247,412 千円におよぶ
H3.10	台風 19号被害	水稻、コンニャク、キウイフルーツ等被害面積 106.7ha	被害金額 75,600 千円におよぶ
H5. 5	冷夏	水稻、コンニャク、キウイフルーツ、露地野菜等被害面積 596ha	被害金額 149,280 千円におよぶ
H6. 9	降ひょう	水稻、コンニャク、キウイフルーツ等被害面積 274.8ha	被害金額 190,751 千円におよぶ
H8. 7	降ひょう	コンニャク、キウイフルーツ、キュウリ、リンゴ、トウモロコシ等被害面積 290ha	被害金額 349,720 千円におよぶ
H10. 9	台風 5号被害	水稻、コンニャク、ネギ、ナス等被害面積 226.5ha	被害金額 148,931 千円におよぶ
H13. 9	台風 15号被害	公共施設（道路等含む）14 か所	被害金額 56,490 千円におよぶ
H14. 9	集中豪雨	土砂崩壊2か所、公共施設（道路等含む）2 か所	被害金額 41,707 千円におよぶ
H18. 7	台風 17号被害	公共施設（河川、道路等含む）5 か所	被害金額 7,025 千円におよぶ
H19. 9	台風 9号被害	家屋一部崩壊1棟、避難者27世帯73人、土砂崩れ22か所、町道80か所、林道26か所、公園施設、水道施設、その他防災・交通安全施設等被害多数 水稻、コンニャク、キウイフルーツ、タラの芽、ナス、キュウリ、リンゴ等被害面積 147.1ha	被害金額 337,094 千円におよぶ 稲含山観測所で総降水量 594 mmを記録
H21.10	台風 18号被害	水稻、コンニャク、キウイフルーツ等被害面積 106.7ha	
H22. 7	集中豪雨	床下浸水3棟	
H23. 3	東日本 大震災	家屋一部損壊2棟、停電11時間36分間外計画停電5回、燃料の供給不足、福島第一原子力発電所事故に伴う農作物等の風評被害等	甘楽町で震度4を観測
H26. 2	大雪 被害	軽傷者2名、住宅一部損壊111棟、その他工場、倉庫、物置、車庫、カーポート等損壊多数、国道、県道、町道すべての路線通行不能。広範囲で停電及び断水、農業施設及びビニールハウス等多数被害	被害総額 251,513 千円におよぶ
R1.10	台風 19号被害	家屋一部損壊3棟、床上浸水2棟、避難者1,029人、町道19箇所、橋梁1箇所、河川1箇所、公園1箇所、林道14箇所（5路線）、農業施設（取水口1箇所、水路2箇所）、農地11箇所、水道施設、県管理道路・河川52箇所等被害多数、水稻、なす、野沢菜、玉ねぎ、りんご、キウイフルーツ等被害面積 49.7ha、秋畑地区300戸停電、天引・白倉地区100戸停電、秋畑那須地区電話（固定・携帯）不通	被害金額 324,441 千円におよぶ 稲含山観測所で総降水量 623mm、甘楽町役場で 485mmを記録

出典：甘楽町地域防災計画（令和8年3月頃を予定）

2-5-2. 想定される災害

- 本町で想定される災害は、土砂災害、洪水、地震があります。
- 詳細は、後述の防災指針に示します。

表 2.11 想定される災害

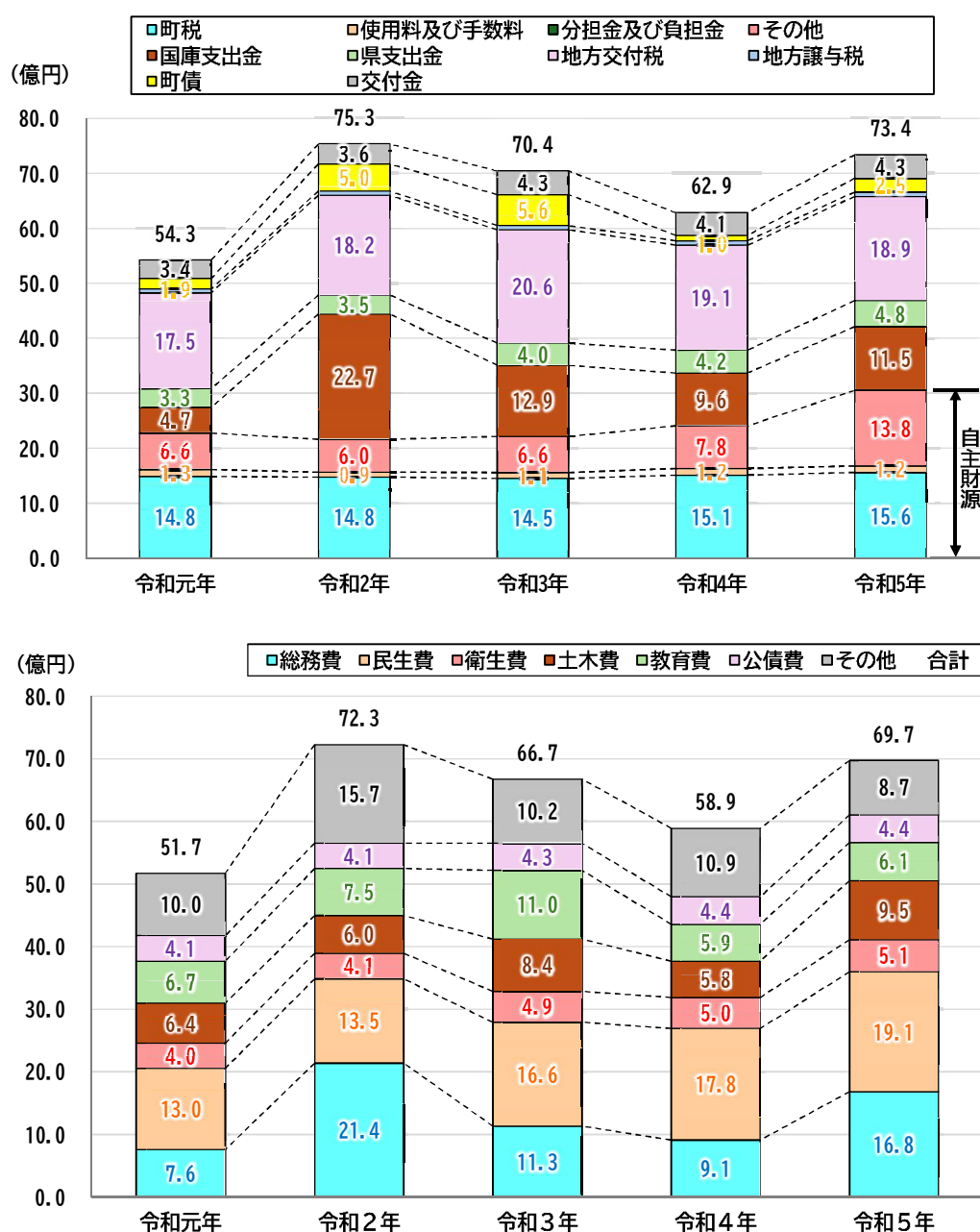
種別	法指定区域等	根拠法・調査等
土砂災害	・土砂災害警戒区域 ・土砂災害特別警戒区域	「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」
	・砂防三法指定区域 (砂防指定地・地すべり防止区域・急傾斜地崩壊危険区域)	「砂防法」 「地すべり等防止法」 「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」
洪水	・洪水浸水想定区域 【計画規模（L1）】 【想定最大規模（年超過確率 1/1,000 以上の降雨・L2）】 【浸水継続時間（年超過確率 1/1,000 以上の降雨・L2）】	「水防法第 14 条」
	・多段階による浸水想定	「群馬県県土整備部河川課」
地震	・想定震度 ・建物被害予測	「群馬県地震被害想定調査」

2-6. 財政・地価に関する現状

2-6-1. 歳入・歳出の推移

- 令和5（2023）年における一般会計の歳入では、地方交付税の割合が最も高くなっており、令和元（2019）年以降の推移をみると、国庫支出金を含めた依存財源比率が約6～7割に及んでいます。
- 令和元（2019）年以降の一般会計の歳出の推移をみると、福祉予算である民生費の比率が高まっています。また、地域の基盤整備のための土木費は、6～10億円程度で推移しています。

図 2.30 一般会計歳入（上）・歳出（下）の内訳と推移



出典：甘楽町決算に関する報告書

2-6-2. 公共施設等の維持・管理費用の見通し

- 本町では、「甘楽町公共施設等総合管理計画（令和4年3月改訂）」を策定し、公共施設の総量抑制や予防保全的な維持管理・更新等による長寿命化により、維持管理・更新等に係る経費の平準化と削減に取り組んでいます。
- 同計画において、“公共建築物とインフラ施設をこのまま維持する場合、今後10年間の更新等費用総額は約97.0億円、年更新等費用の平均は約9.7億円/年と試算され、現在保有する公共施設等を今後すべて更新することは財政的に難しい”と施設整備の厳しい状況が示されています。

図 2.31 公共施設等（公共建築物・インフラ施設）の維持管理・更新等費用



	現在要している 経費	今後10年間の 維持管理試算額	人口減少率	目標とする経費
施設更新費 (投資的経費)	7.6 億円	9.7 億円/年	10.2%	6.9 億円/年
維持管理費	0.3 億円	0.3 億円/年		0.2 億円/年
合計	7.9 億円	9.9 億円/年	➡	7.1 億円/年
削減割合	-	-	-	▲2.8 億円/年 -28%

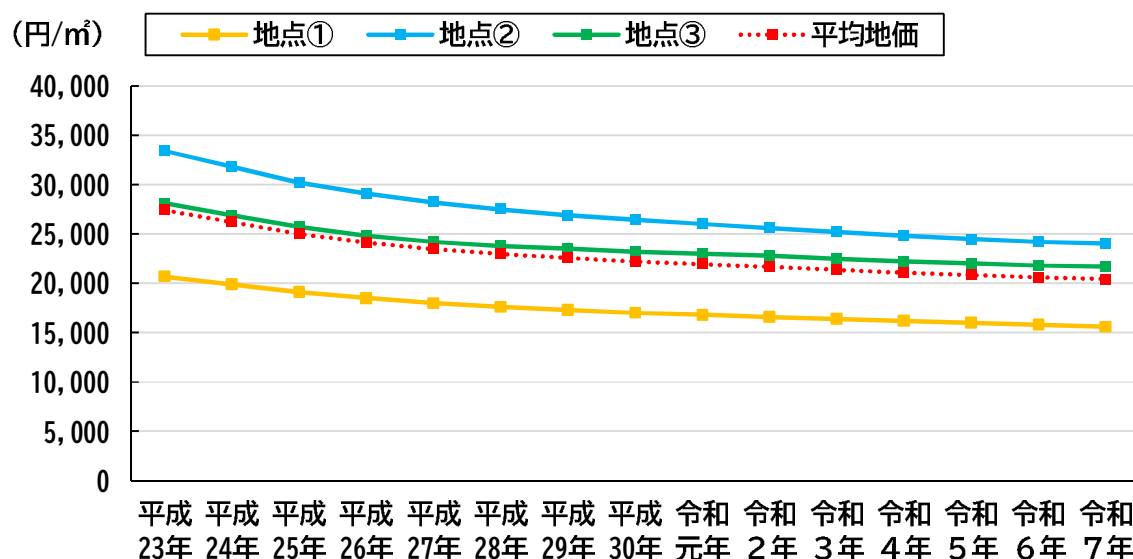
* 端数処理の都合上、合計が合わない場合があります

出典：甘楽町公共施設等総合管理計画（令和4年3月改訂）

2-6-3. 地価

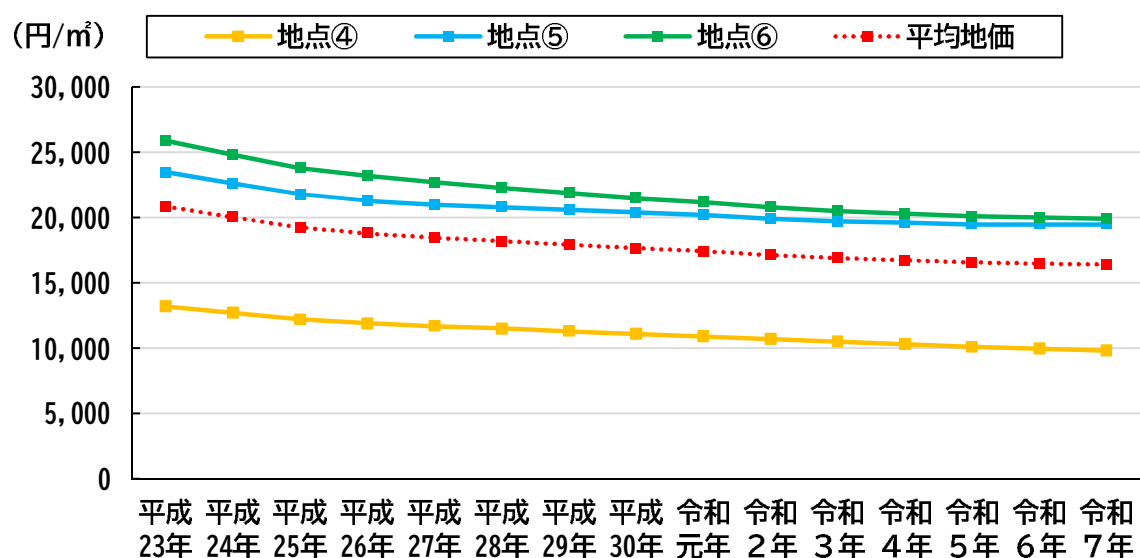
- 町内では、地価公示が3か所、基準地価が3か所において公表されています。
- 平成23（2011）年以降の推移をみると、地価は下落傾向にあります。

図 2.3.2 地価公示価格の推移



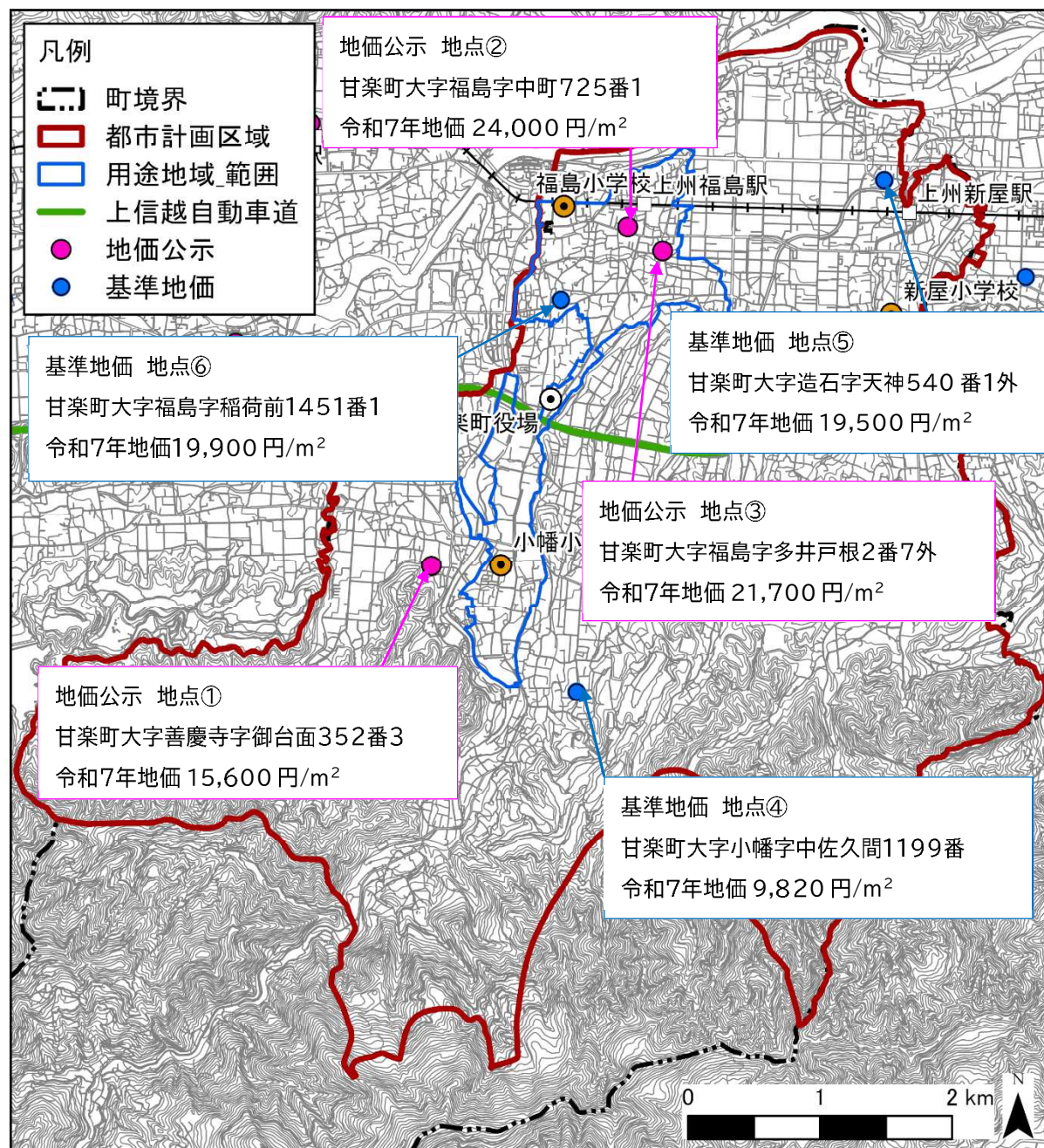
出典：国土数値情報（国土交通省）

図 2.3.3 基準地価の推移



出典：群馬県地価調査

図 2.34 地価公示・基準地価ポイント



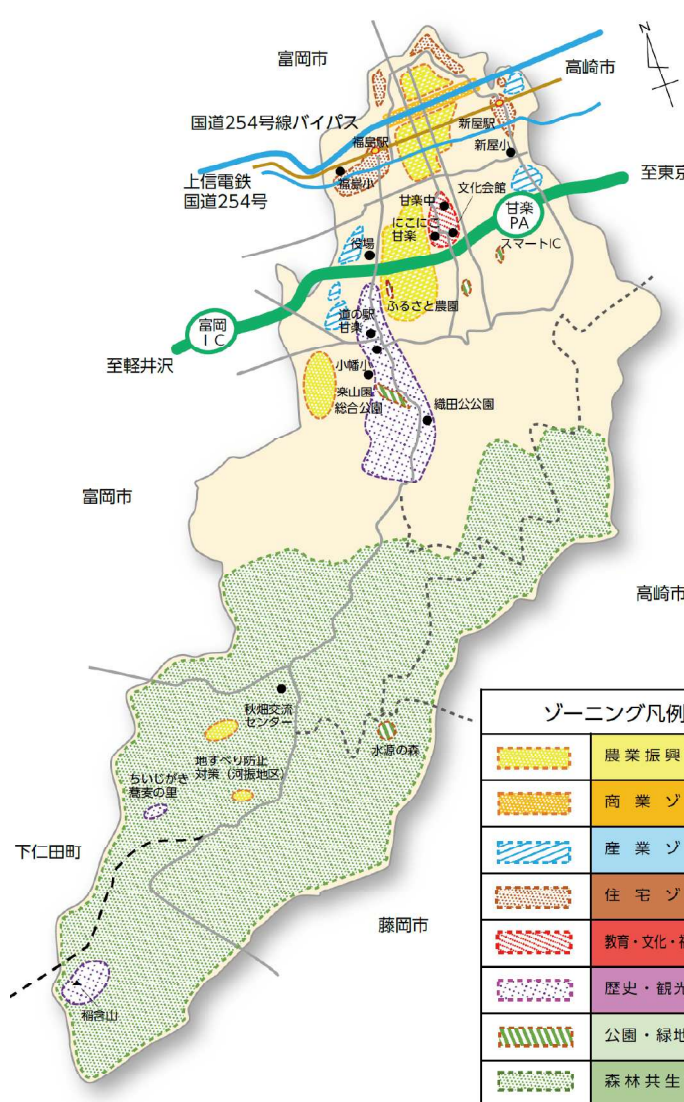
出典：国土数値情報、群馬県地価調査

2-7. 上位関連計画の概要

2-7-1. 甘楽町総合計画

甘楽町総合計画は、町の最上位計画として令和4年3月に策定されています。

表 2.12 いきいきかんらプラン 第6次総合計画書の概要

計画期間	基本構想が令和4年度～令和13年度の10年間																
まちの将来像	しあわせホームタウン甘楽																
重要施策	1. 安全安心な暮らしの実現 2. 少子高齢社会と人口減少社会への対応 3. 地域の魅力を生かした共創のまちづくり																
目標人口	令和13年度 11,600人（令和22年度 10,500人）																
土地利用構想	土地利用構想図  ゾーニング凡例 <table border="1"> <tbody> <tr> <td></td> <td>農業振興ゾーン</td> </tr> <tr> <td></td> <td>商業ゾーン</td> </tr> <tr> <td></td> <td>産業ゾーン</td> </tr> <tr> <td></td> <td>住宅ゾーン</td> </tr> <tr> <td></td> <td>教育・文化・福祉ゾーン</td> </tr> <tr> <td></td> <td>歴史・観光ゾーン</td> </tr> <tr> <td></td> <td>公園・緑地ゾーン</td> </tr> <tr> <td></td> <td>森林共生ゾーン</td> </tr> </tbody> </table>		農業振興ゾーン		商業ゾーン		産業ゾーン		住宅ゾーン		教育・文化・福祉ゾーン		歴史・観光ゾーン		公園・緑地ゾーン		森林共生ゾーン
	農業振興ゾーン																
	商業ゾーン																
	産業ゾーン																
	住宅ゾーン																
	教育・文化・福祉ゾーン																
	歴史・観光ゾーン																
	公園・緑地ゾーン																
	森林共生ゾーン																

出典：甘楽町第6次総合計画－いきいきかんらプラン－（甘楽町 令和4年3月）

2-7-2. 都市計画区域マスタープラン

都市計画区域マスタープラン（県央広域都市計画圏 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）は、町の都市計画マスタープランの上位計画として、令和2年11月に策定されています。

表 2.13 都市計画区域マスタープラン（甘楽都市計画区域）の概要

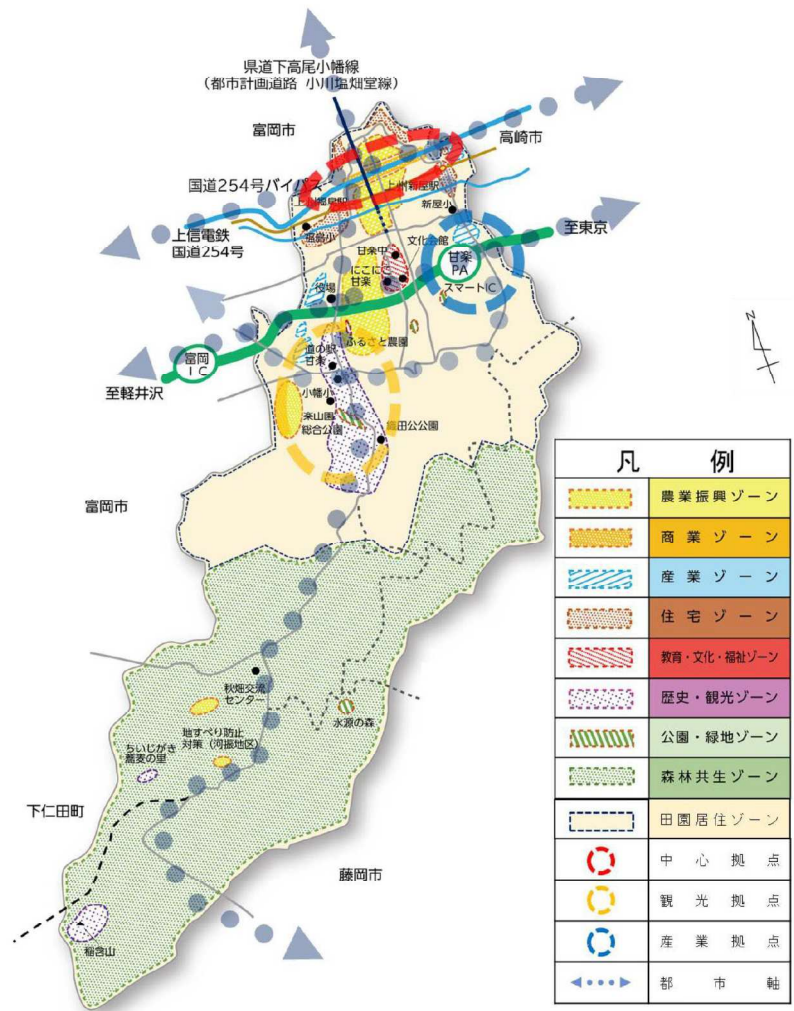
計画期間	令和2年度～令和7年度の5年間
都市づくりの目標	「ぐんまらしい持続可能なまち」～ぐんまのまちの“個性”を活かして“まちのまとまり”をつくりだします～
本町における拠点の位置付け	生活拠点 産業拠点（既存工業団地、流通団地及び周辺、新構想：天引地区） 観光拠点（小幡・楽山園周辺）
区域区分に関する方針	区域区分を定める必要があるが、今回は定めない
まちのまとまりの形成に向けた対応方針	本区域においては、区域区分の実施等による土地利用規制・誘導を周辺都市と連携しながら行うことで、鉄道駅を中心としたまちのまとまりの形成・維持を図る。また、小幡・楽山園地区を「観光拠点」として位置づけ、景観の保全・維持、当該地区へのアクセス改善を図る。なお、区域区分を定めない場合の区域区分代替案については、以下を想定する。 ○まちのまとまり ・ まちのまとまりを形成すべき地域で人口密度等の一定の要件を満たす区域、<u>あるいは現況の土地利用状況等から必要な区域については、用途地域を指定し、良好な市街地の形成を図る。</u> ・ まちのまとまりを形成すべき地域で、用途地域外の区域については、必要な範囲について地区計画等を定め、良好な生活環境の整備等を推進する。 ・ <u>用途地域の指定がある範囲を原則として、立地適正化計画による居住誘導区域及び都市機能誘導区域を指定し、住宅あるいは都市機能増進施設の立地の誘導を図る。</u> ○まちのまとまり外 ・ まちのまとまり以外の地域については、特定用途制限地域を指定し、身近な商業施設や小規模工場等以外の施設立地を制限することで居住環境の保全等を図る。 ・ また、まちのまとまり以外での住宅の立地を抑制するため、居住調整地域を指定する。 ○幹線道路の沿道等 ・ 幹線道路の沿道において土地利用が促進されることが予測される区域については、特定用途制限地域を指定し、甘楽町都市計画マスタープランにおいて商業地域の形成を図ることを位置づける地域を除いて、大規模商業施設等の立地を制限する。

出典：県央広域都市計画圏 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（群馬県 令和2年11月）

2-7-3. 甘楽町都市計画マスタープラン

甘楽町都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、概ね20年後の都市及び地域の将来像を示す計画として、平成21年3月に策定（令和5年3月に改定）されています。

表 2.14 甘楽町都市計画マスタープランの概要

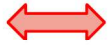
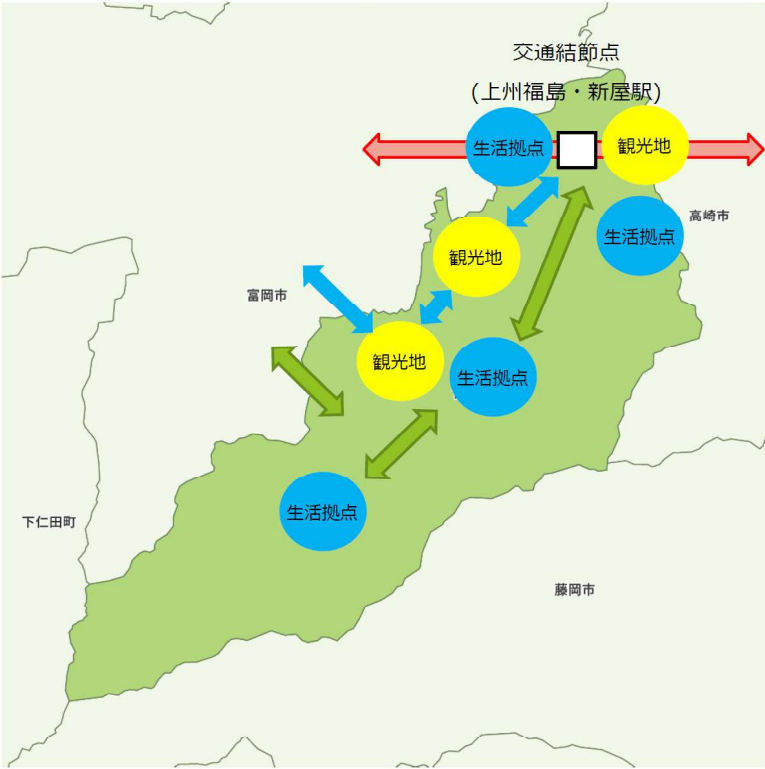
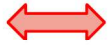
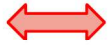
計画期間	令和2年度～令和22年度の20年間																												
まちづくりの基本理念	安全安心で暮らしやすい活力あふれるまちづくり																												
まちづくりの目標	① 自然を生かした心やすらぐまちづくり ② 歴史、文化を生かした交流のまちづくり ③ すべての人が等しく安全に暮らせるまちづくり ④ 協働により誇りと愛着を持って住み続けられるまちづくり ⑤ 賑わいのある元気なまちづくり																												
将来都市像	 【土地利用構想図】 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">凡 例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>農業振興ゾーン</td> </tr> <tr> <td></td> <td>商業ゾーン</td> </tr> <tr> <td></td> <td>産業ゾーン</td> </tr> <tr> <td></td> <td>住宅ゾーン</td> </tr> <tr> <td></td> <td>教育・文化・福祉ゾーン</td> </tr> <tr> <td></td> <td>歴史・観光ゾーン</td> </tr> <tr> <td></td> <td>公園・緑地ゾーン</td> </tr> <tr> <td></td> <td>森林共生ゾーン</td> </tr> <tr> <td></td> <td>田園居住ゾーン</td> </tr> <tr> <td></td> <td>中心拠点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>観光拠点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>産業拠点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>都市軸</td> </tr> </tbody> </table>	凡 例			農業振興ゾーン		商業ゾーン		産業ゾーン		住宅ゾーン		教育・文化・福祉ゾーン		歴史・観光ゾーン		公園・緑地ゾーン		森林共生ゾーン		田園居住ゾーン		中心拠点		観光拠点		産業拠点		都市軸
凡 例																													
	農業振興ゾーン																												
	商業ゾーン																												
	産業ゾーン																												
	住宅ゾーン																												
	教育・文化・福祉ゾーン																												
	歴史・観光ゾーン																												
	公園・緑地ゾーン																												
	森林共生ゾーン																												
	田園居住ゾーン																												
	中心拠点																												
	観光拠点																												
	産業拠点																												
	都市軸																												

出典：甘楽町都市計画マスタープラン（甘楽町 令和5年3月）

2-7-4. 甘楽町地域公共交通計画

甘楽町地域公共交通計画は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 41 号）に基づく計画で、「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする「マスタープラン」としての役割を果たすものとして、令和 6 年 4 月に策定されています。

表 2.1 5 甘楽町地域公共交通計画の概要

計画期間	令和6年度から令和10年度の5年間									
基本方針	誰ひとり取り残さない地域公共交通体系の確保・維持									
目標	目標① 多様な移動ニーズに対応するサービスの提供・効率化 目標② 公共交通に対する住民意識の醸成 目標③ 町来訪者の促進 目標④ 関係者相互の連携向上									
将来像	地域間幹線を鉄道と位置づけ、加えてデマンドタクシー等の地域内支線によって全町一体となった公共交通ネットワークの構築を目指す。また町内だけにとどまらず町外へのアクセス手段の構築により住民の利便性、来訪者の移動活性化を図る。 <table><tr><td></td><td>幹線公共交通</td><td>上信電鉄</td></tr><tr><td></td><td>地域内支線</td><td>デマンドタクシー 「愛のりくん」 ※補助対象フィーダー系統</td></tr><tr><td></td><td>地域内支線</td><td>甘楽町シャトルワゴン</td></tr></table> 		幹線公共交通	上信電鉄		地域内支線	デマンドタクシー 「愛のりくん」 ※補助対象フィーダー系統		地域内支線	甘楽町シャトルワゴン
	幹線公共交通	上信電鉄								
	地域内支線	デマンドタクシー 「愛のりくん」 ※補助対象フィーダー系統								
	地域内支線	甘楽町シャトルワゴン								

出典：甘楽町地域公共交通計画（甘楽町 令和6年4月）

2-8. 課題

立地適正化に関わる本町の現状を踏まえた課題は、以下のとおりです。

課題1：人口減少・高齢社会における多世代が暮らせるまちづくり

本町の人口は、平成12(2000)年の14,660人をピークに減少し、令和2(2020)年には年少人口の比率が10.6%に低下する一方、老年人口の比率は34.7%に達するなど、人口減少と少子高齢化が顕在化しています。概ね20年後の令和27(2045)年には8,644人(令和2(2020)年を100としたとき69.2%)にまで減少し、老年人口の比率も47.4%にまで高まると予測されています。

このような人口減少や高齢化のさらなる進展が予想される中で、高齢者の定住と子育て層等の若い世代の転入を促進するなど、できる限り人口規模を維持、または人口減少のスピードを緩やかにするため、多世代にとって利便性が高く、暮らしやすいまちづくりを進める必要があります。

課題2：“まちのまとまり”を意識した居住地の誘導

本町は、区域区分を行わない非線引き都市計画区域です。都市計画区域内のうち、上州福島駅や小幡地域等の用途地域内に人口の約3割が、上州新屋駅の周辺や古くからの集落地等の用途地域外（白地地域）等に人口の約7割が居住している状況です。近年では、上信越自動車道の甘楽スマートICや国道254号バイパスの開通等で広域的なアクセス利便性が高まっており、これらを町の発展や活性化に活かすために、商業施設や産業施設の誘致に取り組んでいます。

今後、人口減少や高齢化のさらなる進展が予想される中であって、低密度な市街地が白地地域に拡散していくことは、インフラの維持や投資効果の高いまちづくりを難しくさせることから、本町が有する広域のアクセス利便性を活かした商業施設や産業施設の誘導による土地の有効活用を進めつつも、居住地については“まちのまとまり”を意識した土地利用を誘導していく必要があります。

課題3：誰もが移動しやすい道路・交通環境の整備

本町には、上州電鉄の2駅が設置されていますが、路線バスの運行はなく、これに代わる交通手段としてデマンドタクシー「愛のりくん」が運行されています。住民の主要な交通手段としては、自家用車への依存が高い状況にあります。

今後、“まちのまとまり”の形成とあわせ、自家用車利用に対応した円滑で安全な道路ネットワークと道路空間を整備するとともに、運転免許を持たない住民の移動を支える公共交通の改善に取り組み、さらには日常的な生活サービスを集約化することで、安全に歩いて各種機能を利用できる道路環境を確保していく必要があります。

課題4：災害に強いまちづくり

本町の災害リスクとしては、町内でどこでも起こりうる地震被害に加え、都市計画区域の南側の山間部に土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域が指定されています。また、南から北に流下し、鑓川に注ぐ雄川等の沿岸部の一部において河川氾濫による浸水が想定されています。

上位計画である「いきいきかんらんプラン第6次総合計画」のまちの将来像に「安全安心な暮らしの実現」が定められているように、安全・安心の確保はまちづくりの必要最低要件であることから、災害の発生予防に取り組むとともに、万が一災害が発生しても被害を最低限に抑えることのできる減災のため、災害リスクの高い地域への居住を誘導しない視点をもって“まちのまとまり”を形成し、災害に強いまちづくりを進める必要があります。

課題5：限られた財源の中での公共施設・インフラ施設の維持

本町では、人口減少や少子高齢化に伴う税収減、これまで整備してきた公共施設やインフラ施設の老朽化から、公共サービスの低下や公共施設等の維持管理・更新が困難になることが予想されています。そのため、本町では公共施設等総合管理計画等を策定し、公共施設の総量抑制や予防保全的な維持管理・更新等による長寿命化により、維持管理・更新等に係る経費の平準化と削減に取り組んでいます。

今後、“まちのまとまり”を意識した公共施設やインフラ施設の整備・維持管理・更新により、効率的な公共投資を行うとともに、民間投資を呼び込み、人口規模の維持や都市としての魅力を高め、地価の下落を抑制するなど町税による安定的な財源を確保していく必要があります。

第3章 立地の適正化に関する基本的な方針

3-1. まちの将来像・まちづくりの理念

3-1-1. まちの将来像

本計画において目指すまちの将来像は、上位計画である「いきいきかんらプラン第6次総合計画」と整合を図ります。

しあわせホームタウン甘楽

1. 安全安心なくらしの実現
2. 少子高齢社会と人口減少社会への対応
3. 地域の魅力を生かした共創のまちづくり

3-1-2. まちづくりの理念

本計画は、都市全体を見渡したマスタープランとしての性質をもち、都市計画法に基づく都市計画マスタープランの一部とみなされます。そのため、まちづくりの理念は「甘楽町都市計画マスタープラン」と整合を図ります。

“安全安心で暮らしやすい活力あふれるまちづくり”

- ① 自然を生かした心やすらぐまちづくり
- ② 歴史、文化を生かした交流のまちづくり
- ③ すべての人が等しく安全に暮らせるまちづくり
- ④ 協働により誇りと愛着を持って住み続けられるまちづくり
- ⑤ 賑わいのある元気なまちづくり

3-2. 立地の適正化に関する基本的な方針

本町において中長期的に人口減少と少子高齢化の進展が見込まれる中、「まちの将来像」や「まちづくりの理念」、本町の現状と課題を踏まえ、立地の適正化に関する基本的な方針を次のとおりとします。

方針1：多世代が安心して暮らせる“まちのまとまり”の形成

本町では、都市計画区域の用途地域内外に広く居住地が分布しています。

今後、より一層の人口減少・少子高齢化の進展が見込まれる中、コンパクト・プラス・ネットワークの考えに基づく持続可能な都市構造の再構築に取り組みます。

そのため、インフラ等が不足する地域での拡散的な市街化の抑制や、高齢者の定住と子育て世代の転居・転入の促進等による居住誘導と防災対策の取組を進め、多世代が安心して暮らす、適正な人口規模や密度を維持した“まちのまとまり”を形成することを目指します。

方針2：都市機能の維持・集約、生活利便性の向上

本町では、広く町全域からの利用に対応するため、用途地域外の白倉地域ににこにこ甘楽、保育園や中学校等の公共サービス機能を集約させてきました。また、上信越自動車道の甘楽スマートIC、国道254号バイパスの開通等、広域的なアクセス性の向上を町の活性化に生かしていくため、商業施設や産業施設の誘致に努めています。

こうした用途地域外でのまちづくりと並行し、用途地域内を中心とした“まちのまとまり”においては、居住者の生活に必要な身近な医療・商業等の都市機能を維持・誘導することで、生活利便性の向上、地域コミュニティの活性化を図り、子育て世代や高齢者をはじめ、誰もが安全安心で暮らしやすい活力あるまちの実現を目指します。

方針3：誰もが移動しやすい都市構造の実現

本町では、公共交通は鉄道とデマンド交通のみで、主要な移動手段は自家用車となっています。

今後、“まちのまとまり”の形成を進め、都市機能を維持・誘導することとあわせ、“まちのまとまり”をつなぐための道路網の維持管理・整備に取り組みます。また、公共交通においては、鉄道の維持に加え、デマンド交通の改善も含め、誰もが移動しやすい都市構造の実現を目指します。

3-3. 目指すべき都市の骨格構造

目指すべき都市の骨格構造は、「甘楽町都市計画マスタープラン」に定める将来都市構造を踏まえるとともに、公共交通（鉄道及びデマンド交通）によるアクセス性や既存の都市機能の集積状況、人口の状況等も加味し、次の「拠点」「連携軸」によって構成するものとします。

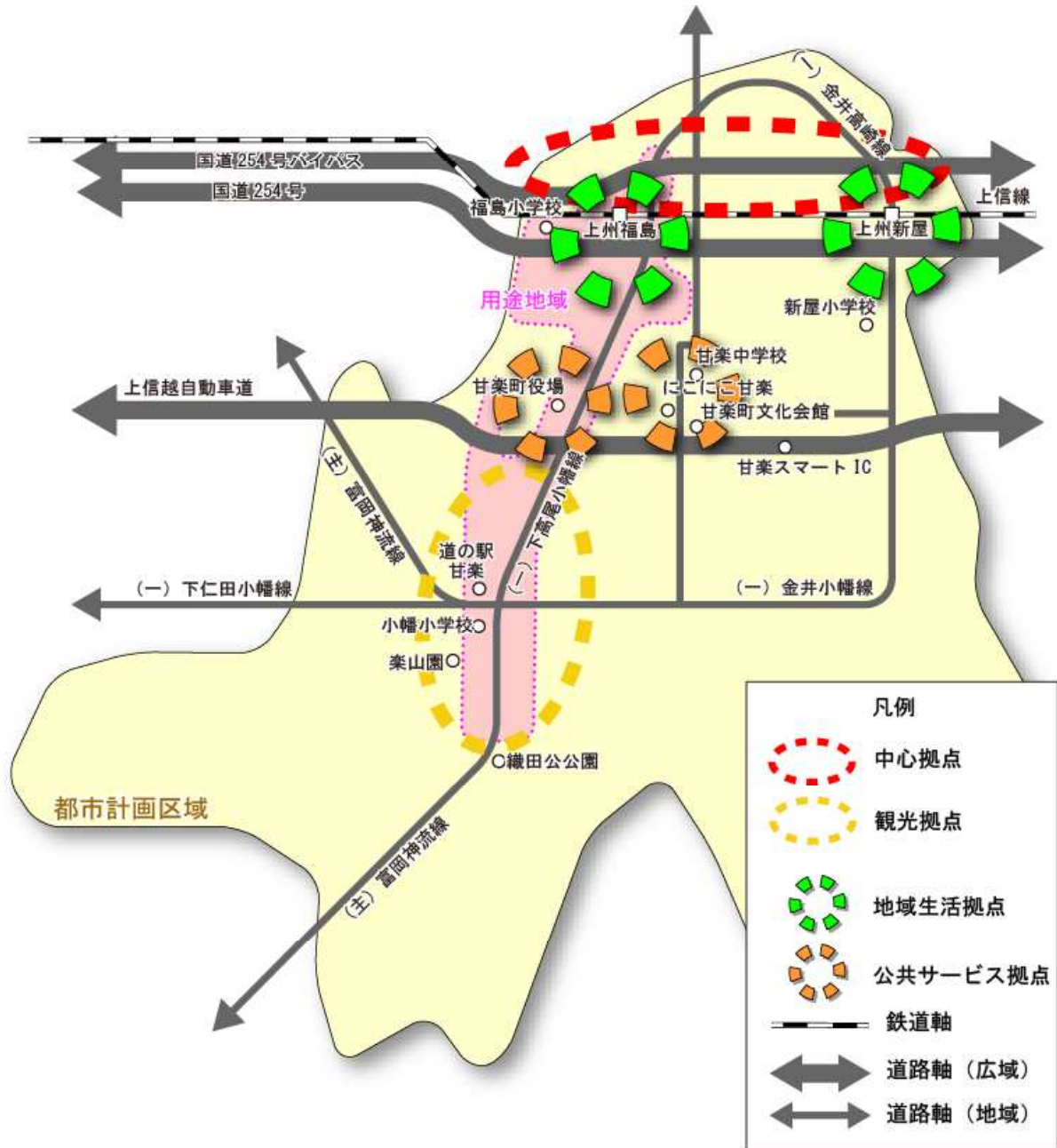
表 3.1 目指すべき都市の骨格構造における拠点

拠点	概要	箇所
中心拠点	多様な都市機能の集積を図る拠点	国道 254 号バイパス沿線等（上州福島駅、上州新屋駅の周辺や国道 254 号含む）
観光拠点	賑わいを創出し、交流する拠点	国指定名勝楽山園や道の駅甘楽、甘楽総合公園等がある城下町小幡地区
地域生活拠点	公共交通の拠点であり、居住のまとまりを有する地域生活の中心的な拠点	上州福島駅周辺 上州新屋駅周辺
公共サービス拠点	公共サービス機能が集積した拠点	甘楽町役場周辺 にこにこ甘楽周辺

表 3.2 目指すべき都市の骨格構造における連携軸

連携軸	箇所
広域連携軸	鉄道：上信電鉄（上州福島駅、上州新屋駅） 道路：上信越自動車道、国道 254 号、国道 254 号バイパス
地域連携軸	道路：県道 46 号富岡神流線（主要地方道）、県道 193 号下仁田小幡線、 県道 197 号下高尾小幡線、県道 203 号金井高崎線、県道 204 号金井小幡線、町道（多井戸・沖 2 号線、小川・上野線、前谷・下小塚線、西天神・三ツ俣 2 号線、小船・三ツ俣線）

図 3.1 目指すべき都市の骨格構造



3-4. 計画人口

本計画は、人口減少・少子高齢社会への対応として、都市のあるべき機能配置の方向性を示すものであるため、持続的な発展を目標としつつ、計画人口を国立社会保障・人口問題研究所推計値（令和5年推計）による令和27(2045)年度に8,644人となることを前提に検討します。

表 3.3 計画人口（将来推計人口）

計画等	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	令和27年 (2045)
	実績値	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値
本計画	12,491	11,583	10,920	10,204	9,431	8,644
参考： 第6次 総合計画	12,800	12,300	11,800	11,200	10,500	—

※本計画の計画人口は、国立社会保障・人口問題研究所推計値（令和5年推計）より。

<参考－国立社会保障・人口問題研究所の推計値を計画人口とする理由について>

「第13版都市計画運用指針(令和7年3月)」においては、「人口等の将来の見通しは、立地適正化計画の内容に大きな影響を及ぼすことから、国立社会保障・人口問題研究所が公表をしている将来推計人口の値を採用すべきであり、仮に市町村が独自の推計を行うとしても国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口の値を参酌すべきである。」としているため、当該推計値を計画人口としました。

第4章 居住誘導区域等の設定

4-1. 居住誘導区域等の設定方針

4-1-1. 居住誘導区域とは

(1) 概要

居住誘導区域とは、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域です。

居住誘導区域を設定すると、居住誘導区域外で一定規模以上の住宅開発を行う場合において、町長への届出が義務付けられ、町が当該届出者に対して居住誘導区域内での施策に関する情報提供や、当該区域内の土地のあっせん等を行うことで、緩やかなコントロール手法により居住を一定の区域に誘導することになります。

(2) 居住誘導区域の設定が望ましい区域

国土交通省の「立地適正化計画の手引き」（以下、手引き）及び「都市計画運用指針」（以下、指針）では、居住誘導区域の考え方として、以下の「望ましい区域像」と「定めることが考えられる区域」が示されています。

表 4.1 望ましい区域像（手引き）

居住誘導区域は、以下のような条件を満たす区域での設定が望まれます。

①生活利便性が確保される区域

- ・都市機能誘導区域の候補となる中心拠点や地域・生活拠点に、徒歩・自転車・端末交通等により容易にアクセスすることのできる区域や、鉄道駅・バス停の徒歩・自転車利用圏

②都市機能の持続的確保が可能な面積範囲内の区域

- ・医療・福祉・商業等の都市機能が将来にわたって持続できる人口密度が確保される面積範囲内
- ・国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口等をベースに、区域外から区域内に現実的に誘導可能な人口を勘案しつつ、区域内において少なくとも現状の人口密度を維持、あるいは低下抑制することを基本に検討

③災害に対するリスクが低い、あるいは今後低減が見込まれる区域

- ・土砂災害、津波災害、浸水被害等により甚大な被害を受ける危険性が少ない区域で、土地利用の実態等に照らして、工業系用途、都市農地、深刻な空き家・空き地化が進行している郊外地域等には該当しない区域

出典：立地適正化計画の手引き【基本編】（国土交通省・令和7年4月改訂）

表 4.2 定めることが考えられる区域（指針）

居住誘導区域を定めることが考えられる区域として、以下が考えられる。

- ・都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺の区域
- ・都市の中心拠点及び生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、都市の中心拠点及び生活拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域
- ・合併前の旧町村の中心部等、都市機能や居住が一定程度集積している区域

出典：第13版 都市計画運用指針（国土交通省・令和7年3月）

第4章 居住誘導区域等の設定
4-1. 居住誘導区域等の設定方針

(3) 居住誘導区域に含めない区域

国土交通省の手引き及び指針では、居住誘導区域を「含めてはならない区域」「含まないこととすべき区域」「慎重に判断を行うことが望ましい区域」として、以下の内容が示されています。

表 4.3 居住誘導区域に含めない区域

区分	該当区域
含めては ならない区域 (法令)	(都市再生特別措置法第 81 条第 19 項) ・ 市街化調整区域 (都市計画法) ・ 災害危険区域 (建築基準法・条例) (都市再生特別措置法施行令第 30 条) ・ 農用地区域 (農振法) ・ 特別地域 (自然公園法) ・ 原生自然環境保全地域・特別地区 (自然環境保全法) ・ 保安林 (森林法) ・ 急傾斜地崩壊危険区域 (急傾斜地法) ・ 地すべり防止区域 (地すべり防止法) ・ 土砂災害特別警戒区域 (土砂災害防止法) ・ 浸水被害防止区域 (特定都市河川法)
含まないことと すべき区域 (指針)	(原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域) ・ 津波災害特別警戒区域 (津波防災地域づくり法) ・ 災害危険区域 (建築基準法・条例以外) (居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域) ・ 土砂災害警戒区域 (土砂災害防止法) ・ 津波災害警戒区域 (津波防災地域づくり法) ・ 浸水想定区域 (水防法) ・ 災害のおそれのある区域 (土砂災害防止法ほか)
慎重に判断を 行うことが 望ましい区域 (指針)	(居住誘導区域に含めることについて慎重に判断を行うことが望ましい区域) ・ 工業専用地域、流通業務地区等の建築制限のある区域 ・ 特別用途地区、地区計画等で建築制限のある区域 ・ 空地等が散在している区域

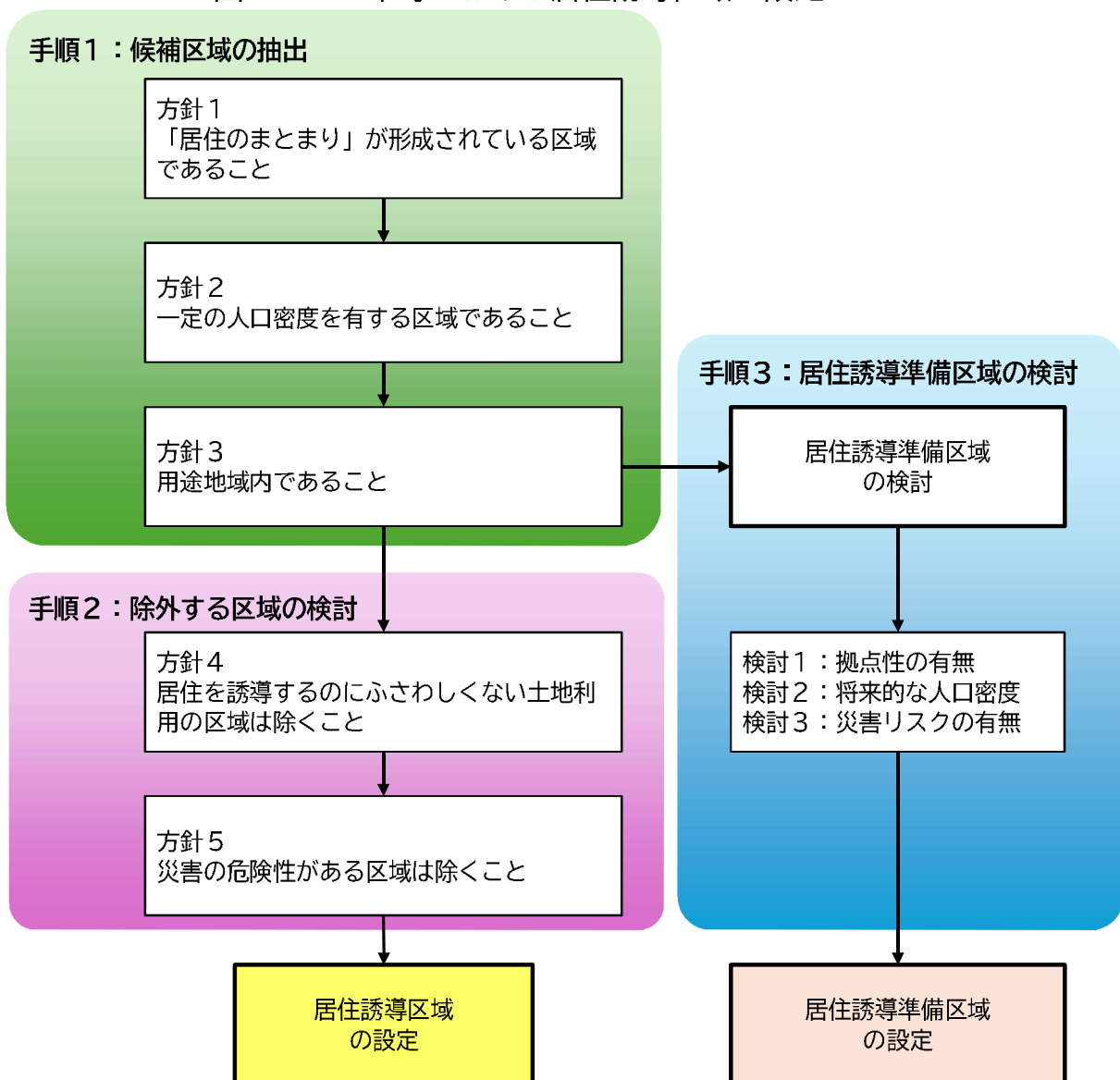
出典：立地適正化計画の手引き【基本編】(国土交通省・令和 7 年 4 月改訂)
第 13 版 都市計画運用指針 (国土交通省・令和 7 年 3 月)

4-1-2. 居住誘導区域等の設定フロー

居住誘導区域は、法及び指針・手引き、上位計画である都市計画区域マスタープランを参考に、以下のフローに基づき設定します。

なお、本町においては国道254号バイパスの開通等により、開発圧力が高まっています。そのため、既存集落や住宅地等の“居住のまとまり”が既に形成されていても「人口密度」や「用途地域内であること」に適合しないことから候補区域に抽出されなかった区域について、拠点性や将来的な人口動向、災害の状況を踏まえ、今後、地域地区の指定等を導入した時点で、居住誘導区域を設定する区域を「居住誘導準備区域」として設定します。

図 4.1 本町における居住誘導区域の設定フロー



4-2. 居住誘導区域等の設定

4-2-1. 手順1：候補区域の抽出

以下の方針1～3に対応した抽出基準に基づき、方針1～3全てに該当する「上州福島駅を中心とした地域」を候補区域として抽出しました。

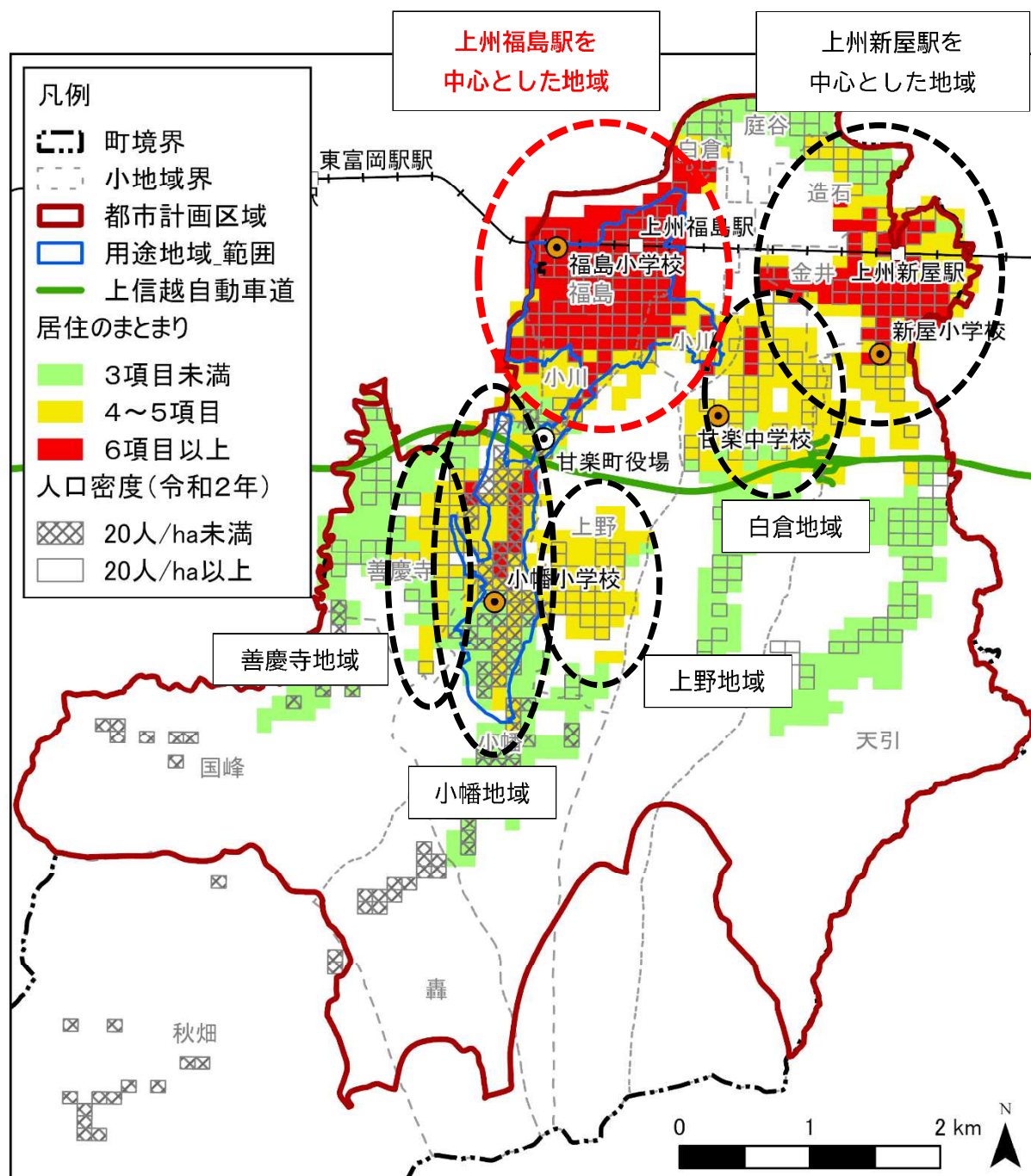
表 4.4 候補区域の抽出基準と結果

設定方針		抽出基準
候補区域の抽出	方針1 居住のまとまりが形成されている区域であること	● 「居住のまとまり」として、以下の7項目で4項目（半数）以上が該当する範囲(100mメッシュ)とその周辺地域を抽出。 【既存インフラが有効活用できること】 ① 幅員 5.5m以上の道路がある範囲 ② 公共下水道又は農業集落排水が整備済みの範囲 ③ 鉄道駅から徒歩圏 0.8km 内の範囲 【暮らしやすさが確保されていること】 ④ 小学校から 1.0km 内の範囲 ⑤ 中学校から 2.0km 内の範囲 ⑥ 商業施設から 1.0km 内の範囲 ⑦ 医療施設から 1.0km 内の範囲 ※「居住のまとまり」は、「人口減少下における土地利用ガイドライン【非線引き都市計画区域編】（平成 30 年 3 月 群馬県県土整備部都市計画課）」を参考。
	方針2 一定の人口密度を有する区域であること	● 上記の「居住のまとまり」のうち、一定の人口密度を有する区域として、「実績人口（令和2年）で 20 人/ha 以上の範囲」の地域を抽出。
	方針3 用途地域内であること	● 上位計画である都市計画区域マスタープランに基づき、用途地域が定められた範囲内で、用途地域界や道路、河川等の地形地物を境界として抽出。



抽出結果
(方針1・2・3全てに該当する地域) ● 上州福島駅を中心とした地域 (方針1・2のみに該当する地域) ● 上州新屋駅を中心とした地域 ● 白倉地域、善慶寺地域、上野地域 (方針1・3のみに該当する地域) ● 小幡地域

図 4.2 候補区域の抽出結果



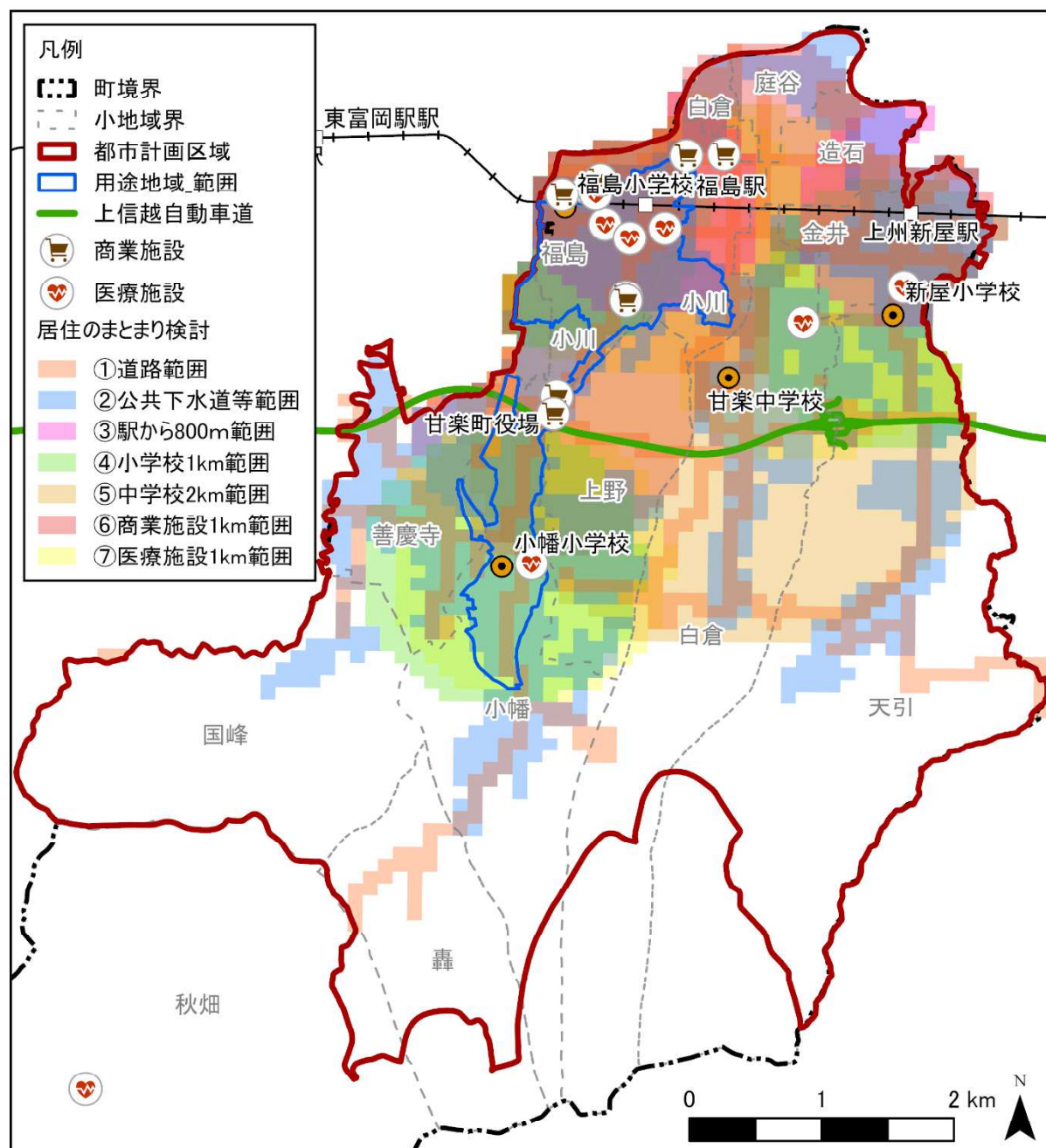
第4章 居住誘導区域等の設定

4-2. 居住誘導区域等の設定

参考：居住のまとまりが形成されている区域抽出について

居住のまとまりは、100mメッシュ単位で該当する箇所を抽出し、重ね合わせを行い、該当項目数を算出しました。なお、候補区域としては、居住可能なインフラが整備されている範囲として、「②公共下水道又は農業集落排水が整備済みの範囲」のみを対象にカウントしました。

図 4.3 居住のまとまりが形成されている区域抽出



4-2-2. 手順2：除外する区域の検討

候補区域について、次の方針4及び5に基づき、除外する区域を検討した結果、候補区域から除外する区域がないことから、候補区域を基に、用途地域界や道路、河川等の地形地物を境界として居住誘導区域を抽出しました。

表 4.5 除外する区域の除外基準と結果

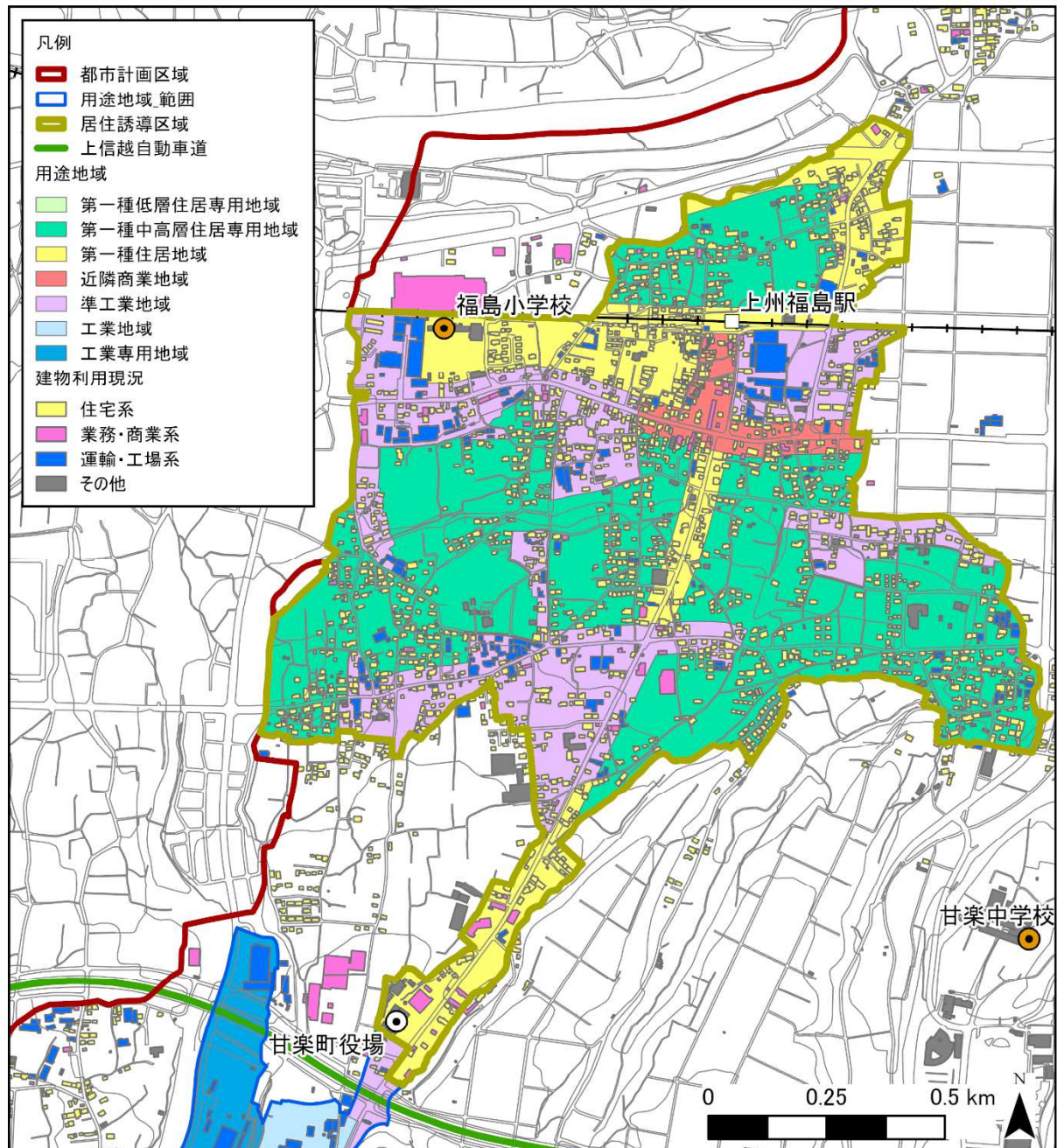
設定方針		除外基準
除外する区域の抽出	方針4 居住を誘導するのにふさわしくない土地利用の区域は除くこと	● 住宅等の建築が制限されている以下の範囲を除外します。 ➢ 工業専用地域 ➢ 都市計画公園 ● 住工の混在している工業地域・準工業地域は、住宅としての活用程度を勘案して、指定の可否を判定します。
	方針5 災害の危険性がある区域は除くこと	● 災害リスクが想定される範囲（災害危険区域、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域、洪水浸水想定区域）を除外します。



検討結果
（方針4の検討結果） ● 住宅等の建築が制限されている工業専用地域及び都市計画公園は、抽出した候補区域には該当しないため、除外する区域はありません。 ● 住工の混在している準工業地域においては、既に住居が多く混在していることから居住誘導区域に設定することとし、除外しません。 （方針5の検討結果） ● 災害危険区域（急傾斜地崩壊危険区域）、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域、洪水浸水想定区域（想定最大規模）の災害リスクは、抽出した候補区域には想定されていないことから、除外する区域はありません。 （居住誘導区域の抽出） ● これまでの検討を踏まえ、候補区域を基に、用途地域界や道路、河川等の地形地物を境界として居住誘導区域を抽出しました。（すべて用途地域界とした。）

第4章 居住誘導区域等の設定
4-2. 居住誘導区域等の設定

図 4.4 居住誘導区域の抽出結果



4-2-3. 手順3：居住誘導準備区域の検討

「手順1：候補区域の抽出」で候補区域として抽出されなかった5地域を対象に、①拠点性の有無、②将来的な人口密度、③災害リスクの有無の観点から居住誘導準備区域を検討しました。

検討の結果、「上州新屋駅を中心とした地域」について、上州新屋駅という公共交通の拠点である点、将来的な人口密度が高まる可能性がある点、大きな災害が想定されていない点を勘案し、「居住誘導準備区域」として抽出しました。

表 4.6 居住誘導準備区域の検討

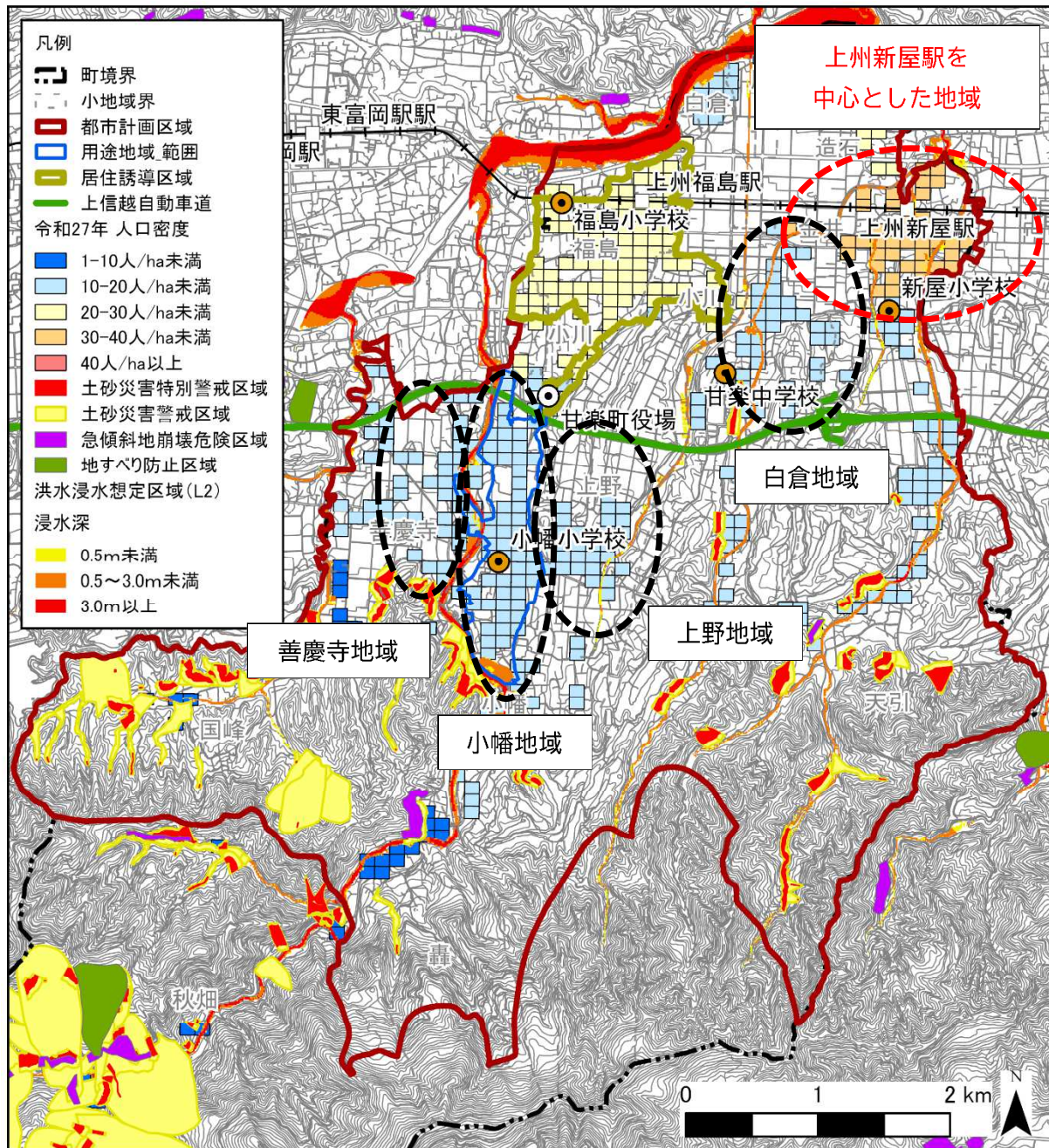
地域	①拠点性	②将来的な人口密度	③災害の危険性	判定
上州新屋駅を中心とした地域	あり (上州新屋駅)	30～40 人未満/ha	一部河川沿いのみ	○
小幡地域	あり (観光拠点)	10～20 人未満/ha	同上	×
白倉地域	なし	10～20 人未満/ha	同上	×
善慶寺地域	なし	10～20 人未満/ha	同上	×
上野地域	なし	10～20 人未満/ha	同上	×

※将来的な人口密度は、令和 27（2045）年の将来人口推計。

第4章 居住誘導区域等の設定

4-2. 居住誘導区域等の設定

図 4.5 居住誘導準備区域の検討



4-2-4. 居住誘導区域等の設定

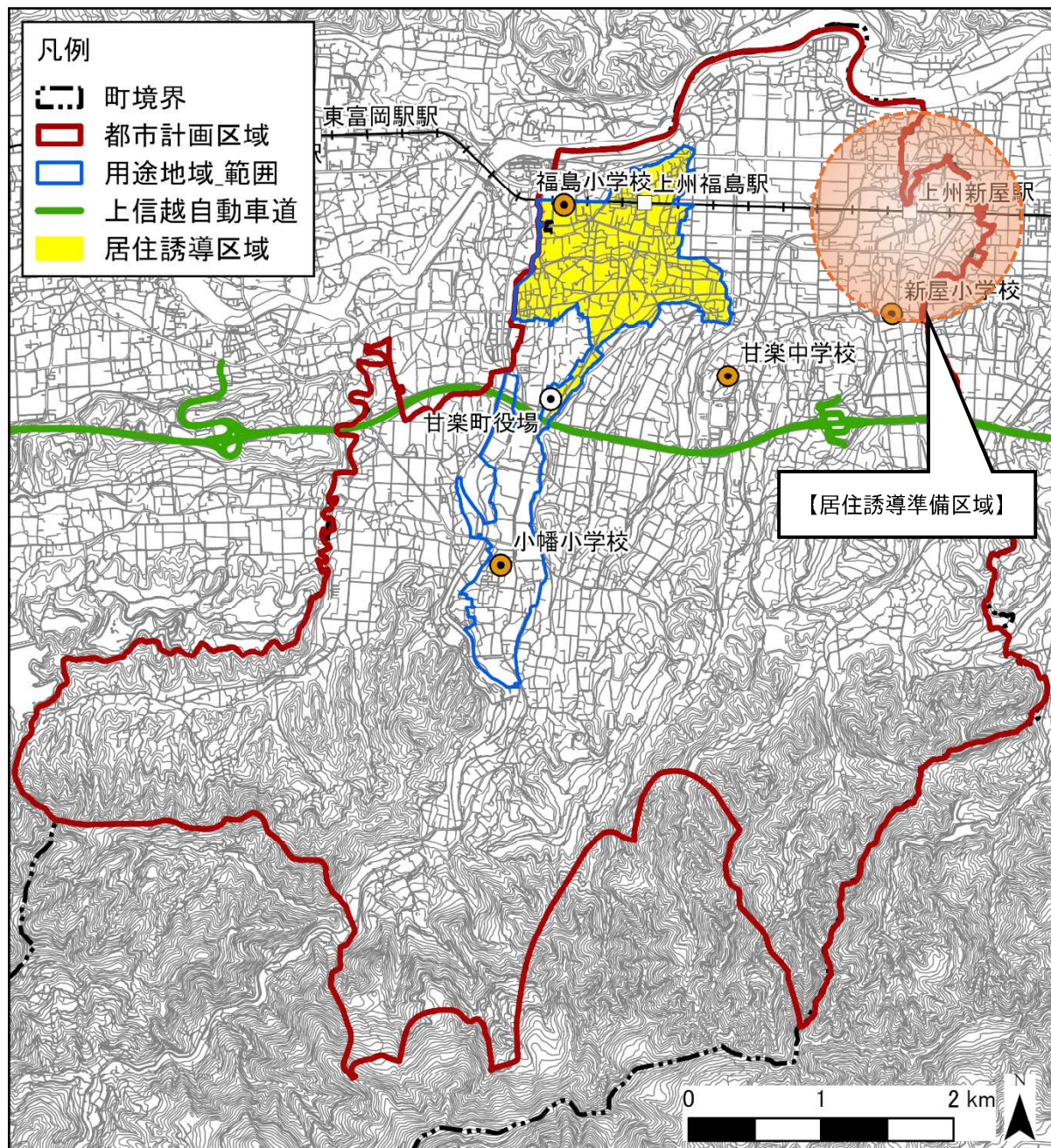
これまでの検討を踏まえ、以下の区域を居住誘導区域として設定します。

なお、居住誘導準備区域は、今後、新たな都市計画の検討を踏まえ、改めて設定方針への適合を検証し、居住誘導区域としての具体的な範囲を設定するものとします。

表 4.7 居住誘導区域の面積

区域	地域	面積	備考
居住誘導区域	上州福島駅を中心とした地域	139.9ha	用途地域 224.7ha の 62.3%
居住誘導準備区域	上州新屋駅を中心とした地域	—	具体的な範囲は、今後の都市計画の検討を踏まえて設定。

図 4.6 居住誘導区域の設定



第5章 都市機能誘導区域・誘導施設の設定

5-1. 都市機能誘導区域の設定方針

5-1-1. 都市機能誘導区域とは

(1) 概要

都市機能誘導区域とは、医療・福祉・商業等の都市機能増進施設（誘導施設）を定め、都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域のことです。なお、誘導施設を位置付けていない場合、当該区域は法律で規定している都市機能誘導区域に該当しないため、都市機能誘導区域には必ず誘導施設を設定する必要があります。

(2) 居住誘導区域の設定が望ましい区域

国土交通省の手引き及び指針では、都市機能誘導区域の考え方として、以下の「望ましい区域像」と「定めることが考えられる区域」が示されています。

表 5.1 望ましい区域像（手引き）

都市機能誘導区域は、以下のような条件を満たす区域での設定が望まれます。

- 各拠点地区の中心となる鉄道駅、バス停や公共施設から徒歩、自転車で容易に回遊することが可能で、かつ、公共交通施設、都市機能施設、公共施設の配置、土地利用の実態等に照らし、地域としての一体性を有している区域
- 主要駅や役場等が位置する中心拠点の周辺の区域に加え、合併前の旧市町村の役場が位置していた地区等、従来から生活拠点となる都市機能が存在し中心拠点と交通網で結ばれた地域拠点の周辺の区域

出典：立地適正化計画の手引き【基本編】（国土交通省・令和7年4月改訂）

表 5.2 定めることが考えられる区域（指針）

（基本的な考え方）

- 原則として、都市機能誘導区域は、居住誘導区域内において設定されるもの
- 医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供が図られるよう定めるべき

（定めることが考えられる区域）

- 鉄道駅に近い業務、商業等が集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域
- 周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域

（区域の規模）

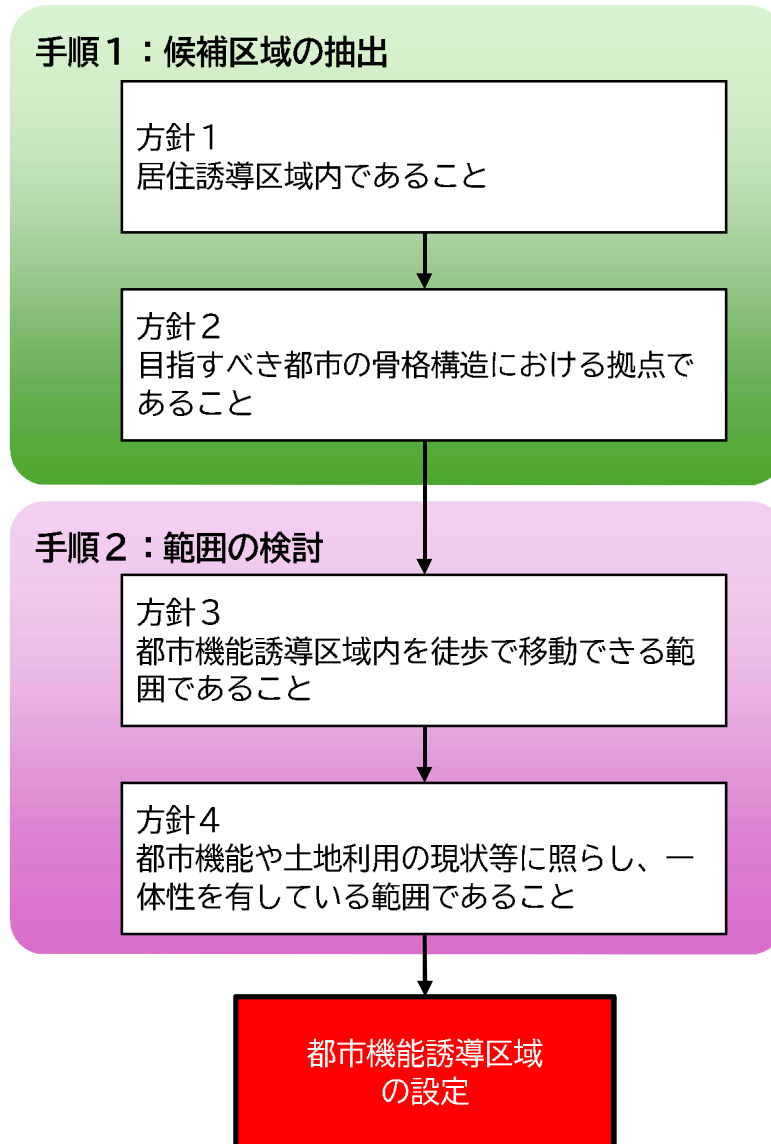
- 一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ、徒歩や自転車等によりそれらの間が容易に移動できる範囲

出典：第13版 都市計画運用指針（国土交通省・令和7年3月）

5-1-2. 都市機能誘導区域の設定フロー

都市機能誘導区域は、法及び指針・手引きを参考に、立地適正化計画の区域における人口、土地利用及び交通の現状及び将来の見通しを勘案して、適切な誘導施設の立地を必要な区域に誘導することにより、住宅の立地の適正化が効果的に図られるように、以下のフローに基づき設定します。

図 5.1 本町における都市機能誘導区域の設定フロー



5-2. 都市機能誘導区域の設定

5-2-1. 手順1：候補区域の抽出

(1) 候補区域の抽出基準と結果

候補区域の抽出基準と結果は、以下のとおりです。

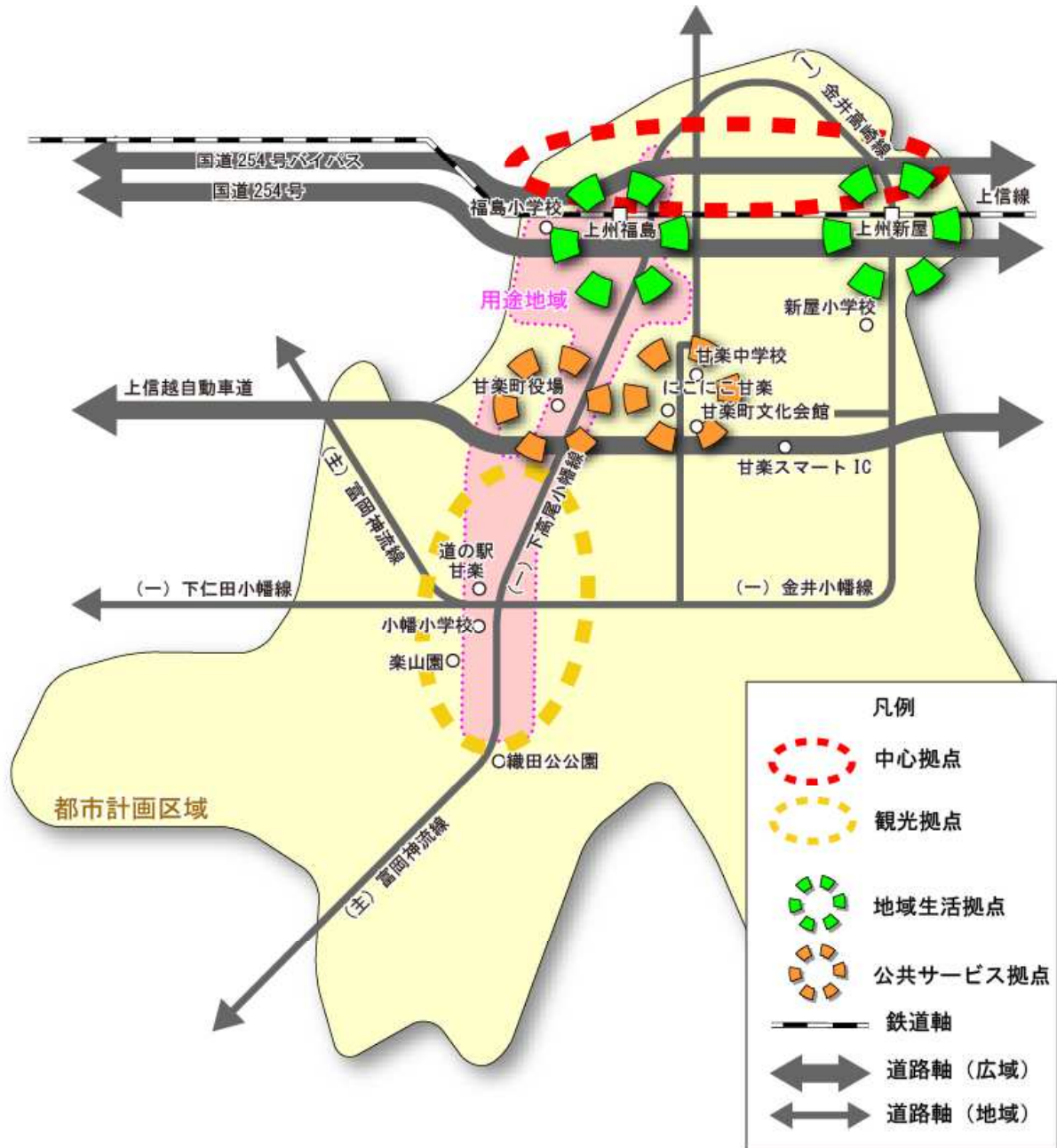
表 5.3 候補区域の抽出基準と結果

設定方針		抽出基準
候補区域の抽出	方針1 居住誘導区域内であること	● 都市機能誘導区域は、居住誘導区域内であることを前提とする。
	方針2 目指すべき都市の骨格構造における拠点であること	● 目指すべき都市の骨格構造における以下の拠点を対象とする。 ➢ 中心拠点：国道254号バイパス沿線等 ➢ 地域生活拠点：上州福島駅周辺、上州新屋駅周辺 ➢ 公共サービス拠点：甘楽町役場周辺、にこにこ甘楽周辺 ➢ 観光拠点：小幡地域



抽出結果
(方針1 及び 2 に該当する地域) ● 上州福島駅周辺（地域生活拠点） ● 甘楽町役場周辺（公共サービス拠点）

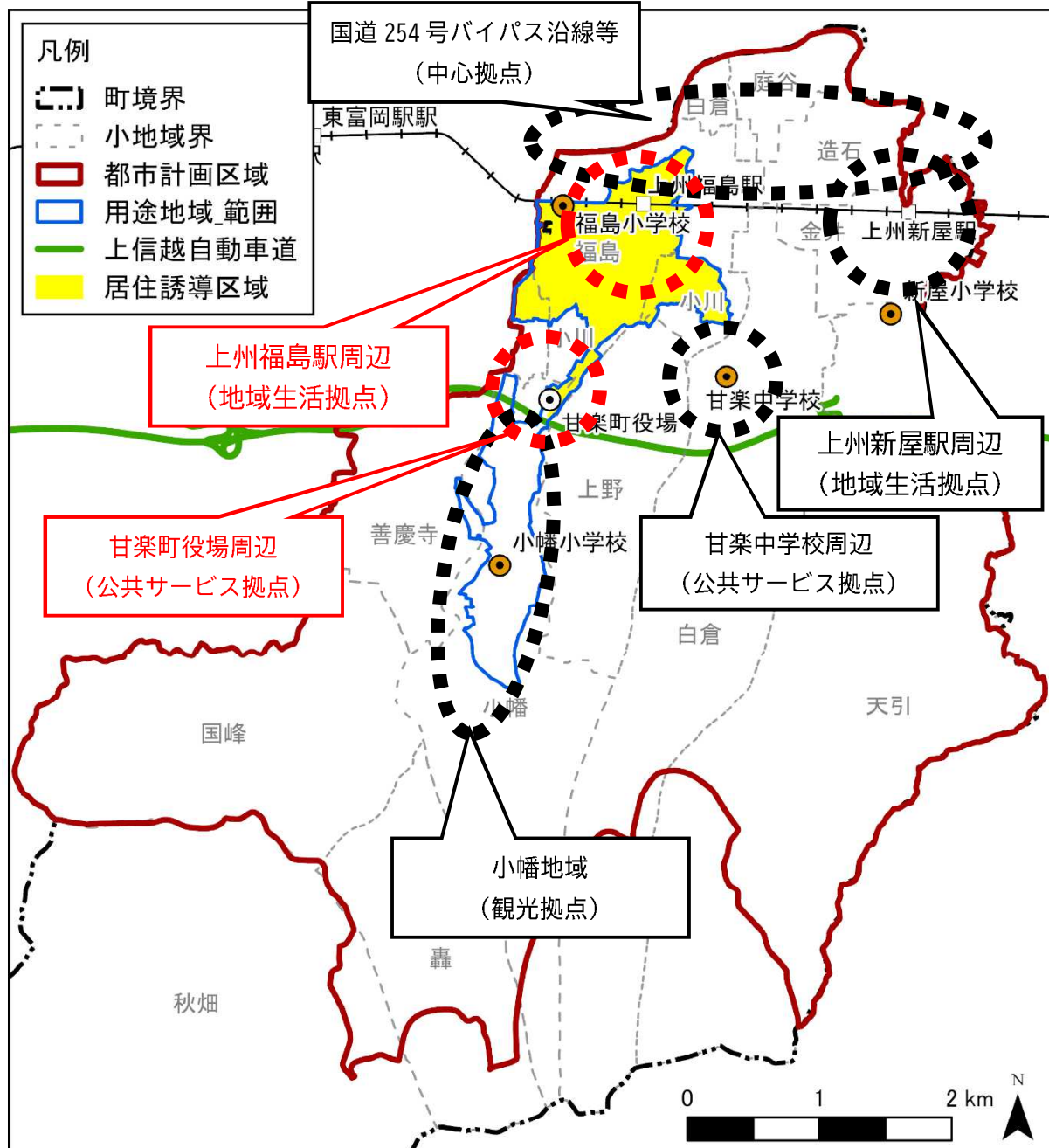
図 5.2 目指すべき都市の骨格構造（再掲）



(2) 候補区域

候補区域は、拠点であり、居住誘導区域内に位置する「上州福島駅周辺」「甘楽町役場周辺」とします。

図 5.3 抽出した候補区域（都市機能誘導区域）



5-2-2. 手順2：範囲の検討

(1) 範囲の検討基準

候補区域における範囲の検討基準は、以下のとおりです。

表 5.4 除外する区域の検討基準と結果

設定方針		検討基準
範囲の検討	方針3 都市機能誘導区域内を徒歩で移動できる範囲であること	候補区域内の核となる施設を中心に徒歩圏（①800mまたは②500m）の範囲を抽出。 ※徒歩圏は、「都市構造の評価に関するハンドブック（平成26年8月・国土交通省都市局都市計画課）」による800mのケース（①）及び高齢者を考慮した500mのケース（②）を参考。
	方針4 都市機能や土地利用の現状等に照らし、一体性を有している範囲であること	- 以下の点を考慮して、具体的な範囲を検討。 - 既に一定程度都市機能が集積している範囲 - 用途地域や一定程度の土地利用のまとまりを考慮しつつ、道路・河川等の地形地物等によって分断がない範囲

(2) 上州福島駅周辺

上州福島駅周辺における都市機能誘導区域の検討結果は、以下のとおりです。

表 5.5 都市機能誘導区域の検討（上州福島駅周辺）

案の概要	検討	結果
①区域A案 高齢者の徒歩圏（500m圏）を考慮し、駅南側の近隣商業地域を中心に含める案（16.7ha）	駅南側の近隣商業地域を中心に都市的な土地利用が進んでいる。都市的低未利用地はあるが土地・建物の流動化が進まない場合は、新たな機能の誘導が困難になる可能性がある。	—
②区域A+B案 区域Aに加え、図書館や金融機関、商業施設が集積する道路沿道を含める案（22.5ha）	①区域A案に加え、図書館や金融機関、商業施設を含む区域となり、今後の誘導のための敷地も一定程度確保できる。	採用
③区域A+B+C案 一般的な徒歩圏（800m圏）を考慮し、人口集積のある駅南側を広く区域に含める案（80.6ha）	②区域A+B案より広い地域を面的に指定することで、区域内の都市的低未利用地を活用した機能誘導が期待される。一方で、住居専用地域を多く含み、建築制限や道路網に課題があり、居住環境に対する影響も懸念される。	—
④区域A+B+C+D案 上信電鉄北側の区域を一体の区域とする案（97.3ha）	上信電鉄北側は住居専用地域を多くが含み、建築制限や道路網に課題があり、居住環境に対する影響も懸念される。	—

第5章 都市機能誘導区域・誘導施設の設定
5-2. 都市機能誘導区域の設定

図 5.4 上州福島駅周辺の都市機能誘導区域の検討（用途地域）

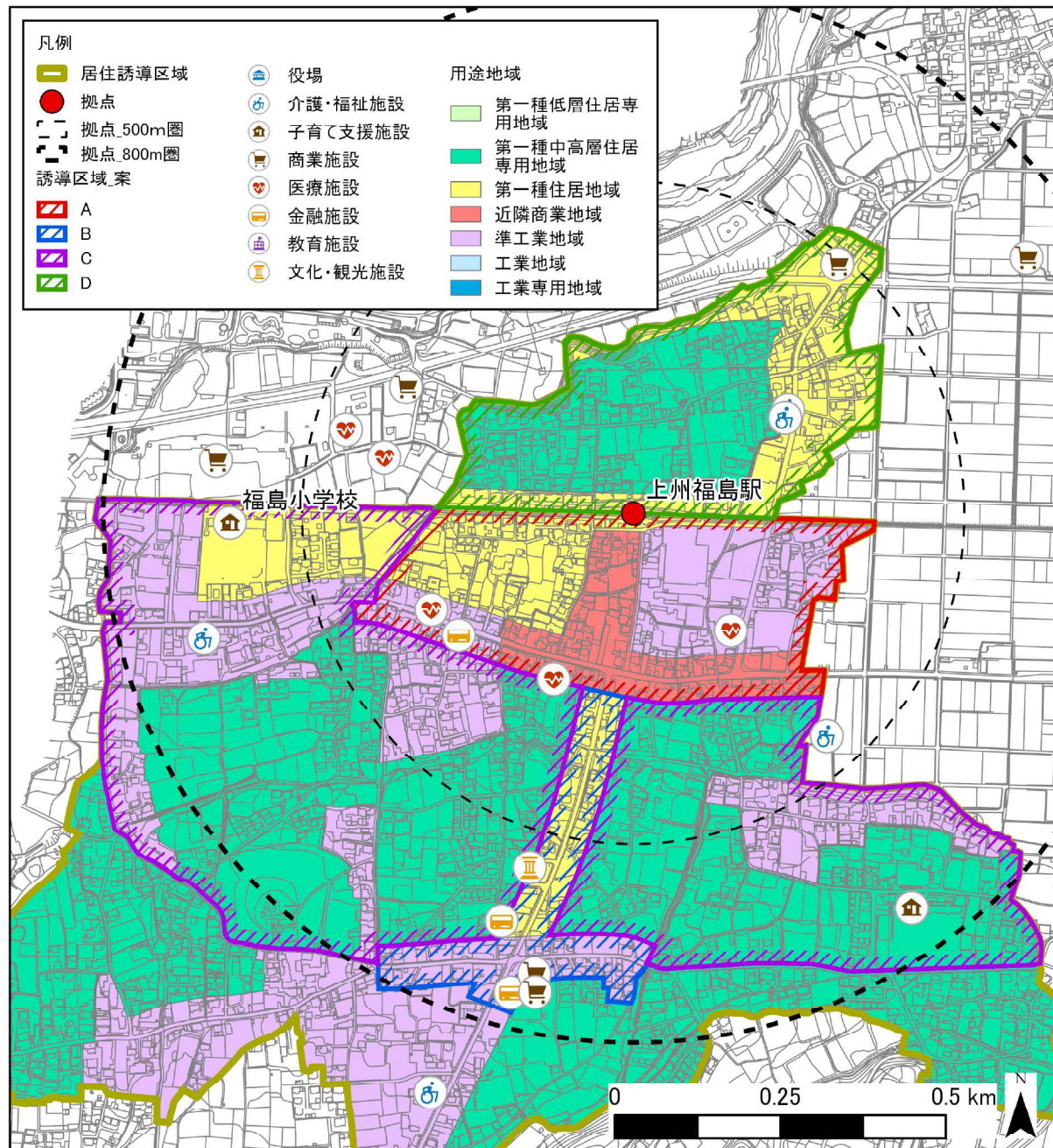
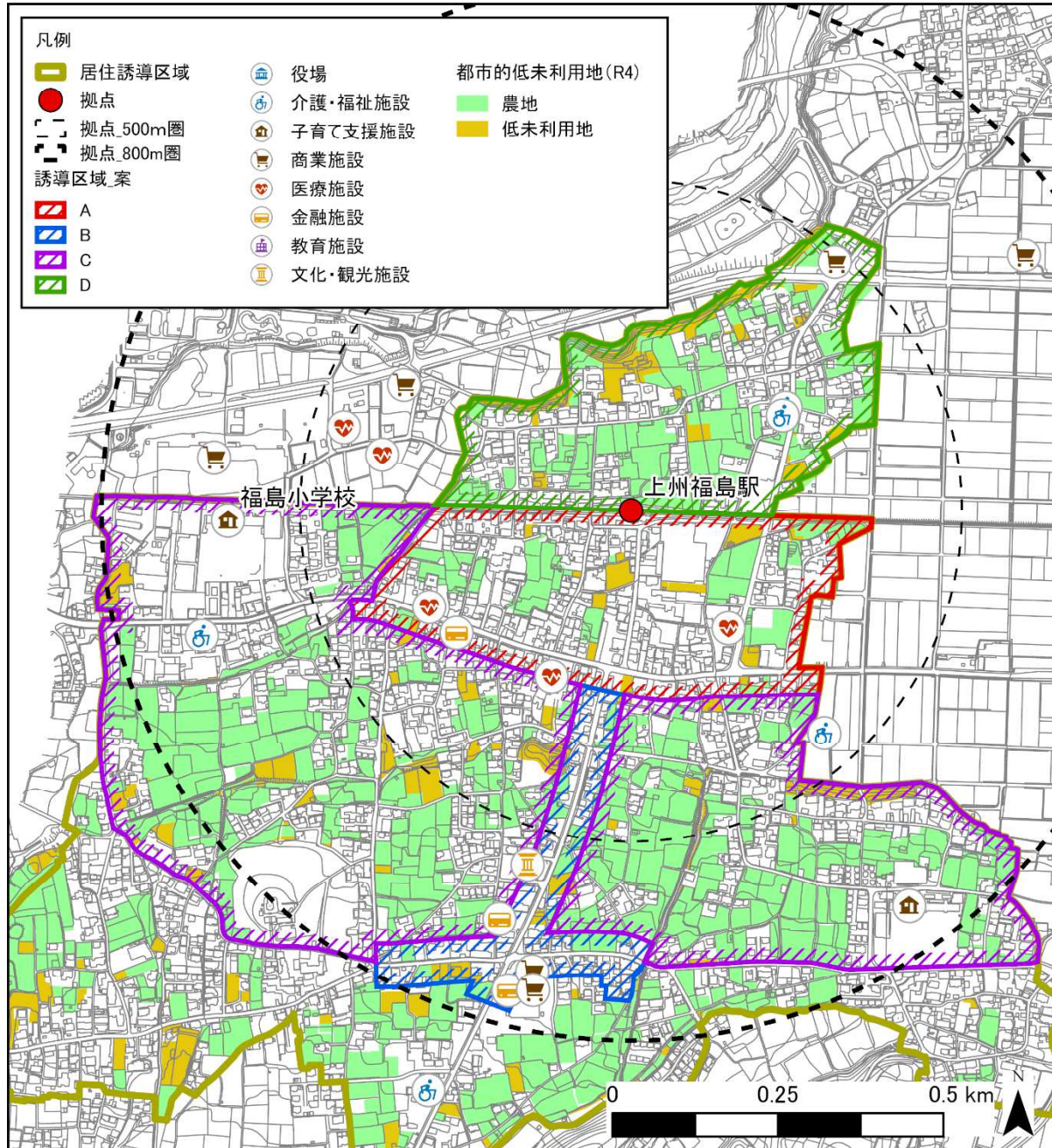


図 5.5 上州福島駅周辺の都市機能誘導区域の検討（都市的低未利用地）



(3) 甘楽町役場周辺

甘楽町役場周辺における都市機能誘導区域の検討結果は、以下のとおりです。

表 5.6 都市機能誘導区域の検討（甘楽町役場周辺）

案の概要	検討	結果
①区域A案 高齢者の徒歩圏(500m圏)を考慮した範囲(4.3ha)	町役場中心に都市機能がコンパクトにまとまっており、既存の都市機能の維持には十分な範囲である。	採用
②区域A+B案 一般的な徒歩圏(800m圏)を考慮した範囲(9.2ha)	一般的な徒歩圏まで広げても新たな都市機能を誘導する区域も限られ、広く設定する必要性が低い。	—

図 5.6 甘楽町役場周辺の都市機能誘導区域の検討（用途地域）

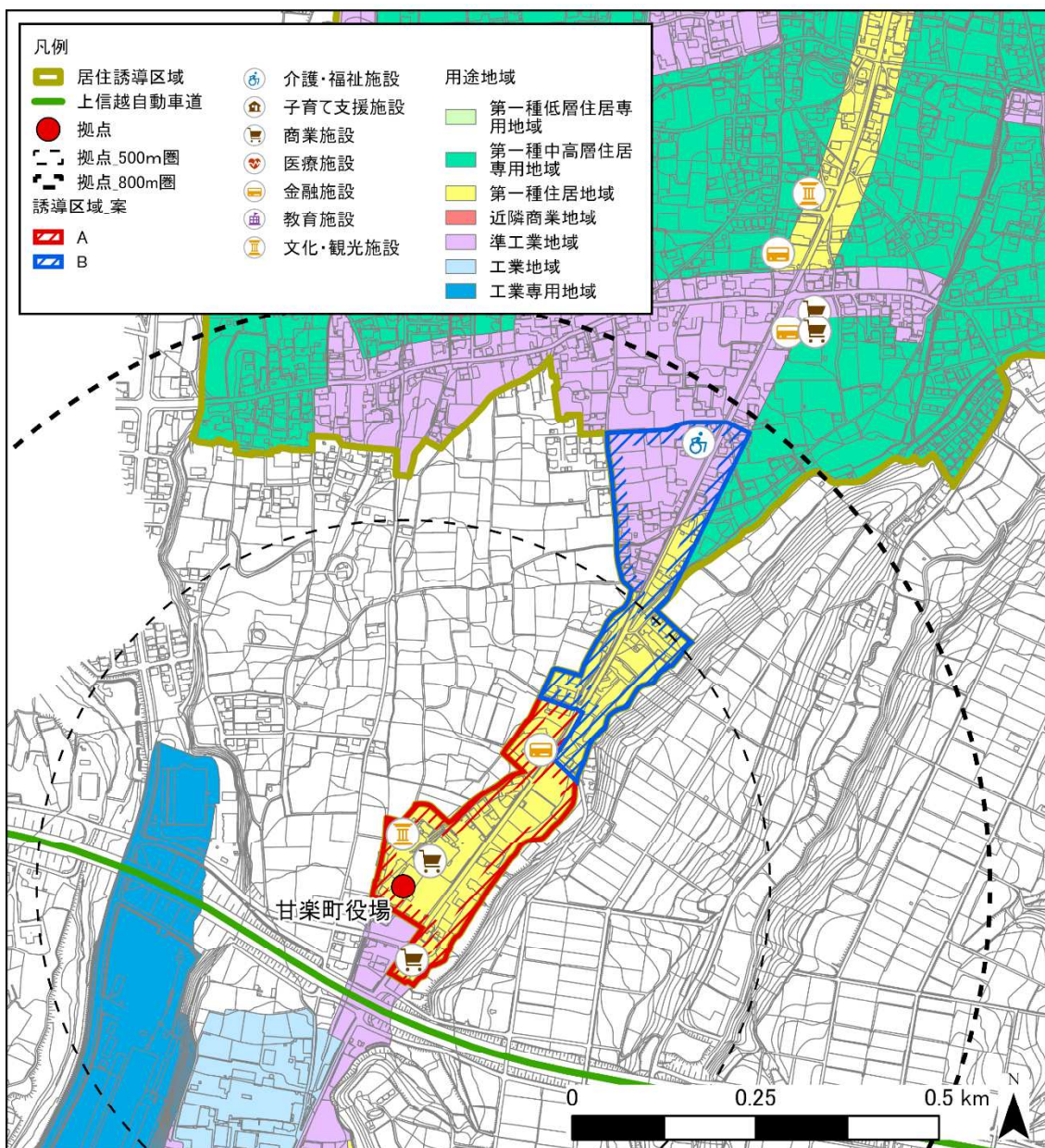
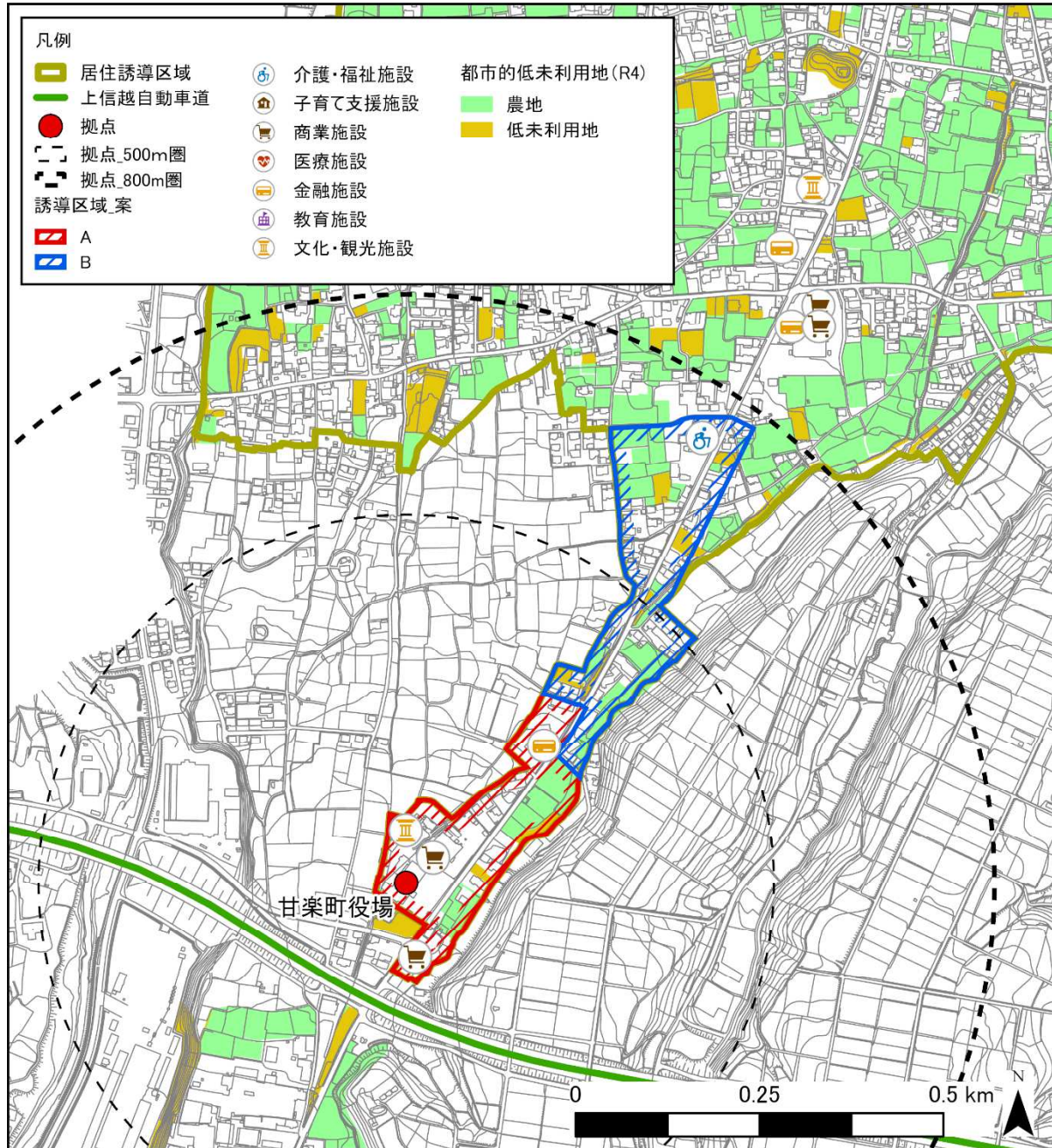


図 5.7 甘楽町役場周辺の都市機能誘導区域の検討（都市的低未利用地）



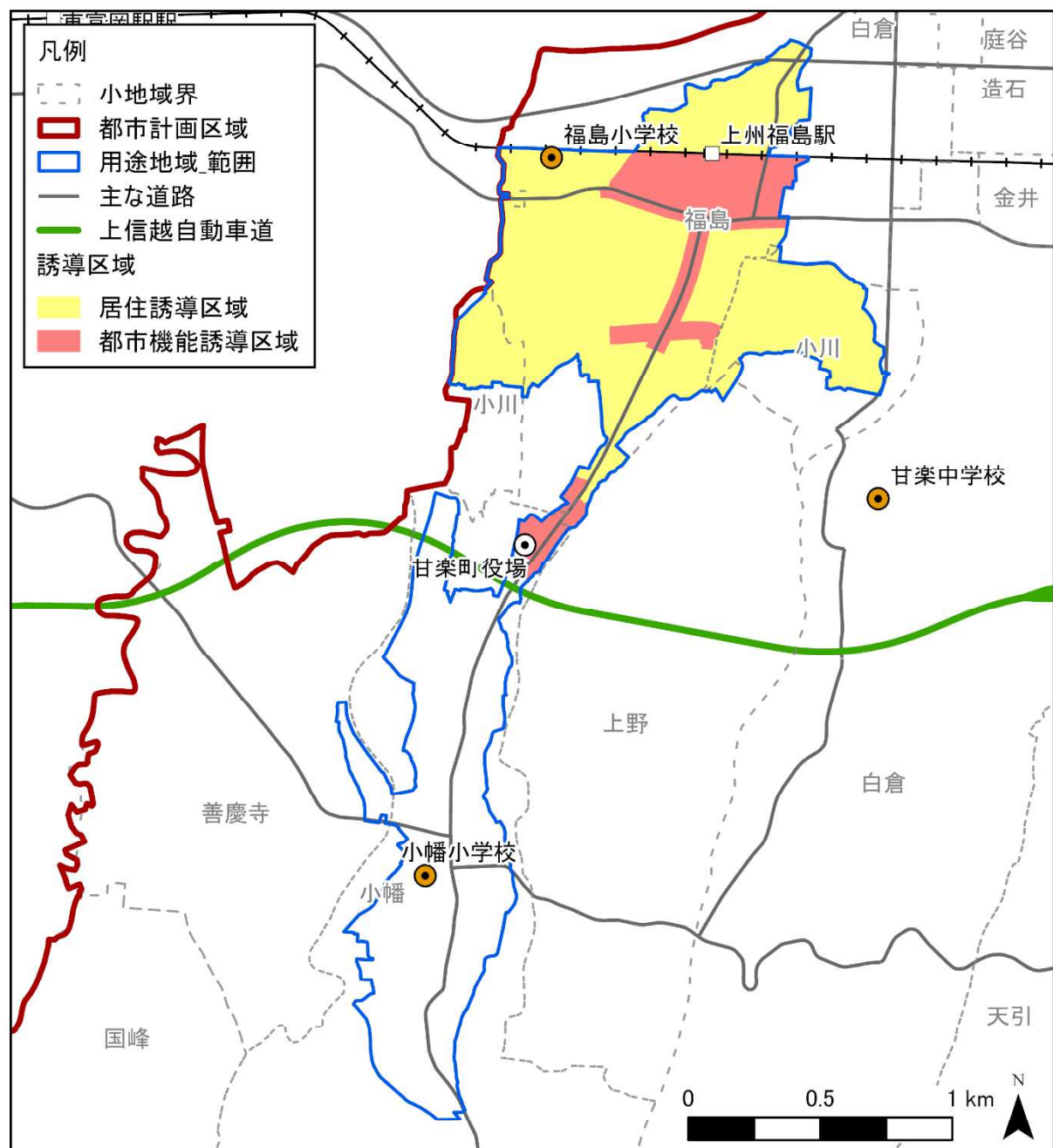
5-2-3. 都市機能誘導区域の設定

これまでの検討を踏まえ、以下の区域を都市機能誘導区域として設定します。

表 5.7 都市機能誘導区域の面積

区域	地域	面積	合計面積	備考
都市機能誘導区域	上州福島駅周辺	22.5ha	26.8ha	居住誘導区域 139.9ha の 19.2% 用途地域 224.7ha の 11.9%
	甘楽町役場周辺	4.3ha		

図 5.8 都市機能誘導区域の設定



5-3. 誘導施設の設定

5-3-1. 誘導施設とは

(1) 概要

誘導施設は、都市の居住者の共同の福祉や利便のため必要な施設であり、都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設のことです。

都市機能誘導区域外において誘導施設を立地する場合や都市機能誘導区域内の誘導施設を廃止する場合は、町長への届出が義務付けられ、町が当該届出者に対して、税財政、金融上の支援措置等当該区域内における誘導施設の立地誘導のための施策に関する情報提供や、規模の調整、都市機能誘導区域内の公有地や未利用地において行うよう調整する、又は開発行為自体を中止するよう調整するなどの措置を行うことになります。

(2) 居住誘導区域の設定が望ましい区域

国土交通省の指針では、誘導施設の設定について、以下のとおり考えが示されています。

表 5.8 誘導施設の基本的な考え方

(基本的な考え方)

- 誘導施設は都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設を設定するものであり、当該区域に必要な施設を設定することとなるが、具体の整備計画のある施設を設定することも考えられる。
- この際、当該区域及び都市全体における現在の年齢別の人口構成や将来の人口推計、施設の充足状況や配置を勘案し、必要な施設を定めることが望ましい。

(誘導施設の設定)

- 誘導施設は、居住者の共同の福祉や利便の向上を図るという観点から、
 - ・病院・診療所等の医療施設、老人デイサービスセンター等の社会福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センターその他の高齢化の中で必要性の高まる施設
 - ・子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる幼稚園や保育所等の子育て支援施設、小学校等の教育施設
 - ・集客力がありまちの賑わいを生み出す図書館、博物館等の文化施設や、スーパーマーケット等の商業施設
 - ・行政サービスの窓口機能を有する市役所支所等の行政施設等を定めることが考えられる。

出典：第13版 都市計画運用指針（国土交通省・令和7年3月）

5-3-2. 誘導施設の検討

(1) 基本的な考え方

本町では、今後、まちのまとまりを形成し、居住誘導区域への居住誘導等を図るものの、現時点においては居住誘導区域外の人口が町全体の人口の約7割を占め、既存の都市機能を有する施設も分散して立地しています。

誘導施設として設定されることで、都市機能誘導区域外での立地の妨げになり、居住誘導区域外に暮らす住民の生活利便を低下させることになっては、町全体からみて必ずしも望ましい都市の姿とはいえません。そのため、本町の都市特性を考慮し、町全体からみた都市機能の配置方針を整理した上で、誘導施設を設定するものとします。

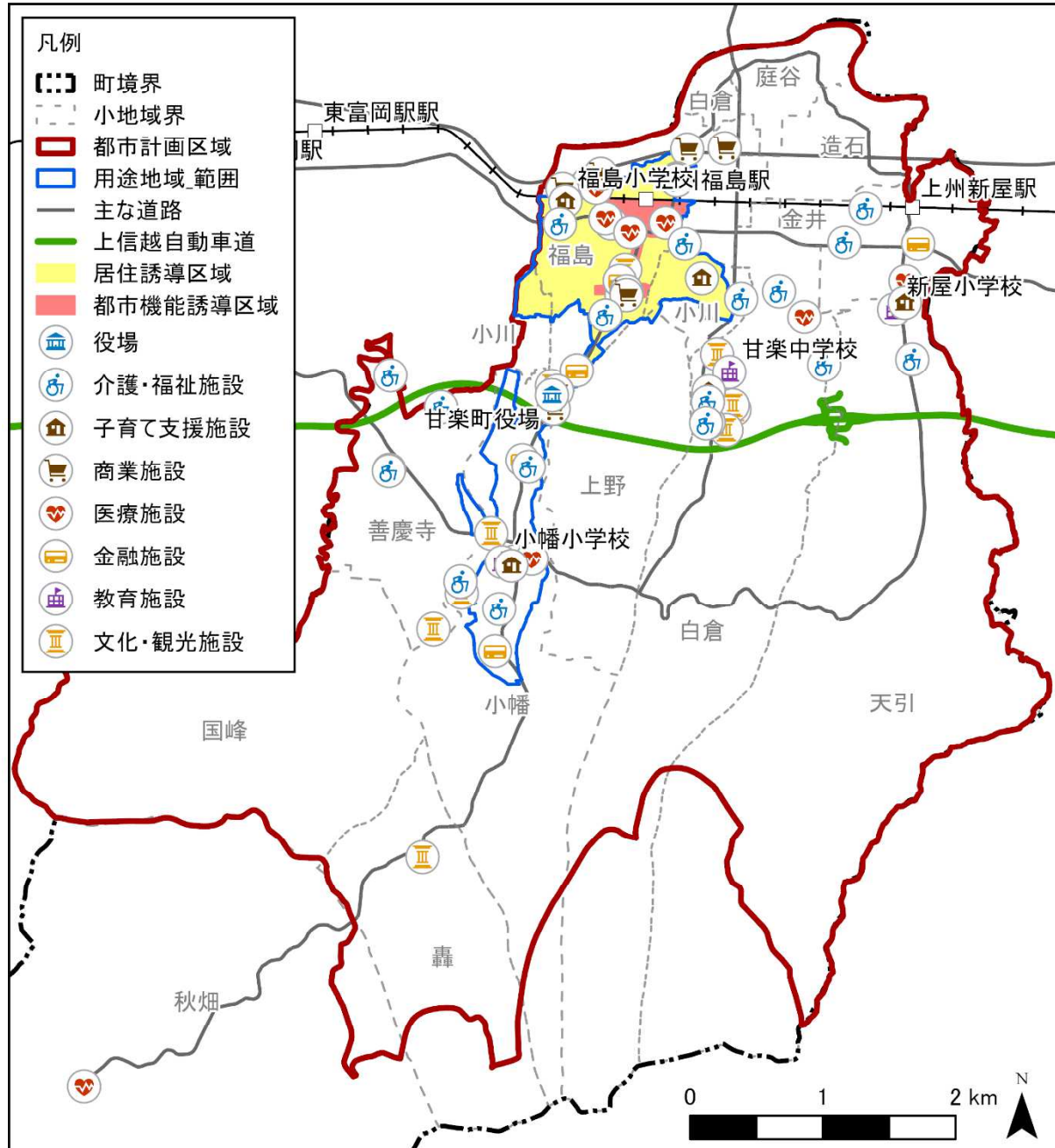
(2) 誘導施設の候補一覧

本町に立地する施設のうち、以下の施設を誘導施設の候補とします。

表 5.9 誘導施設の候補一覧

分類	施設	定義
行政	町役場	地方自治法に基づく役場
介護 福祉	地域包括支援センター	介護保険法に基づく施設
	介護施設（通所・訪問系）	介護保険法、老人福祉法に基づく施設
	介護施設（入所系）	
	地域活動支援センター	障害者総合支援法に基づく施設
	障害者福祉サービス事業所	障害者総合支援法に基づく施設
	障害児通所支援	児童福祉法に基づく施設
子育て	保育園	児童福祉法に基づく施設
	こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく施設
	学童保育所	児童福祉法に基づく施設
	子育て支援センター	児童福祉法に基づく施設
商業	スーパー等（複合施設、ドラッグストア、ホームセンター）	食料品や日用品等を取扱う小売店舗
	コンビニエンスストア	飲食料品を取扱い、売場面積が30㎡以上250㎡未満で、14時間以上を営業時間とする小売店舗（経済産業省・商業統計）
医療	病院（内科・外科、20床以上）	医療法に基づく病院
	診療所（内科・外科）	医療法に基づく診療所
金融	郵便局	日本郵便株式会社法に基づく郵便局
	農業協同組合	農業協同組合法に基づく農業協同組合
	銀行	銀行法に基づく銀行
	信用金庫等	信用金庫法に基づく信用金庫及び信用金庫連合会
教育	小学校	学校教育法に基づく小学校
	中学校	学校教育法に基づく中学校
文化 観光	図書館	図書館法に基づく図書館
	公民館	社会教育法に基づく公民館
	その他施設	甘楽町公共施設等総合管理計画において類型されている文化系施設、社会教育系施設、産業系施設等

図 5.9 候補となる誘導施設の分布状況



(3) 都市機能別の指定方針

1) 行政機能

- 町役場は、日常生活における利用頻度は低いものの、全ての住民に関わる施設です。都市機能誘導区域内に立地しており、今後も既存施設の維持・活用を図る必要があることから誘導施設に設定します。

2) 介護・福祉機能

- 公共の施設（地域包括支援センター、社会福祉協議会、地域活動支援センター）は、町全域を基本単位として高齢者福祉や障害者の支援体制をとっていることから、誘導施設には設定しません。
- 民間の介護施設（通所・訪問系）は、現に町内に分散して立地しており、今後も訪問介護の効率化、通所時・緊急時の利便性等を考慮した場合、広く町内に分散配置することが望ましいため、誘導施設には設定しません。
- 民間の介護施設（入所系）及び民間の障害通所施設は、現に町内に分散して立地しており、都市機能誘導区域に限って立地誘導する施設ではないことから、誘導施設には設定しません。

3) 子育て機能

- 保育園及びこども園は、上位・関連計画において、町全体を1つの「教育・保育提供区域」として基盤整備を行うとしており、町全体を俯瞰して適正配置を図るべき施設であることから、誘導施設に設定しません。
- 学童保育所は、小学生児童が放課後に利用するという特性上、小学校との連携を図り適正配置を図るべき施設であることから、誘導施設に設定しません。
- 子育て支援センターは、子育て支援計画において、施設箇所数を1箇所として計画しており、既に都市機能誘導区域外に立地していることから、誘導施設には設定しません。

4) 商業機能

- スーパー等の食料品・日用品を取り扱う施設は、日常生活における利用頻度が高く、徒歩圏での配置が住民の利便性向上につながることから、誘導施設に設定します。一方で、本町では既に国道254号バイパス沿道に大規模小売店舗の立地が進んでおり、今後も大規模小売店舗の立地を妨げない観点から、都市機能誘導区域内に誘導するものは、現状の施設立地状況を踏まえ、店舗の床面積1,500㎡以下のスーパー等を誘導施設に設定します。（※建築基準法第48条の「第二種中高層住居専用地域」の基準に同じ。）
- コンビニエンスストアは、飲食料品を中心に多品目を扱うとともに、ATMが設置されるなど、多様な機能を備えていますが、都市機能誘導区域に留まることなく交通利便性等も考慮して立地されることから、誘導施設に設定しません。

5) 医療機能

- 病院は、世代を問わず生活に欠かせない施設ですが、現時点で本町において立地はなく、今後も二次保健医療圏での病床増の計画は無いことから、誘導施設には設定しません。
- 診療所は、世代を問わず生活に欠かせない施設であり、かかりつけ医による一般的な診療を提供する身近な医療施設として都市機能誘導区域内に立地していることが望ましいため、誘導施設に設定します。

6) 金融機能

- 郵便局は、町内に分散して立地し、金融機能に留まらず郵便機関の役割を担う施設であることから、誘導施設に設定しません。
- 銀行等は、日常的に利用頻度の高い機能であり、生活に身近なところに立地していることが望ましく、3施設が既に都市機能誘導区域内に立地していることも踏まえ、誘導施設に設定します。

7) 教育機能

- 小中学校は、既に統廃合による学区の再編が行われており、現有施設の継続が位置付けられていることから、誘導施設に設定しません。

8) 文化・観光機能

- 図書館及び公民館は、住民が自由に利用できる施設であり、全ての住民に関わる施設です。都市機能誘導区域内に立地しており、今後も既存施設の維持・活用を図る必要があることから誘導施設に設定します。
- その他文化・観光施設は、日常生活における利用頻度が低く、都市機能誘導区域内外に分散立地していることから、誘導施設には設定しません。

第5章 都市機能誘導区域・誘導施設の設定
5-3. 誘導施設の設定

9) まとめ

誘導施設としては、以下の施設を設定します。

表 5.10 都市機能の立地状況及び誘導施設の設定結果

機能分類	施設	立地状況			誘導施設設定	都市機能誘導区域	
		町内	居住	都市		福島	役場
行政	町役場	1	1	1	○	0	1
介護福祉	地域包括支援センター	1	0	0	×	—	—
	介護施設（通所系）	2	0	0	×	—	—
	介護施設（入所系）	6	0	0	×	—	—
	介護施設（通所・訪問系）	1	0	0	×	—	—
	介護施設（通所・入所系）	4	1	0	×	—	—
	地域活動支援センター	1	0	0	×	—	—
	障害児通所支援施設	6	3	0	×	—	—
子育て	保育園	1	0	0	×	—	—
	こども園	1	1	0	×	—	—
	学童保育所	3	1	0	×	—	—
	子育て支援センター	1	0	0	×	—	—
商業	スーパー等	5	2	2	○	1	1
	コンビニエンスストア	3	3	2	×	—	—
医療	病院	0	0	0	×	—	—
	診療所	9	3	3	○	3	0
金融	郵便局	3	1	1	×	—	—
	銀行等	4	3	3	○	2	1
教育	小学校	3	1	0	×	—	—
	中学校	1	0	0	×	—	—
文化観光	図書館	1	1	1	○	1	0
	公民館	1	1	1	○	0	1
	道の駅	1	0	0	×	—	—
	その他	10	0	0	×	—	—
合計（対象のみ）		21		11		7	4

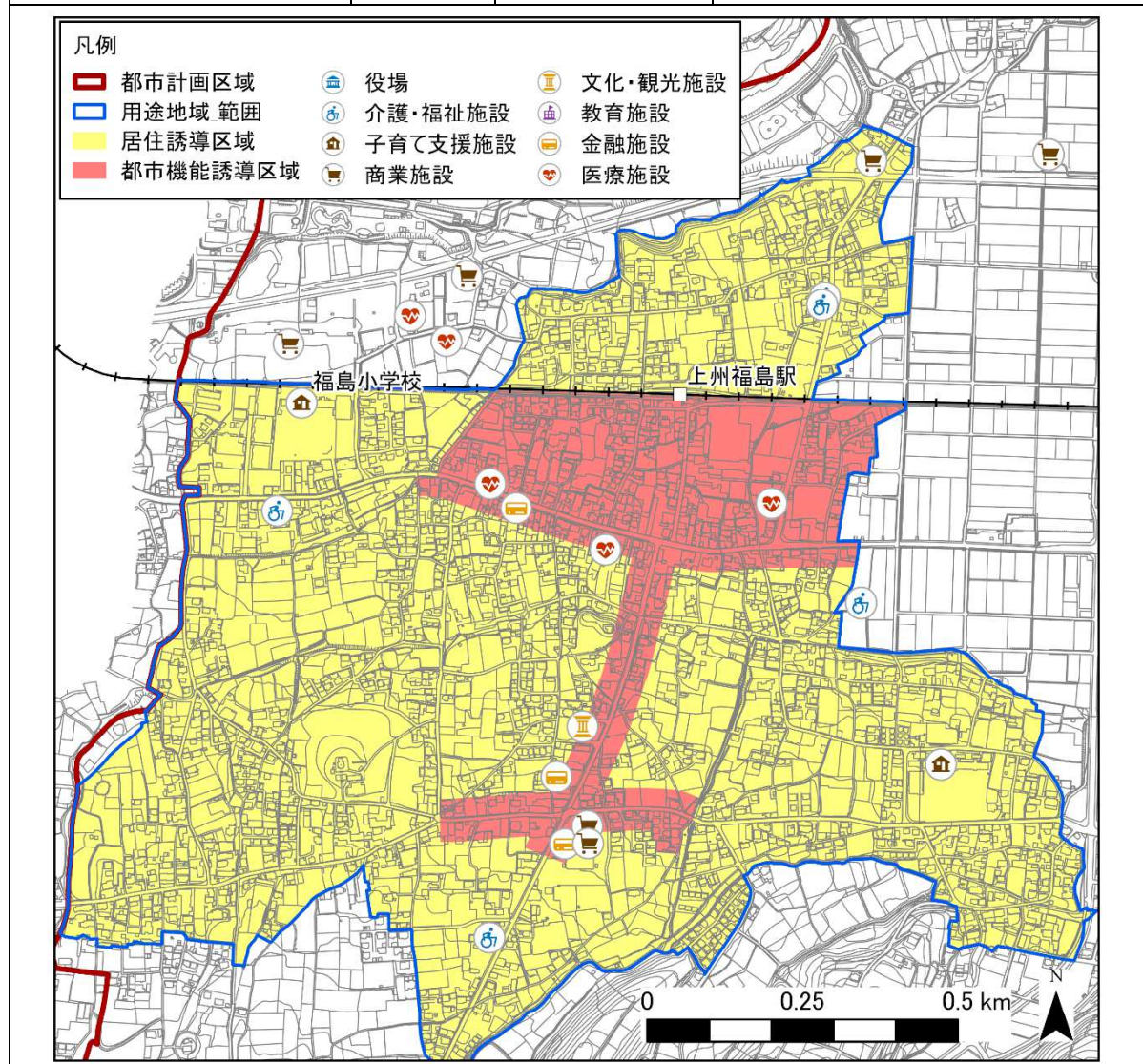
5-3-3. 都市機能誘導区域ごとの誘導施設の設定

(1) 上州福島駅周辺

上州福島駅周辺の都市機能誘導区域における誘導施設の方針は以下のとおりです。

表 5.11 上州福島駅周辺の都市機能誘導区域における誘導施設の方針

都市機能誘導区域	上州福島駅周辺		
拠点の種類	地域生活拠点		
区域全体の誘導方針	福島地域の中心的拠点として、周辺の集落も含めた居住者への都市機能を維持・誘導します。		
誘導施設	現状施設数	誘導方針	備考
行政（町役場）	0	—	
商業（スーパー等）	1	維持・誘導	食料品・日用品を取り扱う 1,500 m ² 以下に限る
医療（診療所）	3	維持・誘導	
金融（銀行等）	2	維持・誘導	
文化（図書館）	1	維持	

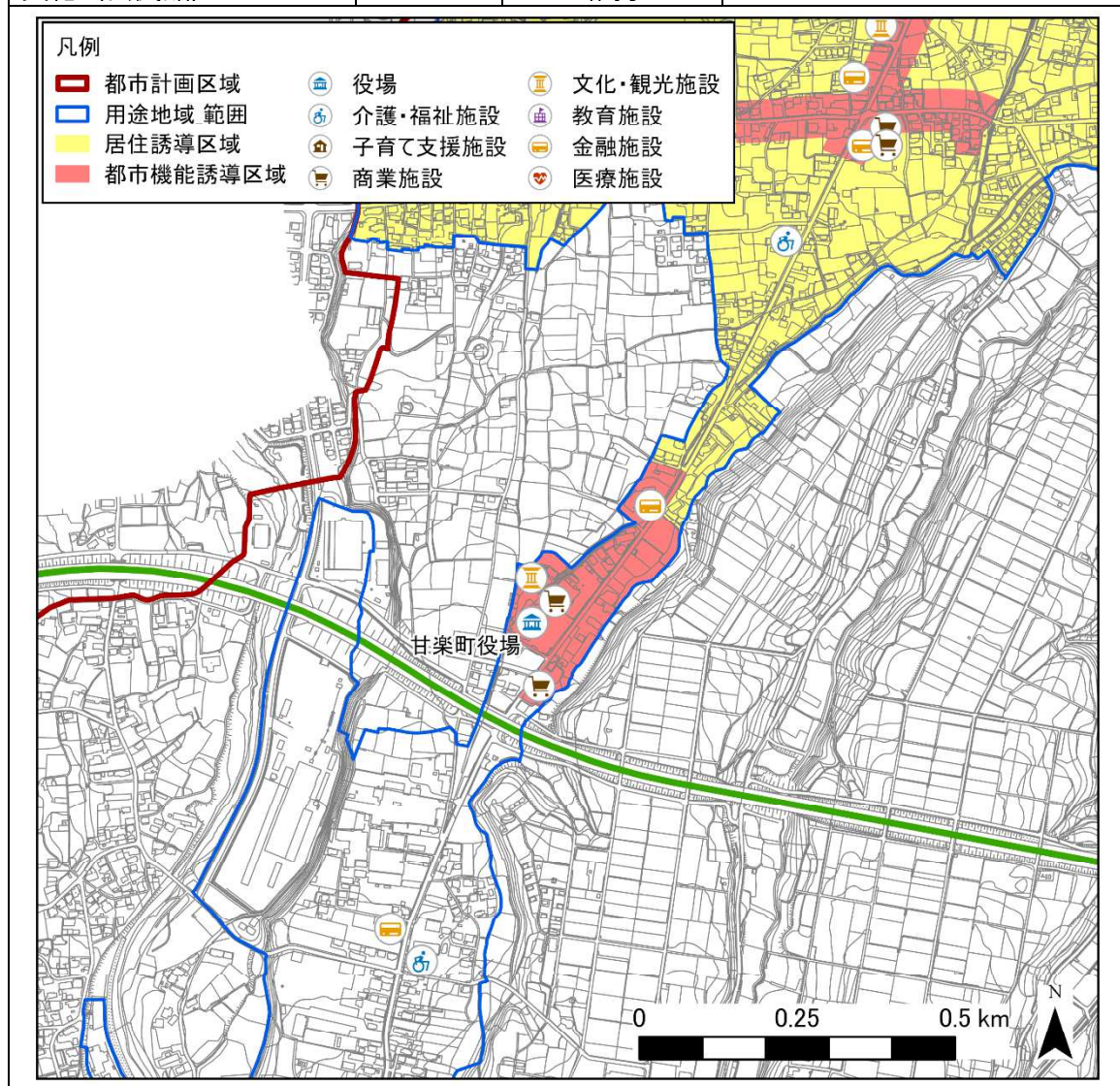


(2) 甘楽町役場周辺

甘楽町役場周辺の都市機能誘導区域における誘導施設の方針は以下のとおりです。

表 5.12 甘楽町役場周辺の都市機能誘導区域における誘導施設の方針

都市機能誘導区域	甘楽町役場周辺		
拠点の種類	公共サービス拠点		
区域全体の誘導方針	行政機能を中心に提供し、既存施設を維持します。		
誘導施設	現状施設数	誘導方針	備考
行政（町役場）	1	維持	
商業（スーパー等）	1	維持	
医療（診療所）	0	－	
金融（銀行等）	1	維持	
文化（公民館）	1	維持	



第6章 誘導施策

6-1. 基本的な考え方

6-1-1. 誘導施策の方針

本計画の実現に向けて、法で定められた「届出制度」を的確に運用するとともに、誘導施策については、公共交通の充実、防災、公共施設の再編、医療・福祉、子育て支援、等のまちづくりに関わる様々な関係施策との整合性や相乗効果等を考慮しつつ、誘導施設を整備する民間事業者や公共交通を担う交通事業者等と連携して、総合的に取り組みます。

また、誘導施策に取り組む上では、国の支援策の活用も検討していきます。

図 6.1 関係施策との連携イメージ



6-1-2. 誘導区域に含まれないエリアへの対応

本計画は、誘導区域外への居住や都市機能の立地を規制する、あるいは強制的に移転をさせる計画ではなく、現状の“まちのまとまり”や将来的な人口予測に基づいて設定された誘導区域へ、緩やかに居住や都市機能を誘導していく計画です。そのため、誘導区域内への居住、誘導施設の立地への支援等を講じることで時間をかけながら居住や都市機能の集約化を推進していきます。

誘導区域に含まれないエリアであっても、良好な居住環境や生活利便性が保たれるよう、他の計画に位置付けられた各種施策に取り組んでいきます。

6-2. 届出制度の運用

本町は、法に基づく届出制度を運用し、居住や民間施設の開発動向を把握するとともに、その立地を緩かにコントロールします。

なお、届出を怠った場合や、虚偽の届出を行った場合は、法に基づく罰則が処されることになります。

6-2-1. 居住誘導区域外に関わる届出

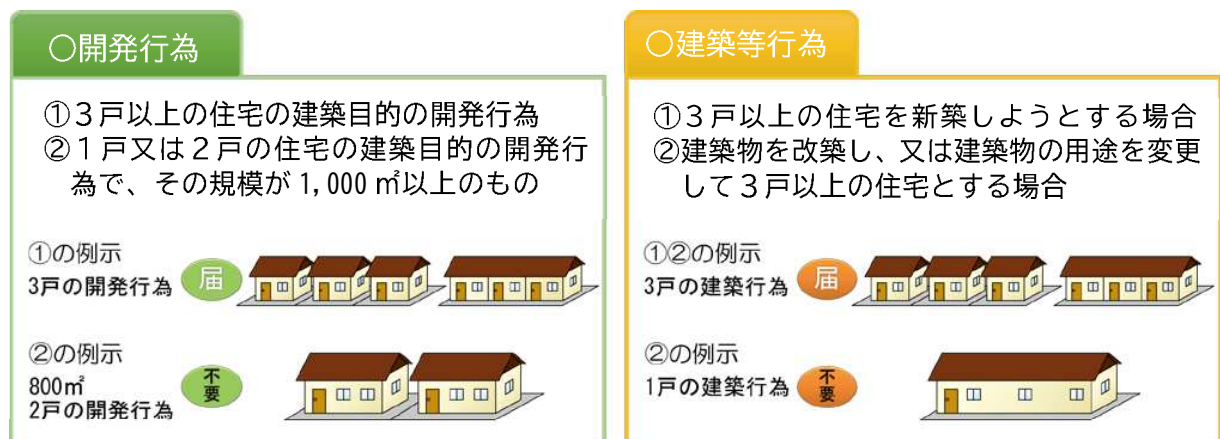
居住誘導区域外における住宅開発等を把握するため、居住誘導区域外の区域で、3戸以上（3戸未満であってもその規模が1,000㎡以上）の住宅の建築目的の開発行為、または3戸以上の住宅の新築または改築、用途を変更する建築等行為を行おうとする場合には、原則として町長への届出を義務付けます。

届出については内容を確認し、何らかの支障が生じると判断した場合は、開発や建築等の規模の縮小や中止、居住誘導区域において行うよう調整することで、区域内への誘導を促進します。

なお、これら調整が不調となった場合は、住宅等の立地を適正なものとするための勧告をする場合があります、必要に応じて居住誘導区域内の土地の取得についてのあっせん等の措置を行います。

また、災害レッドゾーンに係る区域において、勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、届出者の主たる事務所の所在地、開発区域に含まれる地域の名称等を公表する場合があります。

図 6.2 居住誘導区域外に関わる届出対象のイメージ



参考：立地適正化計画の説明会資料(平成 27 年6月1日時点版・国土交通省)に一部加筆

6-2-2. 都市機能誘導区域及び誘導施設に関わる届出

(1) 都市機能誘導区域外での誘導施設に関わる開発・建築等の届出

都市機能誘導区域外における誘導施設の整備を把握するため、都市機能誘導区域外で、誘導施設に関わる開発・建築等を行おうとする場合には、原則として町長への届出を義務付けます。

届出については内容を確認し、何らかの支障が生じると判断した場合は、開発や建築等の規模の縮小や中止、都市機能誘導区域内の公有地や未利用地において行うように調整することで、区域内への誘導を促進します。

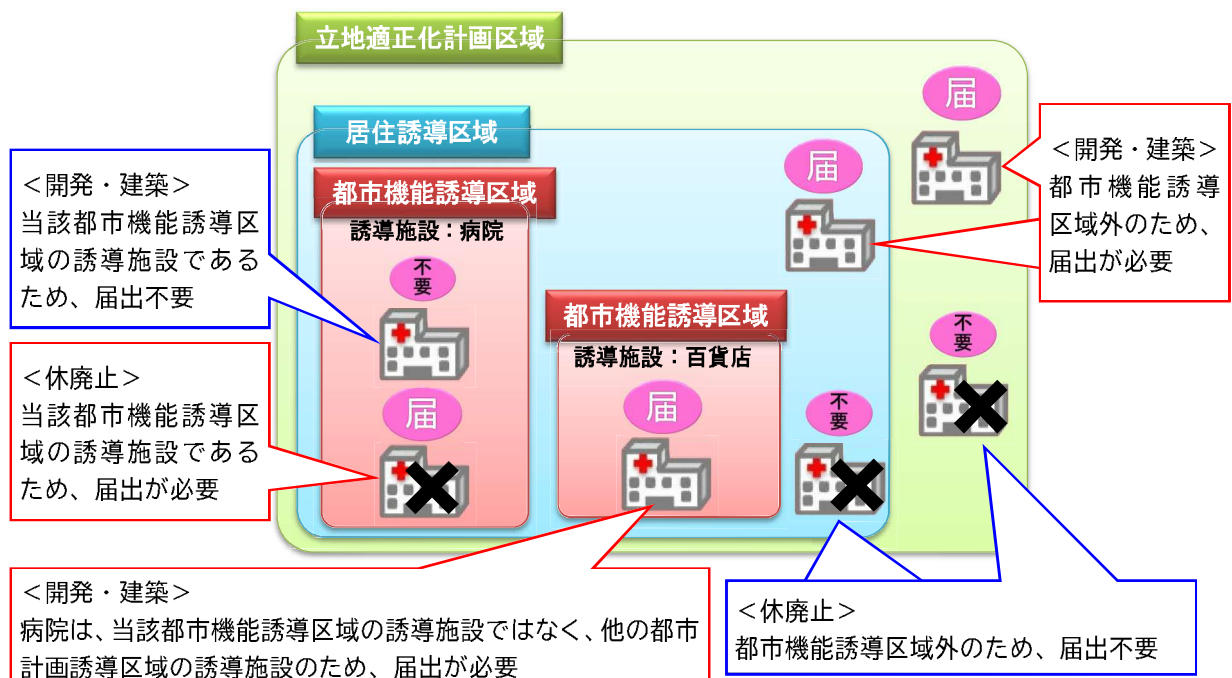
なお、これら調整が不調となった場合は、誘導施設の立地を適正なものとするための勧告をする場合があります、必要に応じて都市機能誘導区域内の土地の取得についてのあっせん等の措置を行います。

(2) 都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止の届出

都市機能誘導区域内の機能維持に向けて、誘導施設の休廃止を事前に把握し、他の事業者を誘致するなどの対応機会を確保するため、都市機能誘導区域内で、誘導施設を休止又は廃止しようとする場合には、町長への届出を義務付けます。

届出については内容を確認し、新たな誘導施設の立地又は立地の誘導を図るため、休止又は廃止しようとする誘導施設を有する建築物を有効に活用する必要があると認める場合、届出をした者に対して、休止又は廃止しようとする施設への入居候補者の紹介等の助言や、誘導施設の入居先として活用するための建築物の取り壊しの中止要請を勧告するなど、必要に応じた対応を図ります。

図 6.3 都市機能誘導区域及び誘導施設に関わる届出対象のイメージ



参考：立地適正化計画の説明会資料(平成 27 年6月1日時点版・国土交通省)に一部加筆

6-3. 誘導施策

誘導施策は、コンパクト・プラス・ネットワーク都市構造の形成に向けて、本計画の3つの方針に則し、設定します。

(1) 方針1 「多世代が安心して暮らせる“まちのまとまり”の形成」に向けた施策

施策	1-1 町内外からの居住誘導区域内への移転を支援します。
内容	町内外からの居住誘導区域内への移住定住の促進に取り組みます。
関連 施策	・ 移住定住の促進（移住相談事業、まちづくり定住応援金交付事業、奨学金変換支援助成事業、新婚生活スタートアップ応援事業等）
施策	1-2 空き家、都市的未利用地の有効活用に取り組みます。
内容	居住誘導区域内の空き家、空き地等の都市的低未利用の有効活用に取り組むとともに、居住誘導区域内の空き家等の有効活用における各種補助制度の拡充を検討します。
関連 施策	・ 空き家等対策事業の充実・強化（空き家バンク事業、危険空き家等除却補助事業、空き家リフォーム補助事業） ・ 「低未利用地の利用と管理のための指針」に基づいた低未利用土地の利用・管理の促進【新】
施策	1-3 暮らしやすい環境づくりを推進します。
内容	居住誘導区域内における暮らしやすい環境づくりを推進します。
関連 施策	・ 暮らしやすい住環境の整備（住宅改修支援等） ・ 人にやさしい道路網・交通環境（国県道整備事業、町道整備事業等） ・ 親しまれる空間づくり（地区公園整備事業、景観環境事業等）
施策	1-4 居住誘導の視点に基づく土地利用の在り方を検討します。
内容	上州新屋駅周辺（居住誘導準備区域）における地域地区の指定を検討します。
関連 施策	・ 上州新屋駅周辺の地域地区指定の検討【新】 ・ 都市計画マスタープランの見直し【新】
施策	1-5 防災指針に基づく防災力の向上に取り組みます。
内容	防災指針に基づいて、地域防災力を向上させます。 （※詳細は、防災指針に位置付けます。）
関連 施策	・ 災害に強いまちづくり（土砂災害対策、河川の氾濫・浸水対策等） ・ 暮らしやすい住環境の整備（住宅耐震診断及び耐震改修等） ・ 安全で安心な暮らしを守るまちづくり（地域防災力の強化、防災体制の充実等）

(2) 方針2 「都市機能の維持・集約、生活利便性の向上」に向けた施策

施策	2-1 都市機能誘導区域内に誘導施設を誘導・維持します。
内容	都市機能誘導区域内への誘導施設の新規立地・維持に取り組むとともに、立地に対する各種補助制度を拡充します。
関連施策	・ こだわりある店舗づくりと商業地の創出（空き店舗の活用、商業地の創出） ・ 魅力ある商品の開発と創業支援（創業支援事業）

施策	2-2 都市機能誘導区域における都市基盤の整備を推進します。
内容	都市機能誘導区域内の都市基盤の整備を推進し、魅力ある都市空間や歩行空間を確保し、にぎわいの創出に努めます。
関連施策	・ 人にやさしい道路網・交通環境（国県道整備事業、町道整備事業等） ・ 親しまれる空間づくり（地区公園整備事業、景観環境事業等）

(3) 方針3 「誰もが移動しやすい都市構造の実現」に向けた施策

施策	3-1 鉄道の利用促進・維持に取り組みます。
内容	町外への移動手段として運行されている上信電鉄について、鉄道事業者と連携し、利用促進を図り、鉄道網の維持に取り組みます。
関連施策	・ 人にやさしい道路網・交通環境（公共交通維持・活性化事業等） ・ 甘楽町地域公共交通計画（地域間幹線交通の維持）

施策	3-2 多様な移動ニーズに対応するサービスの提供・効率化に取り組みます。
内容	住民のきめ細かな移動ニーズに応え、併せて効率的な運行を行うため、デマンドタクシーの運行形態の拡充に取り組むとともに、デジタル技術の導入によるデマンドタクシーの利便性・快適性の向上について検討します。
関連施策	・ 人にやさしい道路網・交通環境（公共交通維持・活性化事業等） ・ 甘楽町地域公共交通計画（デマンドタクシーの運行形態の改善及び地域内交通の維持、デジタル技術の導入によるデマンドタクシーの利便性・快適性の向上の検討、公共交通利用の促進に向けたPR活動）

施策	3-3 道路ネットワークの強化・維持に取り組みます。
内容	町内の道路整備を推進し、地域内及び広域間の道路ネットワークの強化・維持に取り組み、自家用車やデマンドタクシーの交通利便性を高めます。
関連施策	・ 人にやさしい道路網・交通環境（国県道整備事業、町道整備事業等） ・ 都市計画マスタープラン（都市計画道路の整備による広域交通体系の確立や都市内の連携強化や市街地内における安全で円滑な交通の確保）

6-4. 低未利用土地の利用と管理のための指針

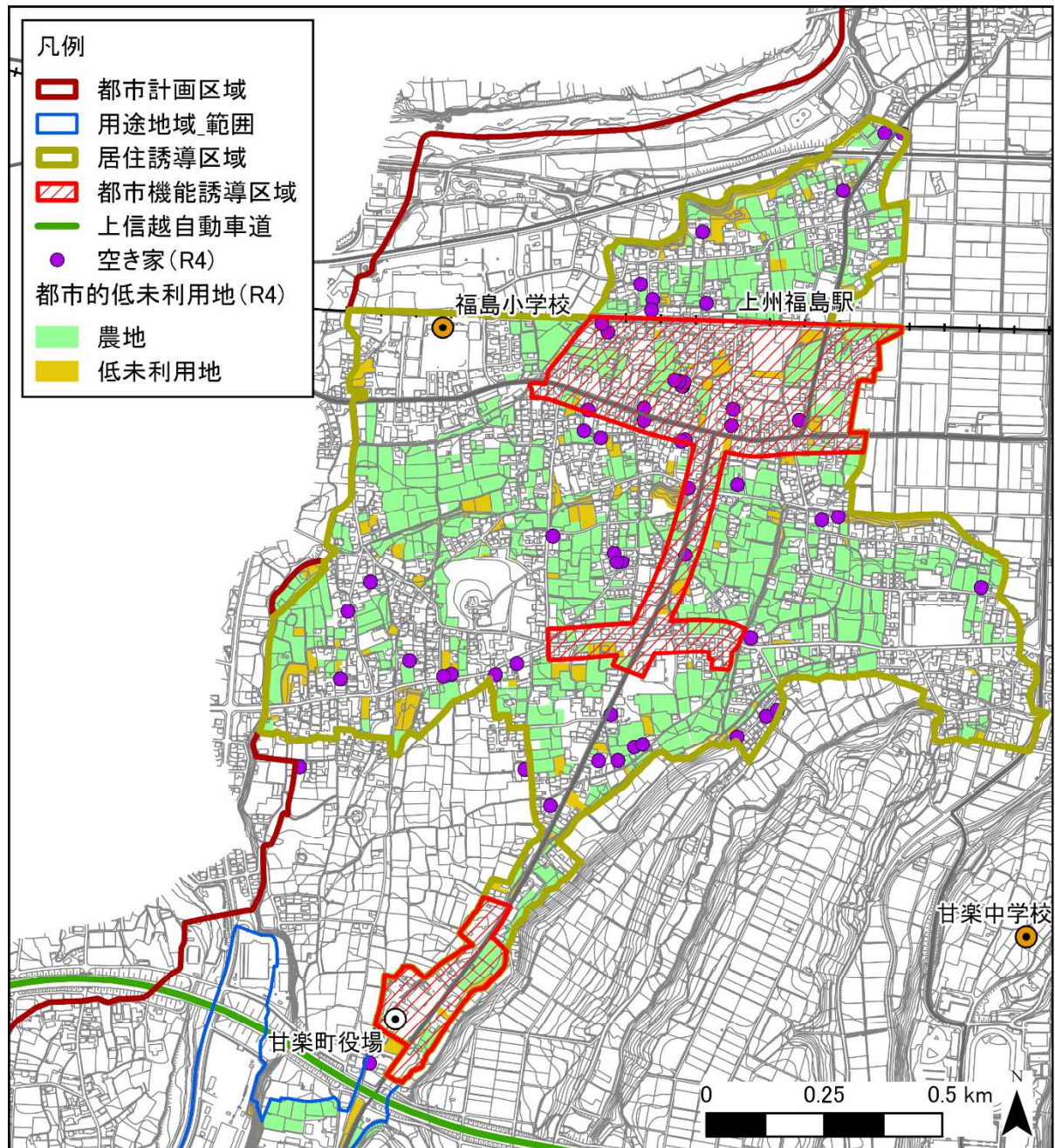
居住誘導区域への居住機能、都市機能誘導区域への誘導施設の立地を促すためには、誘導区域内における空き家・空き地等の低未利用土地を、地域の状況に即して有効に活用・更新するとともに、良好な居住環境を形成するため適正に管理することが不可欠です。このため、都市再生特別措置法第81条第14項に基づき、「低未利用土地利用等指針」を以下のように定めます。

町は、必要に応じ、都市再生特別措置法第109条の14各項に基づき、低未利用土地の所有者等に対し、土地利用や管理に関する情報の提供、専門家の派遣、指導・助言、勧告等の必要な措置を講じ、居住誘導区域内又は都市機能誘導区域内における低未利用土地の有効活用と適正管理を促進します。

表 6.1 低未利用地の利用と管理のための指針

利用指針	【都市機能誘導区域】 ・誘導施設の立地や、医療施設、商業施設、広場、駐車場等、地域の利便性を高める施設としての利用を推奨する。 ・空き家や空き店舗の活用により町の活性化を促すため、誘導施設や市民活動の拠点となる施設等としての整備を推奨する。 【居住誘導区域】 ・空き家や低未利用土地に対し、リノベーションによる空き家の再生等、良好な居住環境整備のための適切な利活用を推奨する。
管理指針	【空き家】 ・空き家の所有者又は管理者は、定期的に建物等の確認・清掃、空気の入れ替えや敷地内の除草等を行い、不具合を発見した場合は適切な措置を講ずるなど、周辺地域の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、適切に管理すること。 【空き地等】 ・空き地等の所有者又は管理者は、雑草の繁茂及び害虫の発生を予防するための定期的な除草や、雑草の繁茂による不法投棄の誘発、犯罪等を予防するため、適切な措置により管理すること。

図 6.4 居住誘導区域内の都市的未利用地と空き家



第7章 防災指針

7-1. 防災指針とは

7-1-1. 目的

近年、全国各地で河川堤防の決壊等による浸水や土砂災害が発生し、人命、家屋及び社会経済に甚大な被害が生じています。今後も気候変動の影響等によって、自然災害の激甚化・頻発化が懸念されることから、災害リスク対策の強化を目的に、令和2年に改正された都市再生特別措置法等に基づき、災害リスク対策の強化を目的に、立地適正化計画に「防災指針」が追加されました。

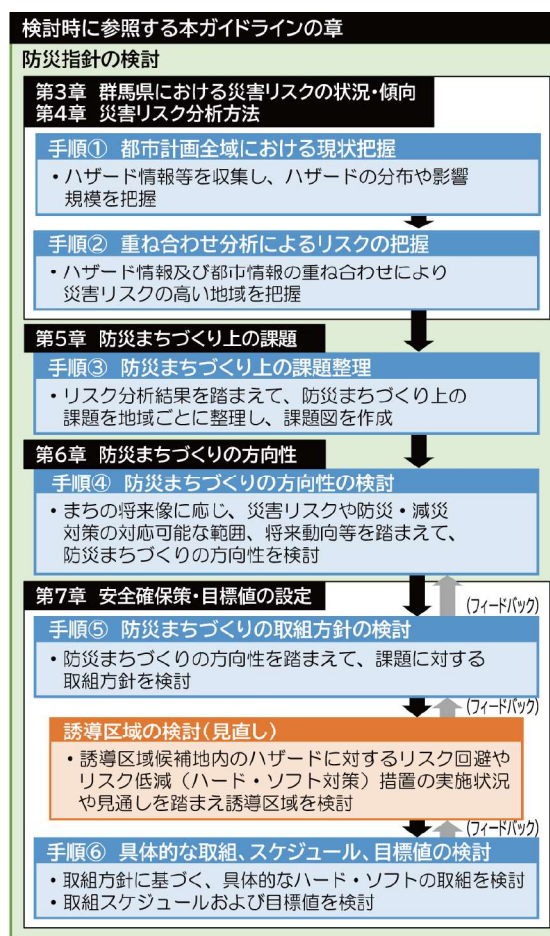
防災指針は、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針（コンパクトで災害に強いまちづくりの方針）として、防災・減災対策と併せて立地適正化計画に定めるものです。

7-1-2. 策定手順

防災指針については、国土交通省が公表している「立地適正化計画の手引き（令和6年4月改訂）」及び群馬県県土整備部が作成している「防災指針策定ガイドライン（令和7年3月）」に示されている手順に基づき検討します。

なお、防災指針の策定にあたっては、各種ハザード情報をはじめ、「甘楽町地域防災計画（令和8年3月頃を予定）」及び「甘楽町国土強靱化地域計画（令和3年3月）」等の関連する計画や様々な防災・減災対策事業等との整合や連携を図ります。

図 7.1 防災指針の検討フロー



出典：防災指針策定ガイドライン
（群馬県県土整備部・令和7年3月）

7-2. 災害リスクの分析

7-2-1. 本町において想定される災害

本町においては、以下のような災害が想定されます。

表 7.1 本町におけるリスク分類表

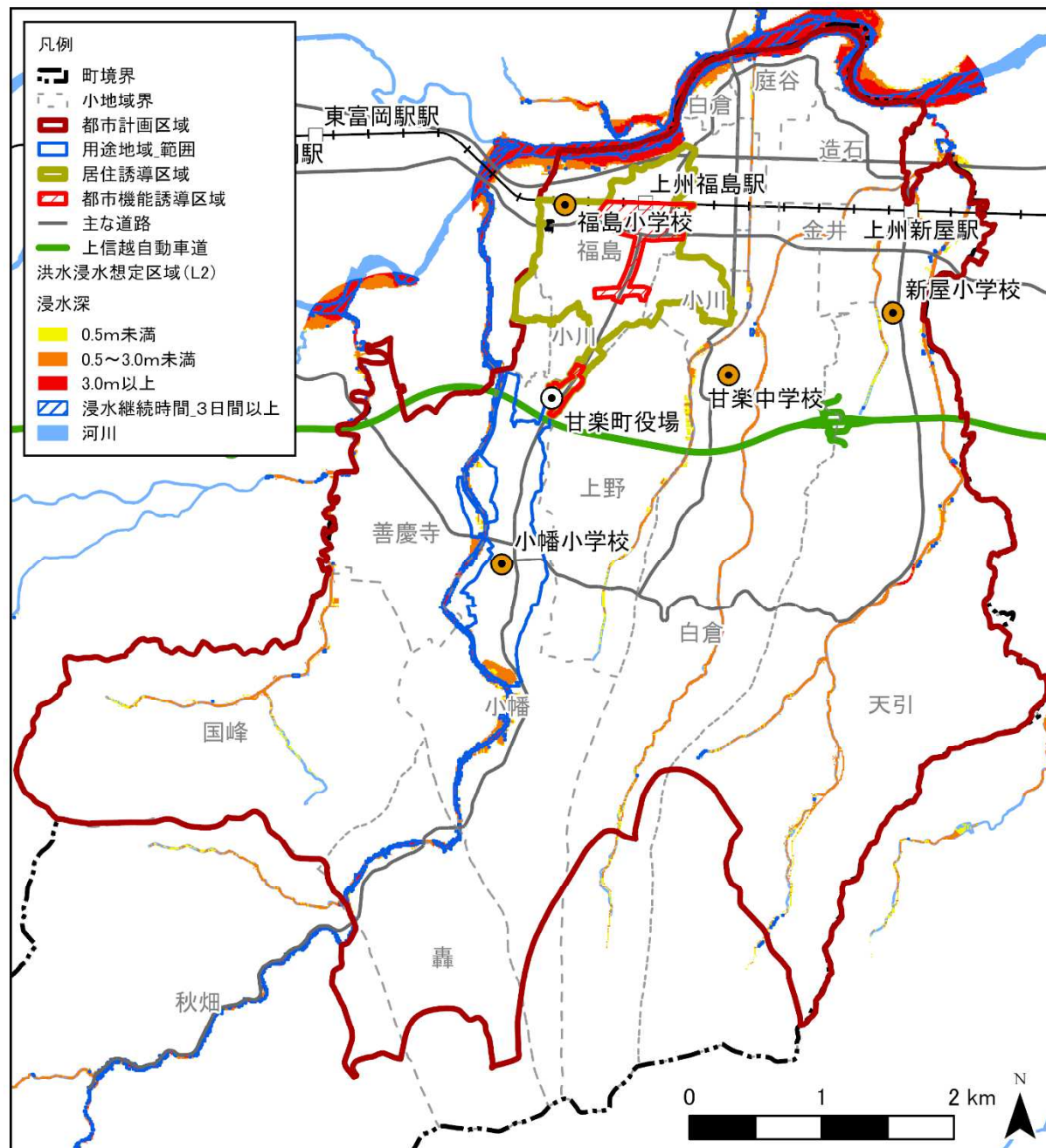
ハザード分類			考え方	対象※1
洪水	浸水 想定有	洪水浸水想定区域	浸水の可能性があるエリアを把握	○
	浸水 3m以上	浸水深想定最大規模が3m以上の区域	2階建て住宅等で垂直避難が困難であるレベルの浸水が発生するエリアを把握	○
	浸水 3日以上	浸水継続時間が72時間以上の区域	垂直避難が困難となる可能性があるエリアを把握	○
	氾濫流	家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)	家屋が倒壊する可能性があるエリアを把握	—
	河岸 浸食	家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸浸食)	家屋が倒壊する可能性があるエリアを把握	—
内水※2	浸水 想定有等	内水浸水想定区域 内水履歴 アンダーパス等の冠水が懸念される場所	比較的頻度が高く発生する市街地の浸水エリアを把握	—
土砂 災害	特別 警戒等	土砂災害特別警戒区域 地すべり防止区域 急傾斜地崩壊危険区域	災害レッドゾーンを把握	○
	警戒	土砂災害警戒区域	警戒避難体制の充実が特に求められる災害イエローゾーンを把握	○
火山 噴火	火砕流等	火山災害に係るハザードエリア (火砕流と火砕サージ、溶岩流、融雪型火山泥流)	火山の大規模噴火が人命・家屋に影響を及ぼすエリアを把握	—
地震	6弱 以上	想定最大深度が6弱以上のエリア 液状化の危険性があるエリア	旧耐震基準の建物が倒壊する可能性があるエリアを把握	○
その他	大規模 盛土	大規模盛土造成地マップ	大規模盛土造成地の位置を把握	△
	ため池 浸水	ため池浸水想定区域	浸水の可能性があるエリアを把握	—

※1：表中「○」はシミュレーション結果等が公表されているもの。「—」はシミュレーション結果等が公表されていないもの。「△」は位置を示したもの。

※2：内水に関して、雨水管理総合計画におけるリスク評価の結果、現状では公共下水道事業においてハード対策が必要な箇所はないと判断しています。気候変動による降雨量の変化は今後の重要な要素であるため、定期的な浸水リスクの再評価を行い、将来的な浸水リスクに対する備えを強化することで、地域の安全性向上に努めます。

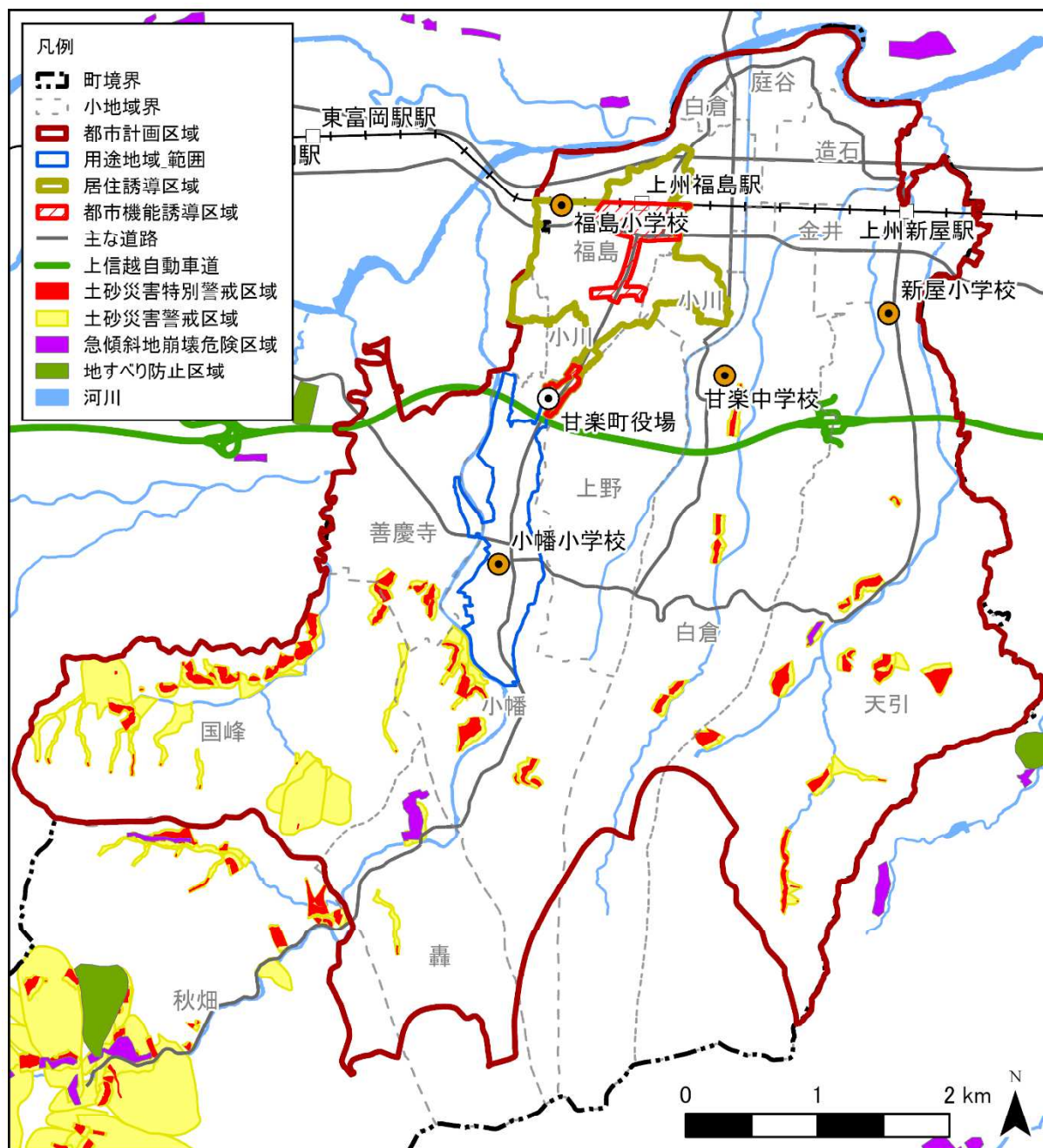
参考：防災指針策定ガイドライン（群馬県県土整備部・令和7年3月）

図 7.2 想定される災害（洪水）



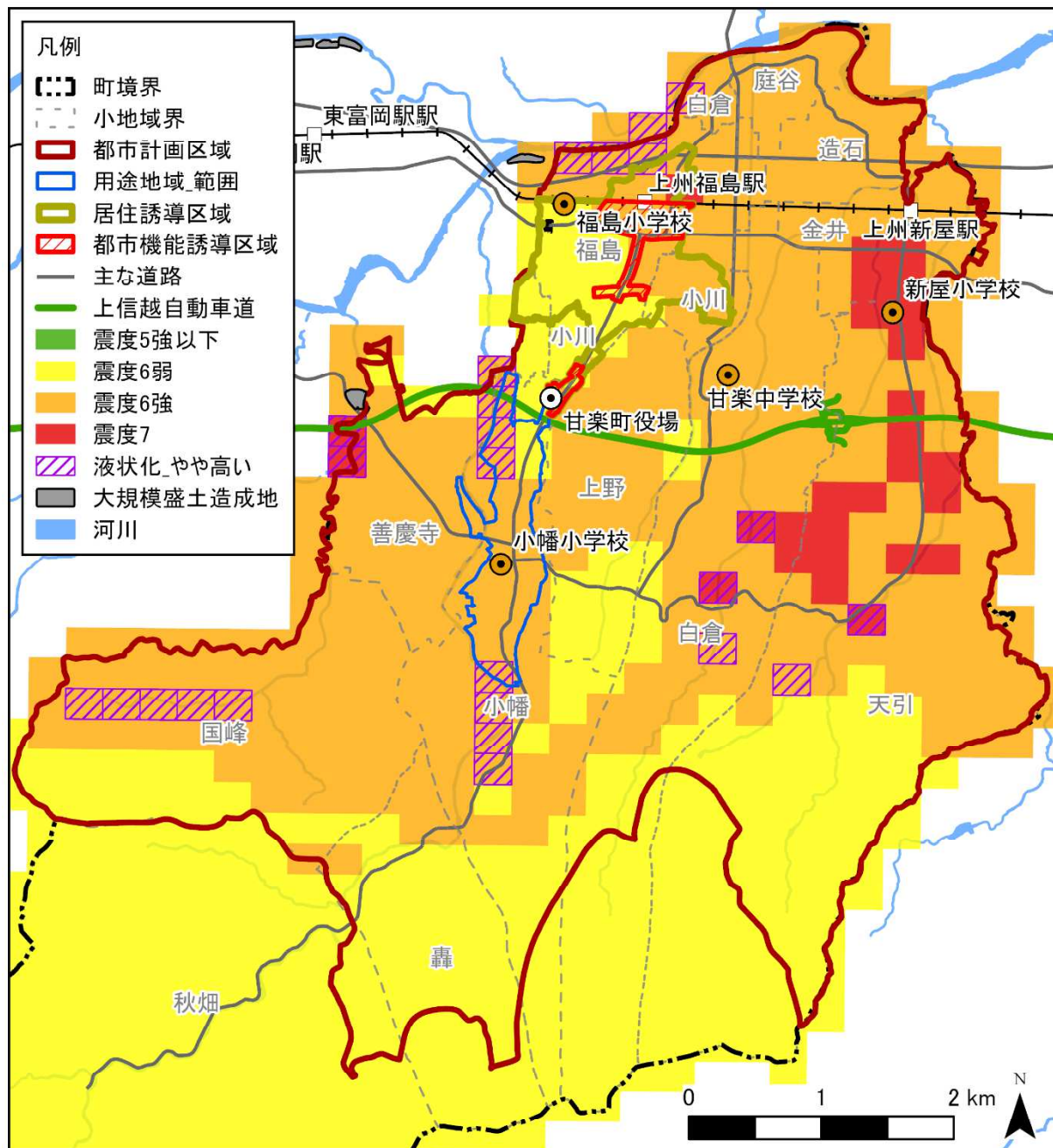
出典：洪水浸水想定区域（想定最大規模：浸水深、浸水継続時間）（群馬県）

図 7.3 想定される災害（土砂災害）



出典：土砂災害警戒区域他（群馬県）

図 7.4 想定される災害（地震・大規模盛土造成地）



※大規模盛土造成地は、町内に1か所ある。ただし、位置を示したもので、地震時等に危険な箇所として示されたものではない。

出典：関東平野北西縁断層帯主部の震度分布・液状化危険度他（群馬県）
大規模盛土造成地マップ（群馬県）

7-2-2. 災害リスクの分析方法

本町で想定される災害について、防災上の課題を把握するために、都市計画区域全域を対象に、以下の重ね合わせ分析を行います。

なお、地震に関しては、町全域で震度6弱以上が想定されており、場所にかかわらず耐震化や防災対策が必要となることから個別の分析は除きます。

表 7.2 重ね合わせ分析

災害	災害ハザード		分析項目		分析の視点
洪水	洪水浸水想定区域 (想定最大規模： 浸水深、 浸水継続時間)	×	①災害のおそれのあるエ リアの居住者数 (住宅・人口)	⇒	・洪水による災害のおそれ のあるエリアの居住者数 の把握
			②防災施設 (避難所・防災拠点)	⇒	・洪水による防災施設の利 用への影響把握
			③要配慮者施設 (介護・福祉施設)	⇒	・洪水による要配慮者利用 施設への影響把握
土砂 災害	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域 急傾斜地崩壊危険区域	×	①災害のおそれのあるエ リアの居住者数 (住宅・人口)	⇒	・土砂災害による災害のお それのあるエリアの居住 者数の把握
			②防災施設 (避難所・防災拠点)	⇒	・土砂災害による防災施設 の利用への影響把握
			③要配慮者施設 (介護・福祉施設)	⇒	・土砂災害による要配慮者 利用施設への影響把握
地震	町全域で震度６弱以上の想定がなされており、場所にかかわらず防災対策をすべきことから 個別の分析は除く。				

表 7.3 重ね合わせ分析に用いる情報

分析項目	情報	概要
災害のおそれのあるエリアの居住者数	住宅	・都市計画基礎調査の建物利用現況データより、「5：住宅、6：共同住宅、7：店舗等併用住宅、8：店舗等併用共同住宅、9：作業所併用住宅」かつ「面積 50 m ² 以上」の属性を抽出したもの。
防災施設	避難所	・甘楽町地域防災計画の広域避難所、避難所を対象とする。
	防災拠点	・防災拠点（甘楽町役場、道の駅甘楽、甘楽スマートIC、甘楽パーキングエリア）を対象とする。
要配慮者利用施設	介護・福祉施設	・町内に立地する介護・福祉施設を対象とする。

7-2-3. 本町における災害リスクのまとめ

各災害リスクの重ね合わせ分析の結果から、都市計画区域内における災害リスクは、以下のように整理されます。

- 居住誘導区域内は、指定時に災害のおそれのある範囲は除外していることから、洪水、土砂災害の発生は想定されていません。ただし、不測の事態は想定されるため、備蓄物資の備え等一般的な防災対策が必要です。
- 居住誘導区域以外においては、河川沿いの住宅の一部で洪水が、山間部の住宅で土砂災害が想定されており、災害リスクに応じた対策が必要です。なお、都市計画区域外における防災施設の一部は洪水が想定される範囲に近接していたり、土砂災害警戒区域内に立地していたりします。
- 都市計画区域全域で震度6弱以上の想定がなされており、居住誘導区域の内外にかかわらず、耐震化等の対策が必要です。

表 7.4 重ね合わせ分析のまとめ

災害	分析項目	まとめ
洪水	①災害のおそれのあるエリアの居住者数 (住宅・人口)	・洪水浸水想定区域(想定最大規模)0.5m以上に該当する人口は354人(都市計画区域人口の3.0%)であり、災害リスクに応じた対策が必要です。 ・居住誘導区域には洪水浸水想定区域(想定最大規模)は想定されていません。
	②防災施設 (避難所・防災拠点)	・洪水は想定されていません。
	③要配慮者施設 (介護・福祉施設)	・洪水は想定されていません。
土砂災害	①災害のおそれのあるエリアの居住者数 (住宅・人口)	・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域・急傾斜地崩壊危険区域に該当する人口は356人(都市計画区域人口の3.0%)であり、災害想定に応じた対策が必要です。 ・居住誘導区域には土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域・急傾斜地崩壊危険区域は想定されていません。 ・都市計画区域外において、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域・急傾斜地崩壊危険区域・地すべり防止区域が想定されており、対策が必要です。
	②防災施設 (避難所・防災拠点)	・土砂災害は想定されていません。
	③要配慮者施設 (介護・福祉施設)	・土砂災害は想定されていません。
地震	町全域で震度6弱以上の想定がなされており、場所にかかわらず耐震化等の対策が必要です。	

図 7.5 重ね合わせ分析を踏まえた課題図



表 7.5 洪水浸水想定区域（想定最大規模）の居住者数（都市計画区域内）

区域	浸水深 0.5m未満		浸水深 0.5～3.0m		浸水深 3.0m以上		合計		都市 計画 人口 比率
	棟数 (棟)	人口 (人)	棟数 (棟)	人口 (人)	棟数 (棟)	人口 (人)	棟数 (棟)	人口 (人)	
居住誘導 区域	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
居住誘導 区域外	41	78	141 (10)	268 (19)	4 (2)	8 (4)	186 (12)	354 (23)	3.0%
計	41	78	141 (10)	268 (19)	4 (2)	8 (4)	186 (12)	354 (23)	3.0%

※表中（）は浸水継続時間3日以上のもの。

表 7.6 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の居住者数（都市計画区域内）

区域	土砂災害 警戒区域		土砂災害 特別警戒区域		急傾斜地崩壊 危険区域		合計		都市 計画 人口 比率
	棟数 (棟)	人口 (人)	棟数 (棟)	人口 (人)	棟数 (棟)	人口 (人)	棟数 (棟)	人口 (人)	
居住誘導 区域	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
居住誘導 区域外	161 (3)	306 (6)	23 (1)	44 (2)	3	6	187	356	3.0%
計	161 (3)	306 (6)	23 (1)	44 (2)	3	6	187	356	3.0%

※表中（）は急傾斜地崩壊危険区域との重複数。

災害のおそれのあるエリアの居住者数の算出方法について（GIS活用による算出）

災害のおそれのあるエリアの居住者数は、以下の手順で算出した。

①住宅データの作成

- ・都市計画基礎調査の建物利用現況データより、「5:住宅、6:共同住宅、7:店舗等併用住宅、8:店舗等併用共同住宅、9:作業所併用住宅」かつ「面積 50 平米以上」の属性を抽出し、住宅データを作成。

②住宅データと災害情報（洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等）と重ね合わせ分析し、該当する住宅棟数を算出。

③住宅棟数に棟当たり平均人数を乗じて、人口を算出。

- ・都市計画区域内住宅 6,247 棟、人口 11,903 人（R2）から棟当たり平均棟数 1.9 人と仮定し、小数点以下切上げで試算。

7-3. 防災・減災まちづくりに向けた課題と方針

7-3-1. 防災・減災まちづくりに向けた課題

災害リスクの重ね合わせ分析のまとめを踏まえ、防災・減災まちづくりに向けた課題を整理します。

表 7.7 防災・減災まちづくりに向けた課題

リスク	課題	概要
共通	防災拠点等の安全性の確保	・災害応急活動や観光客への防災対策等の機能が求められる防災拠点について、災害想定を踏まえ、十分な安全性及び機能継続性を確保することが必要です。
	災害に対する安全な避難空間の確保	・災害発生時、人的被害を最小限に抑える視点から、早期の避難が可能な範囲に安全な避難空間を確保する必要があります。
	ライフラインの機能維持	・社会の機能を維持する観点から、道路・ライフライン等の各種施設の耐震化・機能維持に加え、非常時の電源等エネルギーの確保にも取り組む必要があります。
	情報の伝達体制の確保	・大規模な災害発生時における迅速かつ的確な情報の伝達体制を確保するため、平常時より通信手段の運用・整備・維持管理を図る必要があります。
	自助・共助による防災体制の強化	・自分や家族の身の安全を確保するための「自助」、災害時要配慮者の避難を地域ぐるみで支援するなど地域の安全をともに高めていく「共助」の相互連携により、防災体制を総合的に強化する必要があります。
	災害時要配慮者への支援	・地域の高齢者、災害時要配慮者の安全な場所への早期避難を支援する体制や仕組みを強化する必要があります。
洪水	洪水リスクを低減する河川や排水施設の整備	・居住誘導区域外の河川沿いの集落においては、洪水のおそれが想定されていることから、災害の発生抑制に向けた河川や排水施設の整備等、洪水リスクの低減に向けた対策が必要です。
	洪水リスクを回避する土地利用の誘導	・浸水想定区域において土地利用や住宅等の建築が進むことは、洪水リスクを増大させることにつながるため、当該区域においては開発を抑制するなど、洪水リスクの回避に向けた対策が必要です。
土砂災害	土砂災害リスクを低減する施設の整備	・居住誘導区域外の山沿いの集落においては、土砂災害のおそれが想定されていることから、災害の発生抑制に向けた施設整備等、土砂災害リスクの低減に向けた対策が必要です。
	土砂災害リスクを回避する土地利用の誘導	・土砂災害特別警戒区域等土砂災害のおそれのある区域は、生命・財産に関わる被害が生じるおそれがあることから、当該区域においては開発を抑制するなど、土砂災害リスクの回避に向けた対策が必要です。
地震	建築物の耐震・不燃化の促進	・昭和 56 年以前の旧耐震基準の一般住宅等を対象とした住宅の耐震化や建築物の不燃化を進め、町の防災力を向上していく必要があります。
	地震に強い市街地への改善	・地震災害発生時に緊急車両の通行や住民の避難が困難となる狭あい道路の解消や延焼拡大を抑制するオープンスペースの確保等の市街地の改善に取り組む必要があります。

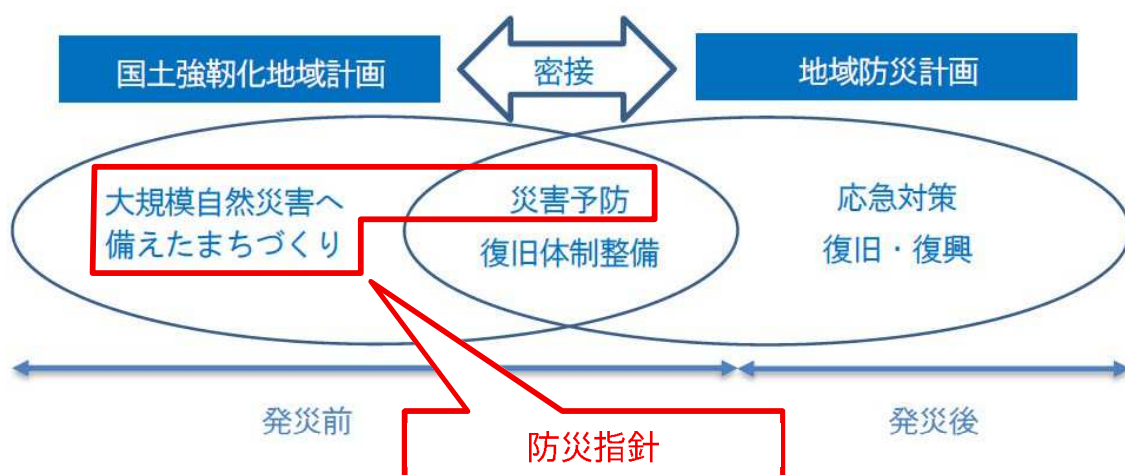
7-3-2. 防災・減災まちづくりの取組方針

(1) 国土強靱化地域計画と地域防災計画との関係

本町では、防災・減災のまちづくりに関わる計画として、「国土強靱化地域計画（平時の備えを中心にしてまちづくり全体の視点からの包括的な計画）」及び「地域防災計画（災害毎の防災業務を定め、災害予防や災害発生後の応急対策、復旧等を示した計画）」が策定されています。

防災指針では、両計画と整合を図り、主に発災前における「大規模自然災害へ備えたまちづくり」及び「災害予防」の視点から、防災・減災まちづくりの方針、具体的な取組を位置付けます。

図 7.6 防災指針と国土強靱化地域計画等との関係



(2) 防災・減災まちづくりの取組方針

防災・減災まちづくりの取組方針は、防災・減災まちづくりに向けた課題、国土強靱化地域計画の基本目標として設定されている「住民の生命の保護が最大限図られる」こと、「本町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される」ことを踏まえ、以下のように設定します。

○取組方針1：災害リスクを低減させるまちづくり

住民の生命を守ることが最大限図られるよう、現在の居住環境において、災害が発生しても身の安全が確保でき、被害を最小限に低減させるため、ハード・ソフトの両面にわたる取組を進めます。

○取組方針2：災害リスクを回避するまちづくり

住民の生命だけでなく、財産や暮らし、都市活動等についても致命的な障害を受けず維持できるよう、災害が想定される場所への居住や都市機能の立地を抑制することで、災害の発生による被害を回避する取組を進めます。

7-4. 具体的な取組、スケジュール

7-4-1. 「災害リスクを低減させるまちづくり」に向けた具体的な取組

リスク	具体的な取組		主体	実施時期		
				短期 5年	中期 10年	長期 20年
共通	ハード	防災上重要な施設等の優先的な安全性及び機能継続性を確保します。	町	→	→	
		早期の避難が可能な範囲への安全な避難空間を確保します。	住民等・町	→		
		ライフラインの機能を維持します。	町	→	→	
		観光客への防災対策を支援するための施設整備に取り組みます。	町	→	→	
	ソフト	情報伝達手段の運用・整備・維持管理に取り組みます。	町	→		
		防災マップ、広報紙、パンフレットの配布等を通じた災害ハザード情報の公表・周知に取り組みます。	町	→		
		様々な機会を通じた、防災意識の向上に取り組みます。	住民等・町	→		
		災害時における共助を高めるための様々なコミュニティ活動への支援に取り組み	住民等・町	→		
		災害時要配慮者利用施設の避難支援体制を確保します。	町	→		
	洪水	ハード 河川及び水路の改修等を促進します。	県・町	→	→	→
	土砂災害	ハード 土砂災害対策を推進します。	県	→	→	→
地震	ハード	建築物の耐震・不燃化を促進します。	住民等・町	→	→	
	ハード	狭あい道路の解消等により地震に強い市街地へと改善します。	県・町	→	→	

7-4-2. 「災害リスクを回避するまちづくり」に向けた具体的な取組

リスク	具体的な取組		主体	実施時期		
				短期 5年	中期 10年	長期 20年
洪水	浸水リスクの高い区域における住宅等開発等の抑制に取り組みます。		町	→	→	→
土砂災害	土砂災害リスクの高い区域における住宅等開発等の抑制に取り組みます。		町	→	→	→

第8章 定量的な目標値

8-1. 評価指標と目標値

本計画は、目標年度を概ね20年後の令和27（2045）年度とする長期的な計画です。

そのため、本計画に位置付けた各種施策の進捗状況やその効果等を見極め、より効果的に計画を推進することを目指し、以下の目標値を設定します。

（1）方針1 「多世代が安心して暮らせる“まちのまとまり”の形成」における評価指標

1）人口に関する指標

方針1の人口に関する評価指標として、“まちのまとまり”を維持（20人/haの人口密度）することを目指しながら、将来的な人口減少下にあっても居住誘導区域内の人口割合を高めることで持続可能な都市の実現を目指すため、「居住誘導区域内の人口割合」を設定します。

評価指標	【基準】 令和2年度 (2020年度)	【5年後目標】 令和12年度 (2030年度)	【目標】 令和27年度 (2045年度)
居住誘導区域内 の人口割合 (人口密度)	24.4% (20.9人/ha)	26.0%以上 (19.8人/ha以上)	28.0%以上 (17.2人/ha以上)
・目標とする人口密度は、国立社会・人口問題研究所の地域別将来推計人口における人口減少を上回る水準を下限とし、20人/ha（居住誘導区域内人口／居住誘導区域面積）を目指します。 ・概ね5年ごとに実施する都市計画基礎調査の人口情報を基に、以下の算定式により算定します。 ○居住誘導区域内の人口割合(%)＝居住誘導区域内人口(人)／都市計画区域内人口(人)×100			

2）防災指針に関する指標

方針1の防災指針に関する評価指標として、町内における災害のおそれのある地域での開発抑制や、災害リスクの少ない居住誘導区域へ居住の誘導を図ることで、町内における災害被害の低減を目指すため、「災害のおそれのある地域に居住する人口の割合」を設定します。

評価指標	【基準】 令和2年度 (2020年度)	【5年後目標】 令和12年度 (2030年度)	【目標】 令和27年度 (2045年度)
災害のおそれのある地域に 居住する人口の割合	3.1%	3.1%未満	3.1%未満
・概ね5年ごとに実施される国勢調査の人口情報を基に、以下の算定式により算定します。 ・災害のおそれのある地域は、「想定最大規模(L2)による洪水浸水想定区域（浸水深3.0m以上）」及び「土砂災害警戒区域・特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域」とします。 ○災害のおそれのある地域に居住する人口の割合(%) ＝災害のおそれのある地域に居住する人口(人)／都市計画区域人口(人)×100			

3) 財政に関する指標

方針1の財政面に関する評価指標として、居住誘導区域内への居住の誘導等に取り組むことで、人口や都市機能の集積に伴うエリア価値の維持・向上による地価水準の確保を目指すため、「居住誘導区域内の地価公示平均価格」を設定します。

評価指標	【基準】 令和7年度 (2025年度)	【5年後目標】 令和12年度 (2030年度)	【目標】 令和27年度 (2045年度)
居住誘導区域内の 地価公示平均価格	0.1%	0%以上 【町全域公示価格平均 を上回る上昇率(また は下回る下落率)】	0%以上 【町全域公示価格平均 を上回る上昇率(また は下回る下落率)】
・地価公示を基に、以下の算定式により算定します。 ○居住誘導区域内の地価公示平均価格の5年前比差分(%) ＝居住誘導区域内の地価公示平均価格の5年前増減比(%) －町全域の地価公示平均価格の5年前増減比(%)			

※地価公示とは、地価公示法に基づいて、国土交通省土地鑑定委員会が、適正な地価の形成に寄与するために、毎年1月1日時点における標準地の正常な価格を3月に公示するものです。町内では3か所で公示されています。

(2) 方針2 「都市機能の維持・集約、生活利便性の向上」における評価指標

方針2に関する評価指標として、都市機能誘導区域に誘導施設をはじめとする都市機能の維持・集約を進め、にぎわいの創出、居住誘導区域に居住する住民の生活利便性を向上させ、居住地としての魅力を高めることを目指すため、「都市機能誘導区域内の誘導施設割合」を設定します。

評価指標	【基準】 令和7年度 (2025年度)	【5年後目標】 令和12年度 (2030年度)	【目標】 令和27年度 (2045年度)
都市機能誘導区域内の 誘導施設割合	52.4%	52.4%以上	52.4%以上
・都市再生特別措置法に基づく届出データ（各年1月1日）を基に、以下の算定式により算定します。 ○都市機能誘導区域内の誘導施設割合(%) ＝都市機能誘導区域内の誘導施設数(施設)／町内における誘導施設数(施設)×100			

(3) 方針3 「誰もが移動しやすい都市構造の実現」における評価指標

方針3に関する評価指標として、公共交通の徒歩圏域への居住誘導や人口集積を行うことで、公共交通を維持し、誰もが移動しやすい都市構造を実現することを目指すため、「公共交通沿線の人口割合」を設定します。

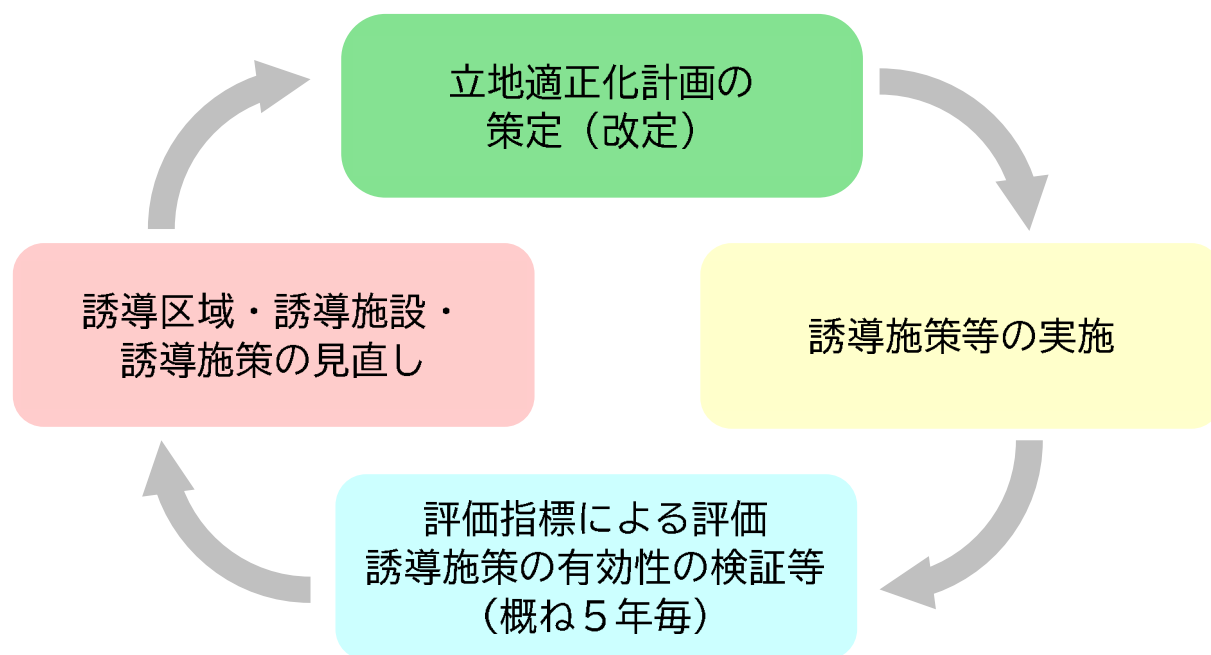
評価指標	【基準】 令和2年度 (2020年度)	【5年後目標】 令和12年度 (2030年度)	【目標】 令和27年度 (2045年度)
公共交通沿線の人口割合	34.1%	37.2%以上	41.3%以上
・概ね5年ごとに実施される国勢調査の人口情報を基に、以下の算定式により算定します。 ・公共交通徒歩圏域内人口は、鉄道駅を中心に公共交通徒歩圏域（800m以内）に居住する人口とします。 ○公共交通沿線人口割合(%) ＝公共交通徒歩圏域内人口(人)／都市計画区域人口(人)×100			

8-2. 計画の評価と進行管理

本計画の計画期間内において、概ね5年ごとに、「誘導施策」及び「評価指標」の達成状況について評価・検証します。

検証結果と誘導区域外における届出の実態、その他関連計画の変更等も踏まえ、必要に応じて「誘導区域」や「誘導施設」、「誘導施策」等について見直しを行います。

図 8.1 計画の進行管理のイメージ



甘楽町立地適正化計画（案）

令和8年1月版

甘楽町